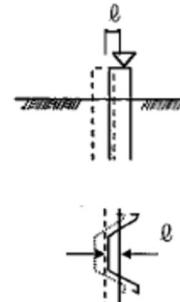
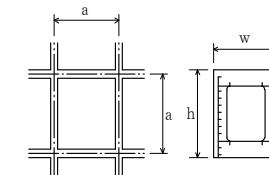


## 2 出来形管理基準 目次

2 出来形管理基準	
共通編・一般施工	1
共通編・土工	35
共通編・無筋・鉄筋コンクリート	42
河川編・築堤・護岸工	43
河川編・浚渫（河川）	48
河川編・樋門・樋管	49
河川編・水門	52
河川編・堰	53
河川編・排水機場	55
河川編・床止め・床固め	57
河川編・河川維持	59
河川編・河川修繕	60
砂防編・砂防堰堤	61
砂防編・渓流保全	65
砂防編・地すべり・急傾斜対策	68

道路編・道路改良	73
道路編・舗装	83
道路編・橋梁下部	85
道路編・鋼橋上部	93
道路編・コンクリート橋上部	109
道路編・トンネル（NATM）	116
道路編・共同溝工	120
道路編・電線共同溝	122
道路編・道路修繕	124
公園緑地編	

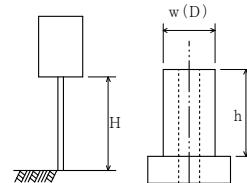
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう網矢板)	基準高 △  根入長  変位 $\ell$	±50  設計値以上  100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		指定仮設は1-3-10-5による。	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$  $\ell \geq 10m$  幅 W  高さ h  枠中心間隔 a  延長 L	-100  -200  -30  -30  ±100  -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。  枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1施工箇所毎		曲線部は設計図書による
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10m$  $\ell \geq 10m$  延長 L	-100  -200  -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1施工箇所毎		

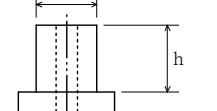
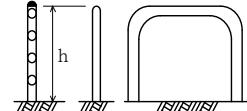
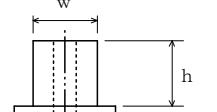
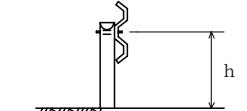
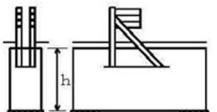
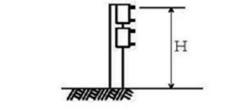
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用				
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
							$\ell \geq 3m$	-100							
		厚さ t				$t < 5cm$	-10	200m <sup>2</sup> につき1箇所以上、200m <sup>2</sup> 以下は2箇所をせん孔により測定							
						$t \geq 5cm$	-20								
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上									
						延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
1 共通編	3 一般施工	7 共通的 事項	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生シート工) (植生マット工) (人工張芝工) (植生筋工)	切土 法長 $\ell$	$\ell < 5m$ $\ell \geq 5m$	-200 法長の -4%	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
							$\ell < 5m$	-100							
		盛土 法長 $\ell$				$\ell \geq 5m$	法長の -2%								
						$\ell < 5m$	-200								
						延長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						

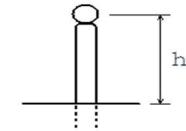
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査孔により測定。			
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%					
						厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積200m <sup>2</sup> につき1箇所、面積200m <sup>2</sup> 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。				
							$t \geq 5\text{cm}$	-20					
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 $L$		-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
						延長 $L$		-200					
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	9		小型標識工	設置高さ $H$		設計値以上	1箇所／1基				
						基礎	幅 $w(D)$	-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
							高さ $h$	-30					
						根入長	設計値以上						

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅W	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。	 	
							高さh	-30			
						パイプ取付高 H		+30、-20	1箇所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅W	-30	1箇所／施工延長40m 40m以下のものは、2箇所／1施工箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	 	
							高さh	-30			
						ビーム取付高 H		+30、-20	1箇所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅W	-30	1箇所／1基礎毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。	 	※ワイヤロープ式防護柵にも適用する。
							高さh	-30			
							延長L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30、-20	1箇所／1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		

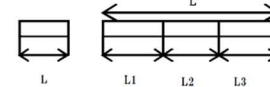
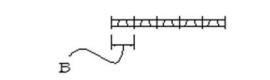
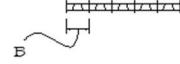
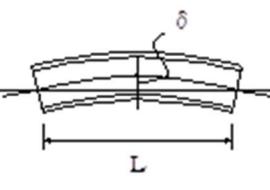
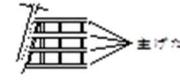
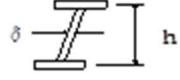
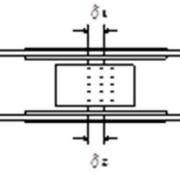
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	12		区画線工	厚さ (溶融式のみ)	設計値 以上	各線種毎に、1箇所測定する。		出来形管理書類として、施工箇所などを記入した路線図、平面図及びその他の調書を提出すること。
						路面表示 幅 長さ 文字矢印の寸法	+10、-5 -100 ±50	路面表示 横断歩道：全箇所 文字矢印：各種類毎に4個に1個、各部の寸法を測定する。		
						幅	+20、-5	施工区間延長10Km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2Km以下の場合は1箇所とする。 (車線境界線、外測線は上下線とも 測定)	破線の長さ及び間隔は1箇所30m区間で 個々に測定し、破線の平均値をL、間隔の平 均値をlとする。	
						長さ（破線の塗布長）  長さ（破線の間隔）	個々の 測定値 ±200かつ $L \geq$ 設計値 個々の 測定値 ±200かつ $l \leq$ 設計値			
						車線幅員（1車線の幅）	+75~0	直線部 施工区間延長10Km毎に1箇所測定し 最低3箇所とする。ただし、施工区間 延長が2Km以下の場合は1箇所とする (上下線とも測定) 曲線部 曲線毎に1箇所（上下線とも測定）※ 車線幅員の拡幅量に留意すること	※舗装工事の新設、改築、維持などの工事 に適用（区画線維持工事については工事監 督員と協議のこと。）	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所／10本  「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の管 理方法を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	13		道路付属物工 (鋼製大型視線誘導 標)	基礎幅 W1W2	-30	基礎 1基毎	測定箇所は、5-1-10-4-1 大型標識工に準 じる。	
						基礎高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値 以上	1箇所 / 1基	測定箇所は、5-1-10-4-2 大型標識工に 準じる。	

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
1 共通編	3 一般施工	3 共通的事項	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	部材精度	フランジ幅 $w$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。		I型鋼げた		
							腹板高 $h$ (m)	$\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$	床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。				
							腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots 2.0 < w$					
							板の平面度 $\delta$ (mm)	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)		トラス弦材		
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$					
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$					
部材長 $l$ (m)					鋼材		$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		トラス・アーチの弦材	桁材		
							トラス・アーチなど	$\pm 2 \dots l \leq 10$ $\pm 3 \dots l > 10$					
圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)							$l/1000$	主要部材全数を測定。 $l$ : 部材長 (mm)					

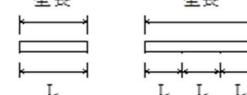
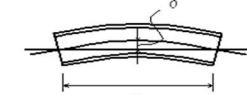
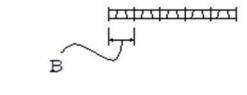
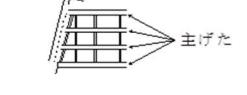
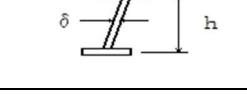
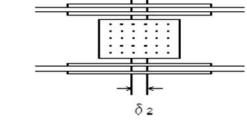
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的事項	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に測定。	単径間の場合  多径間の場合 	
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…B≤2 ±(3+B/2) … B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							主構の組立高さ h (m)	±5…h≤5 ±(2.5+h/2) …h>5	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…L≤100 25…L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長 (m)		
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5… L≤20 -5～+10… 20<L≤80 -5～+15… 40<L≤80 -5～+25… 80<L≤200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h : 主桁の高さ (mm) h : 主構の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h : 主桁の高さ (mm) h : 主構の高さ (mm)	
							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。マイナス側については設計値以上とする。		

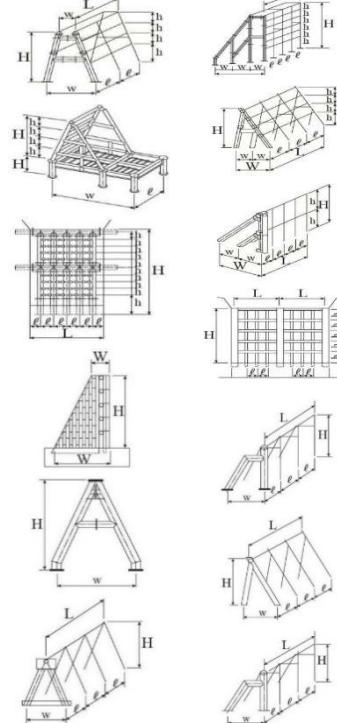
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的事項	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。	I型鋼げた 	トラス弦材 	
							板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)		
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート		$b/150$			
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)		$w/200$			
						部材長 $l$ (m)	鋼材		$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		
							トラス・アーチなど		$\pm 2 \dots l \leq 10$ $\pm 3 \dots l > 10$			
							伸縮継手		$-5 \sim +10$ $\dots l \leq 10$ $-5 \sim +(5+l/2)$ $\dots l > 10$			
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)		$l/1000$		主要部材全数を測定。		

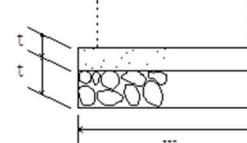
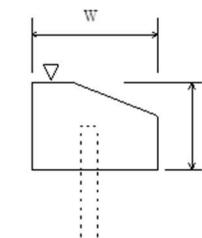
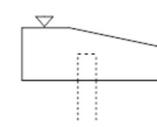
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	14	2	桁製作工 (仮組立による検査 を実施しない場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁、主構の支間長 (m)		
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L:主桁、主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L:主桁、主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁、主構の高さ (m)		
						現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ1, δ2 のうち大きいもの。 なお設計値が 5 mm以下の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。		

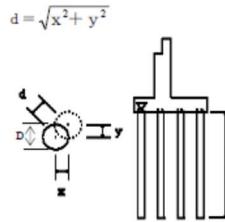
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	14	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。			
						堤長L	±30				
						堤長l	±10				
						堤幅W	±30				
						堤幅w	±10				
						高さH	±10				
						高さh	±10				
						本体の傾き	±H/500				
1 共通編	3 一般施工	3 共通的 事項	15		工場塗装工	塗膜厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッヂペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。			

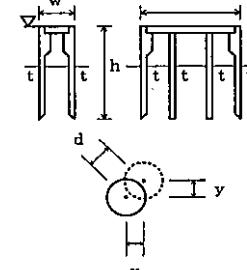
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的事項	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	綱道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。		
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅W	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					厚さt	設計値以上				
					延長L	各構造物の規格値による。				
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	1	法留基礎工 (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
					幅W	-30				
					高さh	-30				
					延長L	-200				
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
					延長L	-200				

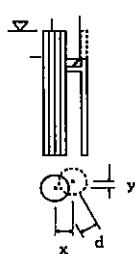
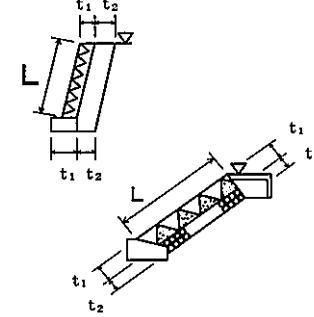
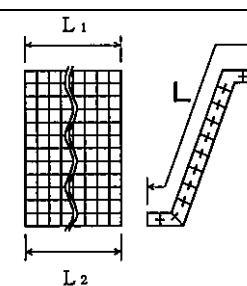
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート 杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	根入長	設計値 以上	「3次元計測技術を用いた出来形要領管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4既成杭工に準ずる。	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	偏心量 d	D / 4 以内 かつ 100以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる	

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6	深基礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4既製杭工に準ずる。		
					根入長	設計値以上				
					偏心量d	150以内				
					傾斜	1/50以内				
					杭径D	設計 (公称径) 以上※				
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	7	オープンケーン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$D = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーンの長さl	-50				
					ケーンの幅w	-50				
					ケーンの高さh	-100				
					ケーンの壁厚t	-20				
					偏心量d	300以内				
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	8	ニューマチックケーン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	測定箇所は、1-3-4-7オープンケーン基礎工に準ずる。		
					ケーンの長さl	-50				
					ケーンの幅w	-50				
					ケーンの高さh	-100				
					ケーンの壁厚t	-20				
					偏心量d	300以内				

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根入長	設計値以上				
						偏心量d	300以内				
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長l	-50				
						-100	-100				
						厚さ（ブロック積張）t1	-50				
						厚さ（裏込）t2	-50				
						延長L	-200				
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長l	-100				
						延長L1 L2	-200				

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						幅W	-100			
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						L<3m	-50			
						L≥3m	-100			
						厚さ(ブロック積張)t1	-50			
						厚さ(裏込)t2	-50			
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	5		石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						L<3m	-50			
						L≥3m	-100			
						厚さ(石積・張)t1	-50			
						厚さ(裏込)t2	-50			
						延長L	-200			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均 値( $X_{10}$ )について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個 未満の場合は測定値の平均値は適用 しない。	凍上抑制層 に適用する のは厚さ及 び幅の規格 値とする。
						厚さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理)	厚さ	-15	-5	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下 の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」 の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法（縁石、地覆等から下がり等） によることができる。	
							-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装 工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来 形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 10mm が含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で 標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影 面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚 さから求まる高さとの差とする。		

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)		厚さ	-9	-3	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m<sup>2</sup>に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
							幅	-25	-		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-2	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m<sup>2</sup>に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅	-25	-			
						平坦性	-	3mプロフィルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm以下 直読式（足付き） ( $\sigma$ ) 1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2	<ol style="list-style-type: none"> <li>3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</li> <li>個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</li> <li>計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</li> <li>厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</li> <li>厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</li> </ol>		
						平坦性	-	3mプロフィルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm以下 直読式（足付き） ( $\sigma$ ) 1.75mm以下			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。		
							-50	-				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均					
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)		厚さ	-9	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。		
							幅	-25	-				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25	-				
						平坦性	-	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 ( $\sigma$ ) 3mm 以下				
						目地段差	$\pm 2$		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
						平坦性	-	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合 ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 ( $\sigma$ ) 3mm 以下				
						目地段差	$\pm 2$		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+40 -15			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-8	<p>幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m<sup>2</sup>に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
							幅	-50	-		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
							幅	-25	-			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-35	-			
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下			
						目地段差		±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより ( $\sigma$ ) 2.4mm 以下			
						目地段差		±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $X_{10}$ )			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割りに測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $X_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	8	14	歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25	-			

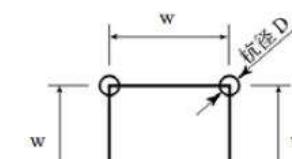
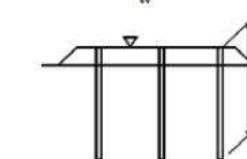
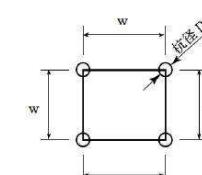
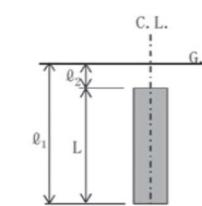
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅w	-100			
						延長L	-200			

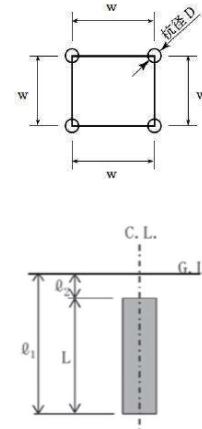
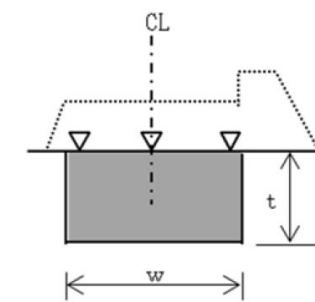
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w. (L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		

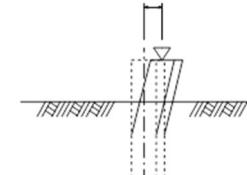
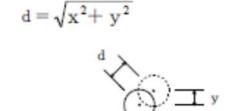
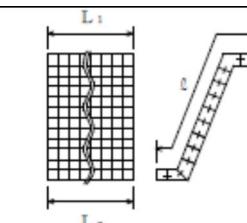
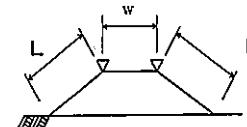
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7	8	バーチカルドレン工 (サンドドレン工) (ペーパードレン工) (袋詰式サンドドレン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレンの杭径は対象外とする。	  <p>※余長は、適用除外</p>			
						杭径D	設計値以上					
						打込長さh	設計値以上	全本数				
						サンドドレン、袋詰式サンドドレン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。				
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	±50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	 			
						位置・間隔w	D/4					
						以内	設計値以上					
						深度l	設計値以上	全本数 $L = l_1 - l_2$ $l_1$ は改良体先端深度 $l_2$ は改良体天端深度				

## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工管理データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						位置・間隔w	設計値以上			
						杭径D	設計値以上			
						深度l	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		

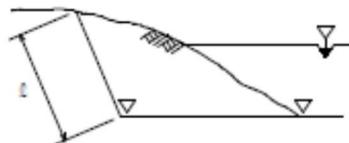
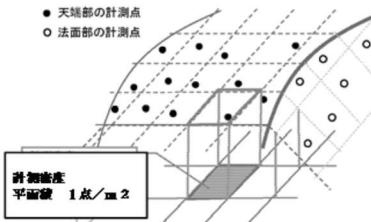
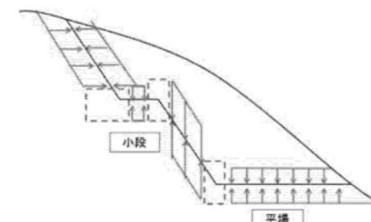
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						根入長	設計値以上			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカーワーク)	削孔深さL	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						配置誤差d	100			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長L	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L1L2	-200			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天端幅w	-100			
						法長L	-100			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

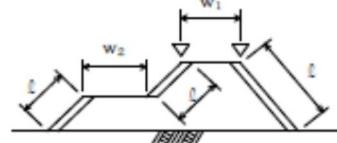
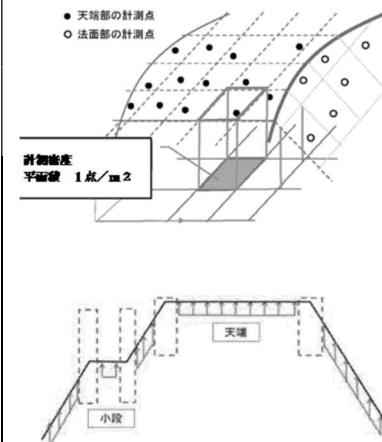
## 共通編・一般施工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工（壁式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さL	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さL	-50			
						変位	D/4以内			
						壁体長L	-200			

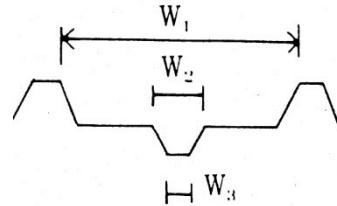
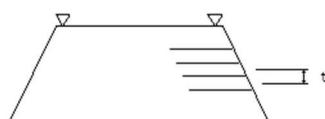
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
法長L	L < 5m	-200								
	L ≥ 5m	法長-4%								
延長	設計値以上									
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	2	2	掘削工（切土工） (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わった場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
平場	標高較差	±50								
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70								
法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70								

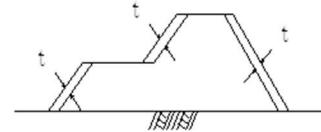
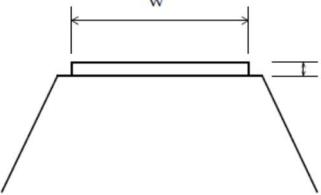
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
法長L	L < 5m	-100								
	L ≥ 5m	法長-2%								
幅W1W2		-100								
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を探用する。		
平場	標高較差	-50								
法面 4割<勾配	標高較差	-50								
法面 4割≥勾配 (小段含む)	水平または 標高較差	-60								
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さLに対する、水平方向の長さXをX割と表したもの。										

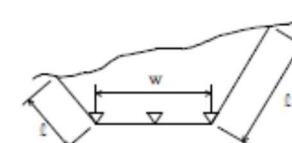
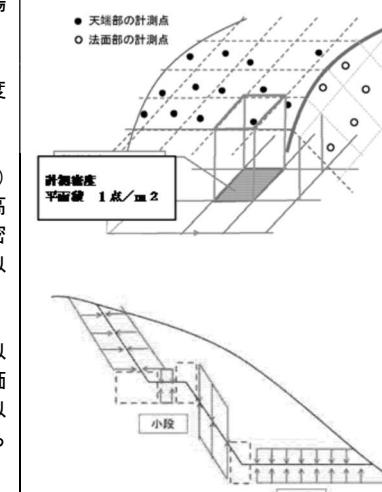
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3	3	築堤	堤間W1	-200	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						低水路幅W2、W3	-100			
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補 強土工法) (ジオテキスタイル を用いた補強 土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施するこ とができる。		
						厚さt	-50			
						控え長さ	設計値 以上			

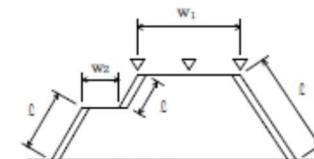
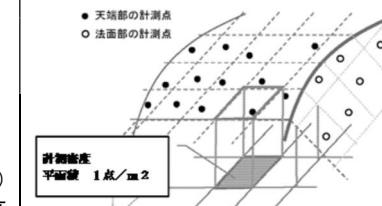
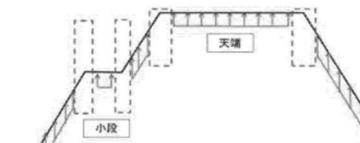
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	3		整形仕上げ工	厚さ t	※-30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>			
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	4		天端敷砂利工	厚さ	t < 15 cm t ≥ 15 cm	-25 -50	<p>幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以下は2箇所、中央で測定。</p>		

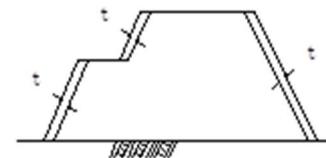
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽	±50	施工延長40m（測定間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		
法長L	L < 5m	-100								
L ≥ 5m	法長-4%									
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（切土工） (面管理の場合)	幅W	-100			
平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。								

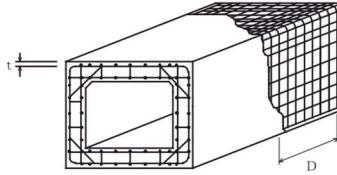
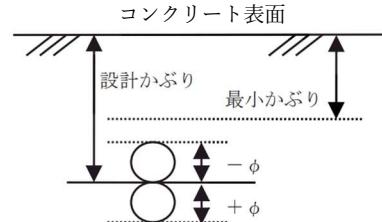
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		
法長L	L < 5m	-100								
	L ≥ 5m	法長-2%								
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ (面管理の場合)	幅W1W2	-100	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わるのは、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
平均値	個々の計測値									
平場	標高較差	±50								
法面(小段含む)	水平または標高較差	±80								

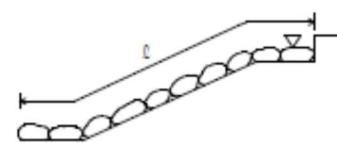
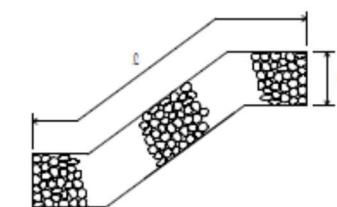
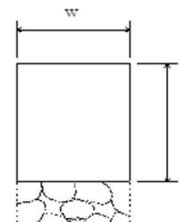
## 共通編・土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	5		整形仕上げ工	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 法の中央で測定 ※土羽うちのある場合に適用 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。。		
1 共通編	4 土工	3 河川土工、 海岸土工、 砂防土工	8		凍上抑制層			1-3-6-5-1 アスファルト舗装工（下層路盤工）に準ずる。		

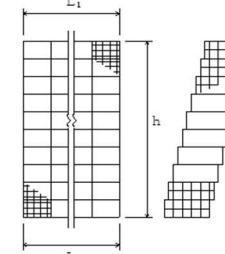
## 共通編・無筋・鉄筋コンクリート

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・鉄筋コンクリート	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔 d	設計値 ±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n 本間の長さ n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。	 	

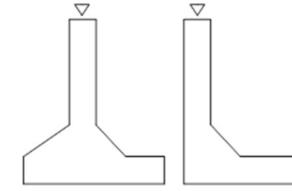
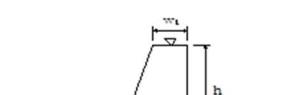
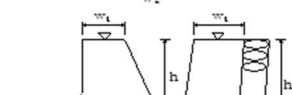
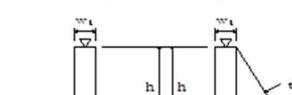
## 河川編・築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長L	-200			
						延長L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長L	-100			
						厚さ t	-50			
						延長L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	10		笠コンクリート工			1-3-4-3 法留基礎工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅W	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			

## 河川編・築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	14	1	護岸付属物工 (じやかご)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。	測定箇所は2-1-3-9-2多自然型護岸工（かごマット）に準ずる。	
						法長 $L < 3m$	-50			
						法長 $L \geq 3m$	-100			
						厚さ $t$	-50			
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	14	2	護岸付属物工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ $h$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 $L_1, L_2$	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	15		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		

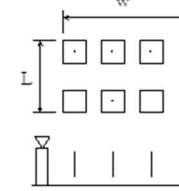
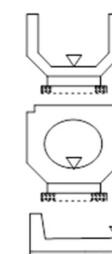
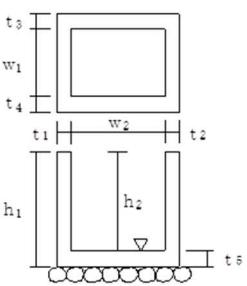
## 河川編・築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	16		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						延長L	-200	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
2 河川編	1 築堤・護岸工	3 護岸工	17		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅w1、w2	-30			
						高さ h	h < 3m	-50		
							h ≥ 3m	-100		
						延長L	-200	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

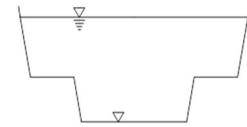
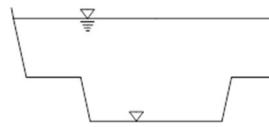
## 共通編・築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸工	4 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽ 厚さ t 幅w1、w2 延長L1、L2	±100 -20 -20 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		
2 河川編	1 築堤・護岸工	4 根固め工	5		沈床工	基準高▽ 幅w 延長L	±150 ±300 -200	1組毎		
2 河川編	1 築堤・護岸工	4 根固め工	6		捨石工	基準高▽ 幅w 延長L	-100 -100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		

## 共通編・築堤・護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸工	5 水制工	10		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		
						幅w	±300			
						方向	± 7°			
						延長L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸工	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
						延長L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸工	8 附帯道路工	8		集水ます工	基準高▽	±30	<p>1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		
						※厚さ t1~t5	-20			
						※幅w1、w2	-30			
						※高さ h1、h2	-30			

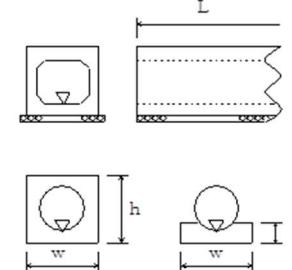
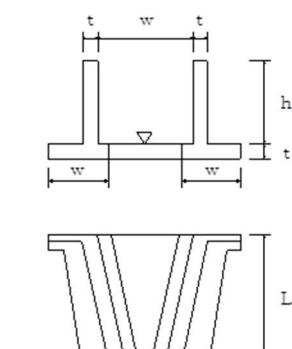
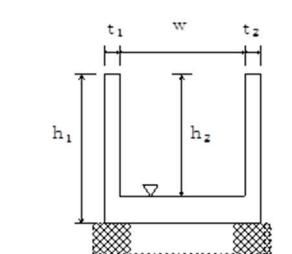
## 河川編・浚渫（河川）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用			
2 河川編	2 浚渫 (河川)	2 浚渫工・ポンプ浚渫船	2		浚渫船運転工	基準高▽	200 P s	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。					
							500 P s	-1000～+200						
							1000 P s	-1200～+200						
							250 P s	-800～+200						
							420 P s	-1000～+200						
							600 P s	-1200～+200						
							1350 P s	-1200～+200						
							幅w							
							延長L							
							-200							
2 河川編	2 浚渫 (河川)	3 浚渫工	2		浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)		基準高▽		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。					
							幅w							
							延長L							
							-200							

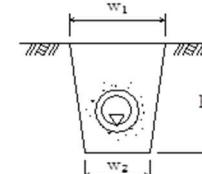
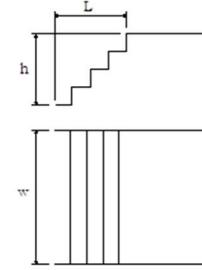
## 河川編・樋門・樋管

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	5	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。		
						厚さ t1~t8	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅w1、w2	-30	門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						内空幅w3	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						内空高h1	±30			
						延長L	-200			
2 河川編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	5	2	函渠工 (ヒューム管) (P C管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200	1施工箇所毎		

## 河川編・樋門・樋管

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	5	3	函渠工 (P C函渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※は、現場打部分のある場合		
						※幅w	-50			
						※高さh	-30			
						延長L	-200	1施工箇所毎		
2 河川編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	6	7	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さt	-20			
						幅w	-30			
						高さh	±30			
						延長L	-50			
2 河川編	3 樋門・ 樋管	4 樋門・ 樋管工	7		柵渠工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、製品使用の場合、製品寸法について規格証明書等による。		
						厚さt1、t2	-20			
						幅w	-30			
						高さh1、h2	-30			
						延長L	-200	1施工箇所毎		

## 河川編・樋門・樋管

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・ 樋管	5 水路工	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200			
2 河川編	3 樋門・ 樋管	6 付属物設置工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅w	-30	1回／1施工箇所		
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0段			

## 河川編・水門

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	4 水門	3 水門工	3		水門	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		

## 河川編・堰

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	5 堰	4 可動堰本体工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	基準高▽  厚さ t  幅 w  高さ h  延長 L	±30  -20  -30  ±30  -50	図面の寸法表示箇所で測定。		
2 河川編	5 堰	4 可動堰本体工	15		取付擁壁工			2-1-3-17場所打擁壁工に準ずる。		
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽  厚さ t  幅 w  高さ h  堰長 L < 20m L ≥ 20m	±30  -20  -30  ±30  -50  -100	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	11		取付擁壁工			2-5-4-15取付擁壁工に準ず		

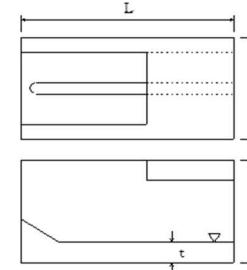
## 河川編・堰

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河 川 編	5 堰	6 魚 道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t1、t2	-20			
						幅w	-30			
						高さh1、h2	-30			
						延長L	-200			
2 河 川 編	5 堰	7 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工			5-3-4-10躯体工に準ずる。		
2 河 川 編	5 堰	8 管 理 橋 上 部 工			管理橋上部工			5-4鋼橋上部に準ずる。		

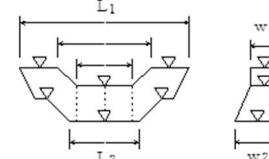
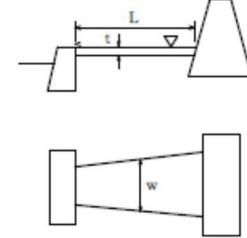
## 河川編・排水機場

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅w	-30			
						高さ h1、h2	±30			
						延長L	-50			
2 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅w	-30			
						高さ h	±30			
						延長L	-50			
2 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		コンクリート擁壁工			2-1-3-17場所打擁壁工に準ずる。		

## 河川編・排水機場

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅w	-30			
						高さ h	±30			
						延長L	-50			
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	8		ブロック床版工			2-1-4-3 根固めブロック工に準ずる。		
2 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	9		現場打水路工			2-3-5-7 構渠工に準ずる。		
2 河川編	6 排水機場	5 吐出水槽工	6		本体工			2-6-3-6 本体工に準ずる。		

## 河川編・床止め・床固め

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6	1	本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30			
					天端幅w1	-30				
					提幅w2	-30				
					提長L1、L2	-100				
					水通し幅l1、l2	±50				
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	6	3	本体工 (根固めブロック)			2-1-4-3根固めブロック工に準ずる。		
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	7		取付擁壁工			2-1-3-17場所打擁壁工に準ずる。		
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8	1	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
					厚さt	-30				
					幅w	-100				
					延長L	-100				

## 河川編・床止め

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8	2	水叩工 (巨石張り)			2-1-3-9-1 多自然型護岸工に準ずる。		
2 河川編	7 床止め	3 床止め工	8	3	水叩工 (根固めブロック)			2-1-4-3 根固めブロック工に準ずる。		

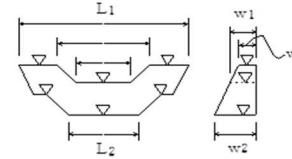
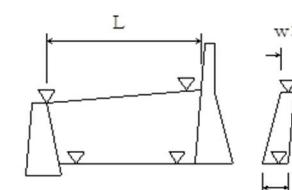
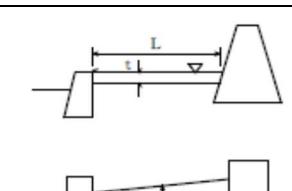
## 河川編・河川維持

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	8 河川維持	6 植栽維持工	3		樹木・芝生管理工			1-3-3-7 植生工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8 管理用通路補修工	3		天端補修工			1-4-3-6 天端敷砂利工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	1	排水構造物修繕工 (プレキャストU型 側溝・管(函)渠)			2-1-8-7 側溝工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	9	2	排水構造物修繕工 (集水樹工)			2-1-8-8 集水樹工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	8	10	2	防護柵修繕工 (ガードレール) (ガードパイプ)			1-3-3-11 路側防護柵工に準ずる。		
2 河川編	8 河川維持	9 現場塗装工	3		付属物塗装工			5-4-5-3 現場塗装工に準ずる。		

## 河川編・河川修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	9 河川修繕	3 腹付工	2		覆土工			1－4－3－5 整形仕上げ工に準ずる。		
2 河川編	9 河川修繕	4 側帯工	2	1	縁切工 (じゃかご工)			2－1－3－1 4－1 護岸工に準ずる。		
2 河川編	9 河川修繕	4 側帯工	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)			1－3－5－3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2 河川編	9 河川修繕	4 側帯工	2	3	縁切工 (コンクリートブロック張り)			1－3－5－3 コンクリートブロック工に準ずる。		
2 河川編	9 河川修繕	4 側帯工	2		縁切工 (石張工)			1－3－5－5 石積(張)工に準ずる。		
2 河川編	9 河川修繕	6 管理用通路修繕工			道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)			1－3－3－8 縁石工に準ずる。		

## 砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰仮設材製作工	部材 部材長 $L$ (m)	$\pm 3\dots$ $L \leq 10$ $\pm 4\dots$ $L > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	3 4		本えん提工 副えん提工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端幅 $w_1$ 、 $w_3$ 提幅 $w_2$	-30			
						水通し幅 $\ell_1$ 、 $\ell_2$	±50			
						提長 $L_1$ 、 $L_2$	-100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 $w_1$ 、 $w_3$	-30			
						長さ $L$	-100			
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	7		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 $w$	-100			
						厚さ $t$	-30			
						延長 $L$	-100			

## 砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	4	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤高▽ 長さℓ1、ℓ2 幅w1、w3 下流側倒れ△	±50 ±100 ±50 ±0.02H1	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	4	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)		堤長L 堤長ℓ 堤幅W 堤幅w 高さH 高さh	±50 ±10 ±30 ±10 ±10 ±10	図面の寸法表示箇所で測定	測定箇所は 1-3-3-14-3 衍製作工 (鋼製堰堤製作工) に準ずる	
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	5		鋼製側壁工		提高▽ 長さL 幅w1、w2 下流側倒れ△ 高さh	±50 ±100 ±50 ±0.02H h < 3m: -50 h ≥ 3m: -100	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	6		コンクリート側壁工				4-1-4-6 側壁工に準ずる。		

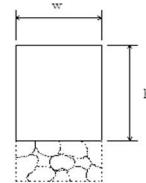
## 砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	7		水叩工			4－1－4－7 水叩工に準ずる。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	5 鋼製堰堤工	8		現場塗装工			5－4－5－3 現場塗装工に準ずる。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 護床工・護岸工	3		根固めブロック工			2－1－4－3 根固めブロック工に準ずる。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 護床工・護岸工	5		沈床工			2－1－4－5 沈床工に準ずる。		

## 砂防編・砂防堰堤

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 護床工・護岸工	6	1	かご工 (じやかご工)			2-1-3-14-1 護岸付属物工(じやかご)に準ずる。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	6 護床工・護岸工	6	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2 護岸付属物工(ふとんかご)に準ずる。		
4 砂防編	1 砂防堰堤	8 付属物設置工	3		点検施設工 (階段工)			2-3-6-5 階段工に準ずる。		

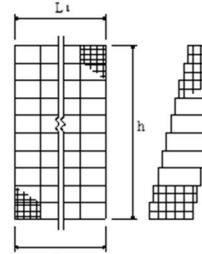
## 砂防編・溪流保全

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 溪流保全	3 護岸工	3		コンクリートブロック工 (積みブロック)			1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		
4 砂防編	2 溪流保全	3 護岸工	4		多自然型護岸工 (石積み)			1-3-5-5 石積(張)工に準ずる		
4 砂防編	2 溪流保全	3 護岸工	6		護岸付属物工	幅w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理办法を用いることができる。		
						高さh	-30			
4 砂防編	2 溪流保全	4 床固め工	3 4		床固め本体工 垂直壁工			4-1-4-3 本えん提工に準ずる		
4 砂防編	2 溪流保全	4 床固め工	5		側壁工			4-1-4-6 側壁工に準ずる。		

## 砂防編・渓流保全

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	4 床固め工	6		水叩工			4-1-4-7 水叩工に準ずる。		
4 砂防編	2 渓流保全	4 床固め工	7		魚道工			2-5-6-3 魚道本体工に準ずる。		
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	3		根固めブロック工			2-1-4-3 根固めブロック工に準ずる。		
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	5		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						天端幅w	-100			
						延長L	-200			

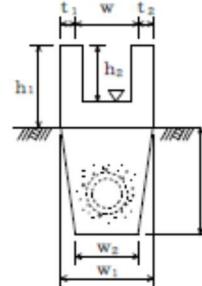
## 砂防編・渓流保全

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	7	1	かご工 (じやかご工)			2-1-3-14-1 護岸付属物工(じやかご)に準ずる。		
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	7	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2 護岸付属物工(じやかご)に準ずる。		
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	7	3	かご工 (かごマット工)	基準高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					法長 L < 3m	-50				
					法長 L ≥ 3m	-100				
					延長 L1 L2	-200				

## 砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	2		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						深さ H	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚 t	-30			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	3 地下水排除工	3		集排水ボーリング工	削孔深さ L	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 β	±2.5度			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）		
						厚さ t1, t2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h1, h2	-30			
						延長 L	-200			

## 砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ $t_1$ 、 $t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1$ 、 $w_2$	-50			
						高さ $h_1$ 、 $h_2$	-30			
						深さ $h_3$	-30			
						延長L	-200			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	4		暗渠工			5-1-7-3 地下排水工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	5		集水ます工			5-1-7-5 集水ます・マンホール工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	5 抑止杭工	4		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	d/4 以内 かつ 100以内			

## 砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	6 抑止アンカーア工	2 3		抑止アンカーア工 プレキャスト法枠工			4-3-3-3 集排水ボーリング工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	4		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	5		プレキャスト擁壁工			5-1-5-8 プレキャスト擁壁工に準ずる。		

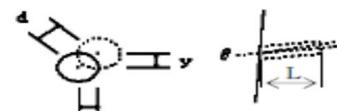
## 砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	5		補強土擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	7		井桁ブロック工			5-1-5-8 プレキャスト擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	8		小型擁壁工			5-1-5-11 小型擁壁工に準ずる。		

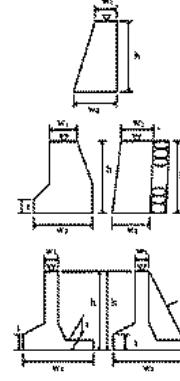
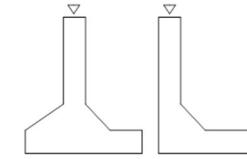
## 砂防編・地すべり・急傾斜対策

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	8 擁壁工	9		落石防護柵工			5－1－8－4 落石防護柵工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工			5－1－5－7 場所打擁壁工に準ずる。		
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工			5－1－5－11 小型擁壁工に準ずる。		

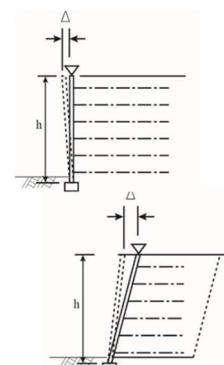
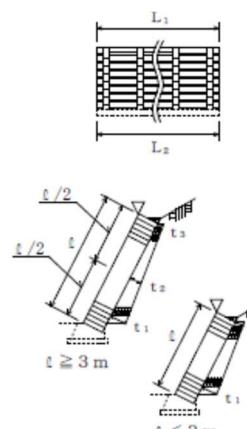
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用					
5 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 L (m)	$\pm 3\dots$ $L \leq 10$ $\pm 4\dots$ $L > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。							
5 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)			1 - 3 - 3 - 15 工場塗装工に準ずる。								
5 道路編	1 道路改良	4 法面工	3	法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)				1 - 3 - 3 - 6 吹付工に準ずる。								
5 道路編	1 道路改良	4 法面工	8 9		アンカーワーク プレキャスト法枠工	削孔深さ L		設計値 以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する					
						配置誤差 d										
						せん孔方向 β										
5 道路編	1 道路改良	4 法面工	10	1 2	かご工 (じゃかご) (ふとんかご)			2 - 1 - 3 - 14 護岸付属物工に準ずる。								

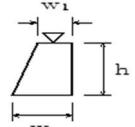
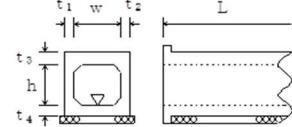
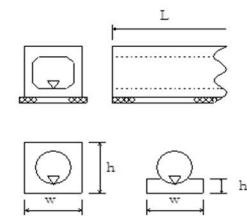
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	7	場所打擁壁工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>			
					厚さ t	-20				
					裏込厚さ	-50				
					幅w1、w2	-30				
					高さ h	h <3m	-50			
						h ≥3m	-100			
					延長L	-200				
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	8	プレキャスト擁壁工	基準高▽ 延長L	±50 -200	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>			
					基準高▽	±50				

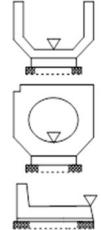
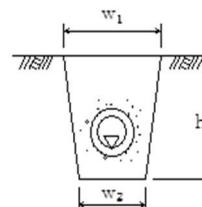
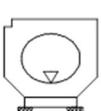
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	9		補強土壁工	基準高▽  高さ $h$ $h < 3m$ $h \geq 3m$  鉛直度△  控え長さ (補強材の設計長)	±50  -50  -100  ±0.03 $h$ かつ ±300以内  設計値 以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	10		井桁ブロック工	基準高▽  法長 $l$ $l < 3m$ $l \geq 3m$  厚さ $t_1$ 、 $t_2$ 、 $t_3$  延長 $L_1$ 、 $L_2$	±50  -50  -100  -50  -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。	1施工箇所毎		

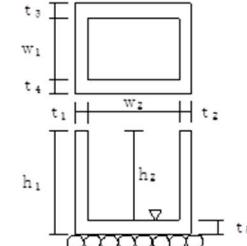
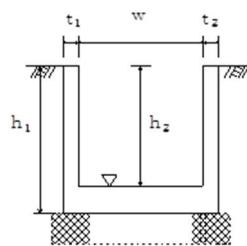
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	11		小型擁壁工	基準高▽ 幅w1、w2 高さh 延長L	±30 -30 -50 ±30 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
5 道路編	1 道路改良	6 カルバート工	8		場所打カルバート工	基準高▽ 厚さt1～t4 幅（内法）w 高さh 延長L	±30 -20 -30 ±30 -50 -100	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
5 道路編	1 道路改良	6 カルバート工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽ ※幅w ※高さh 延長L	±30 -50 -30 -200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打ちのある場合。 1施工箇所毎		

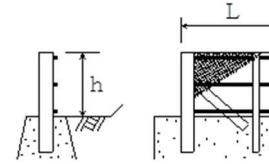
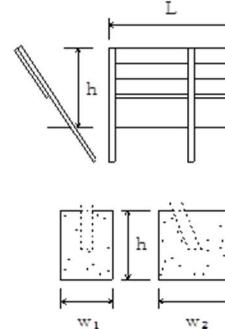
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高▽	±30 -200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さ以外の測定項目については、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	±30	1 施工箇所毎 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w1、w2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	4		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

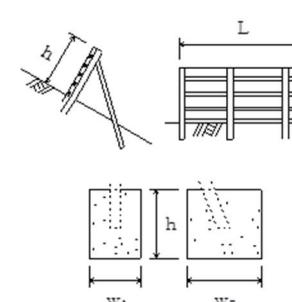
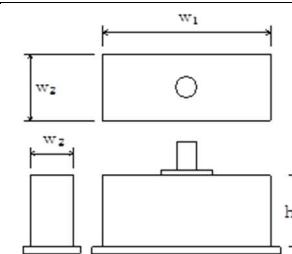
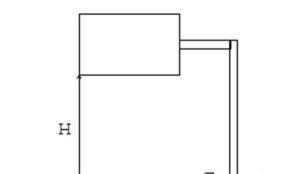
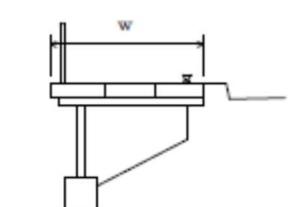
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	5		ます・マンホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  1施工箇所毎		
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	3		落石防護網工	幅 $w$	-200	1施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長 $L$	-200			

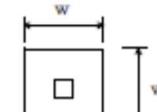
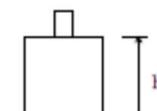
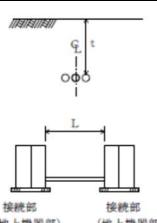
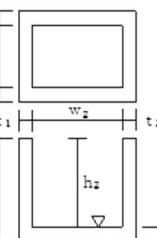
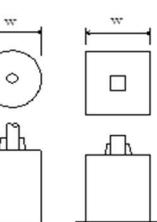
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	4		落石防護柵工	高さ $h$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 $L$	-200	1施工箇所毎  3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	5		防雪柵工	高さ $h$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 $L$	-200	1施工箇所毎  3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
							高さ $h$	-30		

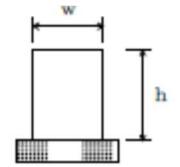
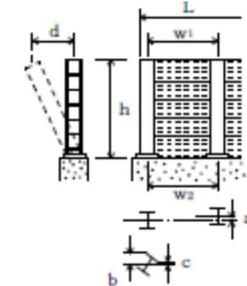
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						延長 L	-200					
					基礎	幅 w1、w2	-30	基礎1基毎				
						高さ h	-30					
					アンカー長	打込み L	-10%	全数				
						埋込み L	-5%					
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w1、w2	-30	基礎一基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
						高さ h	-30					
5 道路編	1 道路改良	10 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所／1基  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	5	1	組立歩道工	基準高	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
						幅 w	-30					
						延長 L	-200					

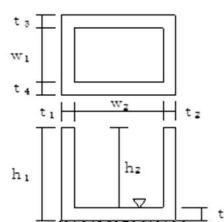
## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	5	2	組立歩道工 (支柱基礎工)	幅w	-30	1箇所／1施工箇所	 	
						高さh	-30			
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	6	1	ケーブル配管工	埋設深t	0～+50	接続（地上機器部）間毎に1箇所	 接続部 (地上機器部)      接続部 (地上機器部)	
						延長L	-200	接続（地上機器部）間毎で全数 (管路センターで測定)		
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	6	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さt1～t6	-20			
						※幅w1、w2	-30			
						※高さh1、h2	-30			
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	7		照明工 (照明柱基礎工)	幅w	-30	1箇所／1施工箇所		
						高さh	-30			

## 道路編・道路改良

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用				
5 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。						
						高さh	-30							
						延長L	-200	1施工箇所毎						
5 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	6		遮音壁本体工	支柱	間隔間隔w1、w2	±15	施工延長5スパンにつき1箇所					
							ずれa	10						
							ねじれb-c	5						
							倒れd	$h \times 0.5\%$						
						高さh	+30、-20	1施工箇所毎						
						延長L	-200							

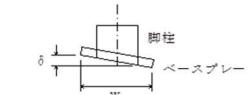
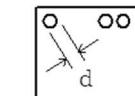
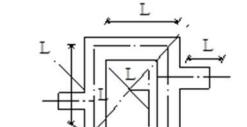
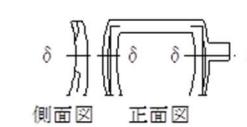
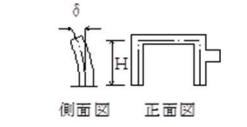
## 道路編・舗装

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	2 舗装	5 舗装工	5		ブロック舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準じる。		
5 道路編	2 舗装	5 舗装工	6		半たわみ性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準じる。		
5 道路編	2 舗装	5 舗装工	7		排水性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準じる。		
5 道路編	2 舗装	5 舗装工	8		グースアスファルト舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準じる。		
5 道路編	2 舗装	6 排水工	2		ます・マンホール工 (街渠ます工) (マンホール工)	基準高▽	±30	1箇所／施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
※厚さ t1~t6	-20									
※幅w1、w2	-30									
※高さh1、h2	-30									

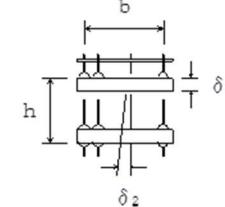
## 道路編・舗装

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	2 舗装	6 排水工	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1ヶ所／1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

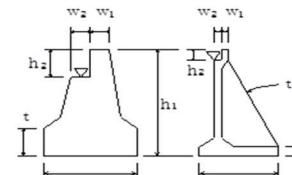
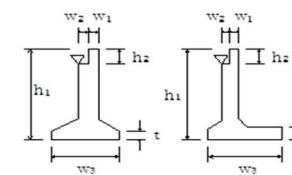
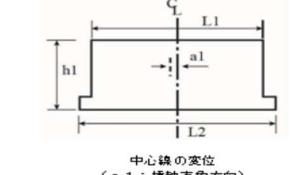
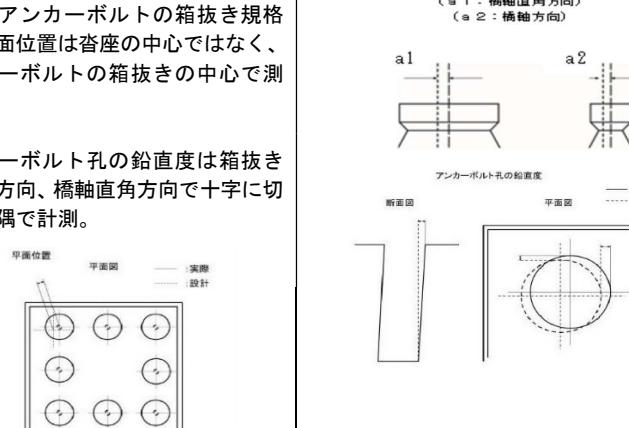
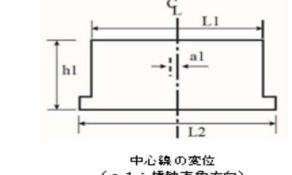
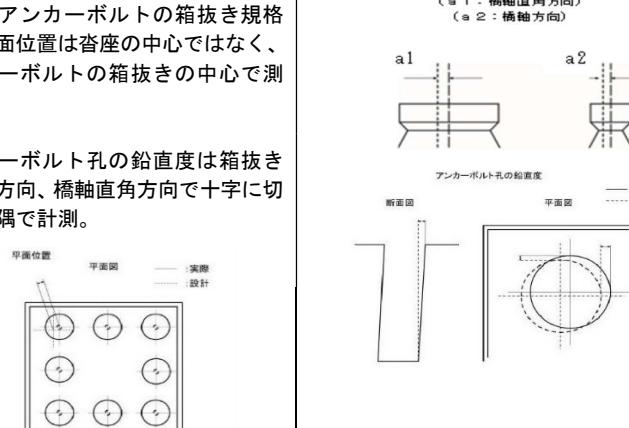
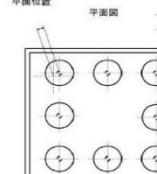
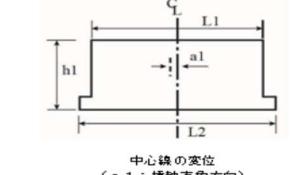
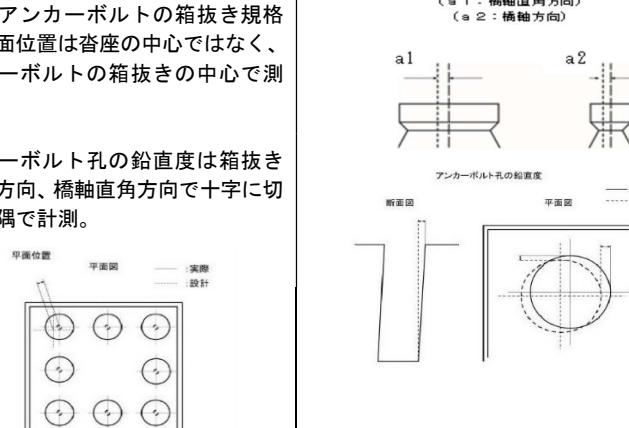
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	2		刃口金物製作工	刃口高さ $h$ (m)	$\pm 2 \dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所で測定。		
						外周長 $L$ (m)	$\pm (10+L/10)$			
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートの 鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		
						ベース プレート	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定	
						孔の径	$0 \sim 5$	全数を測定		
						柱の中心間隔 対角長 $L$ (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ぱり部を測定。		
						はりのキャンバー及び 柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ぱり部を測定。 $H$ :高さ (m)		

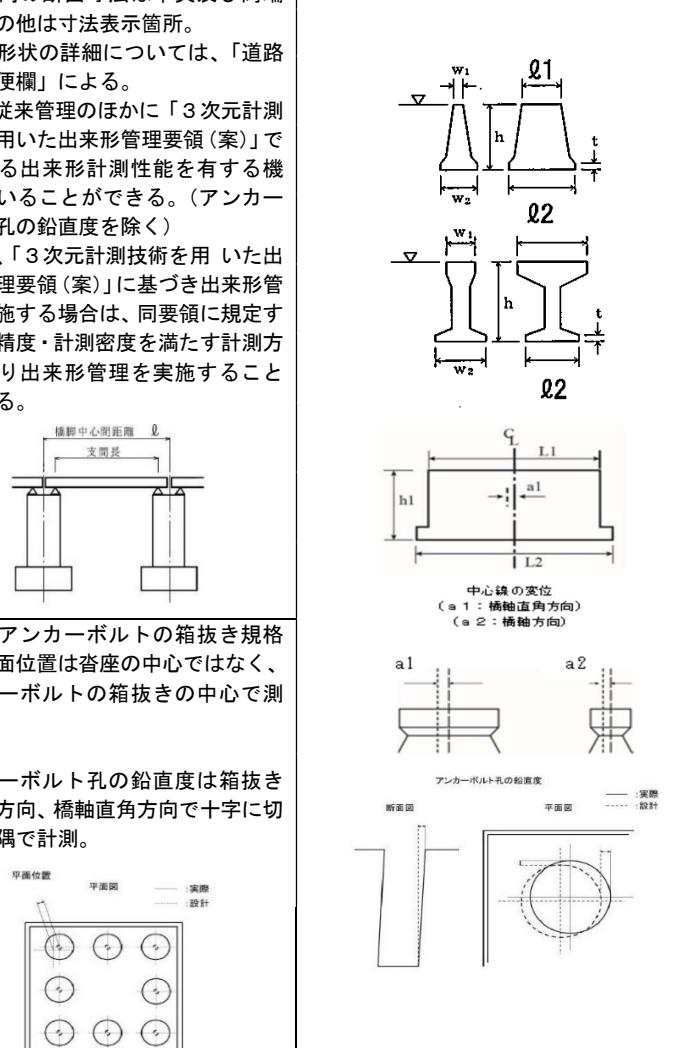
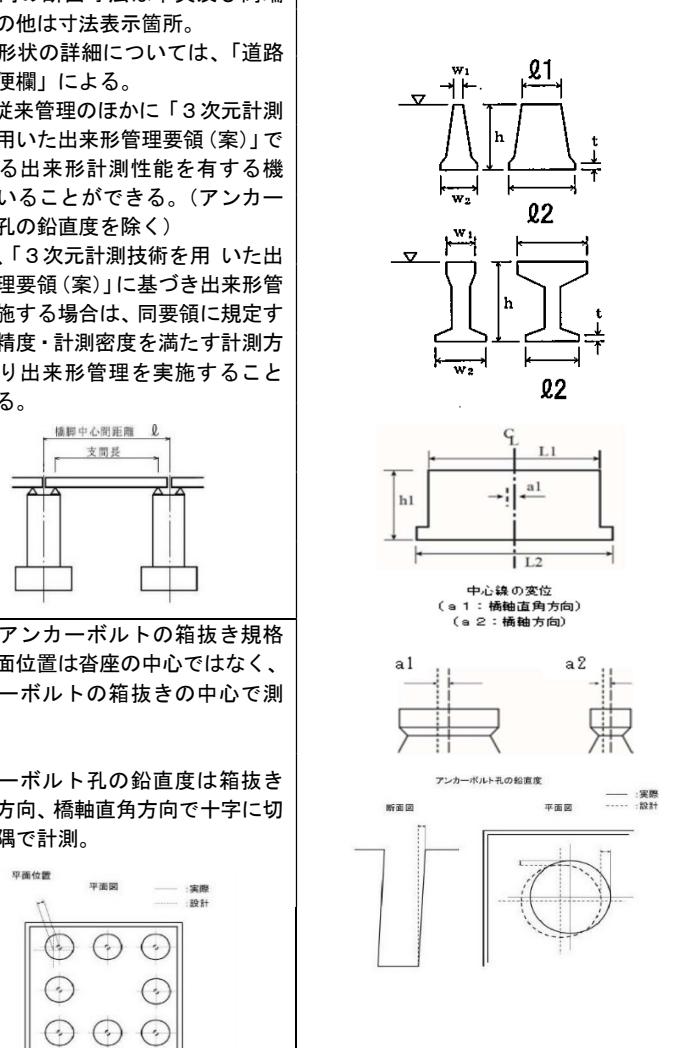
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	4		アンカーフレーム製作工	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	b / 500	軸心上全数測定。		
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	h / 500			
						高さ h (mm)	±5			
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	5		仮設材製作工	部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		

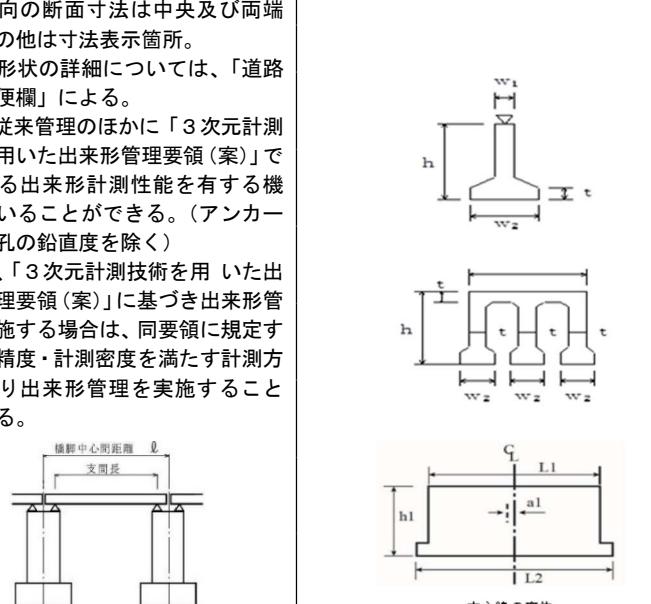
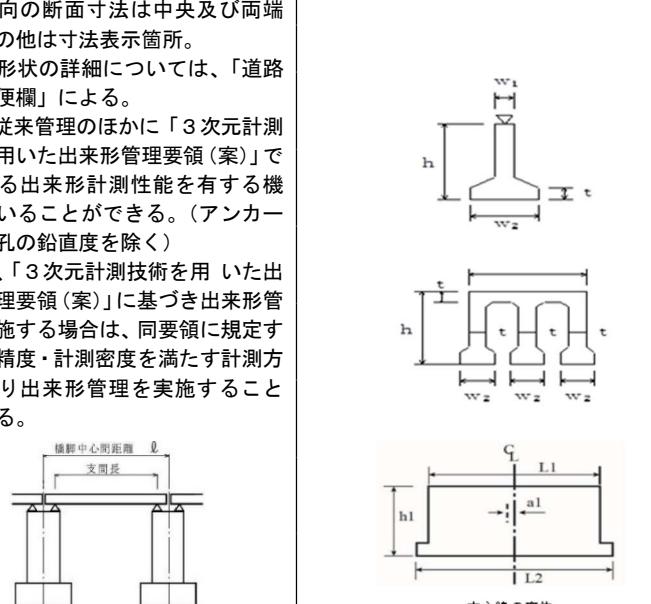
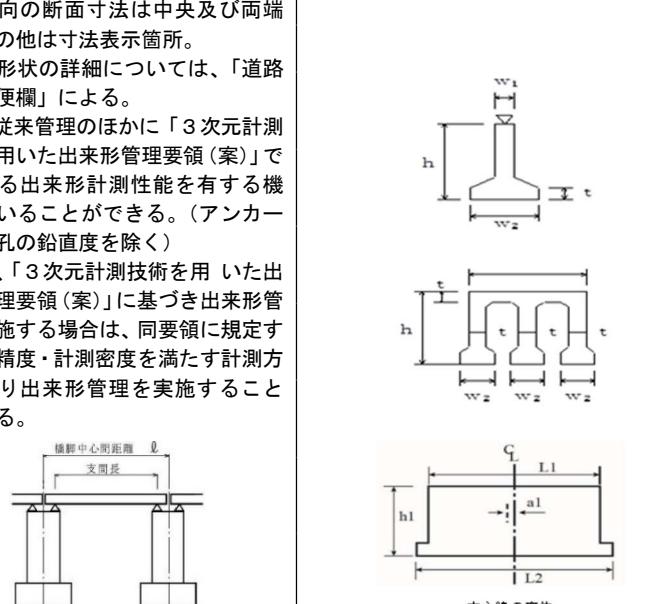
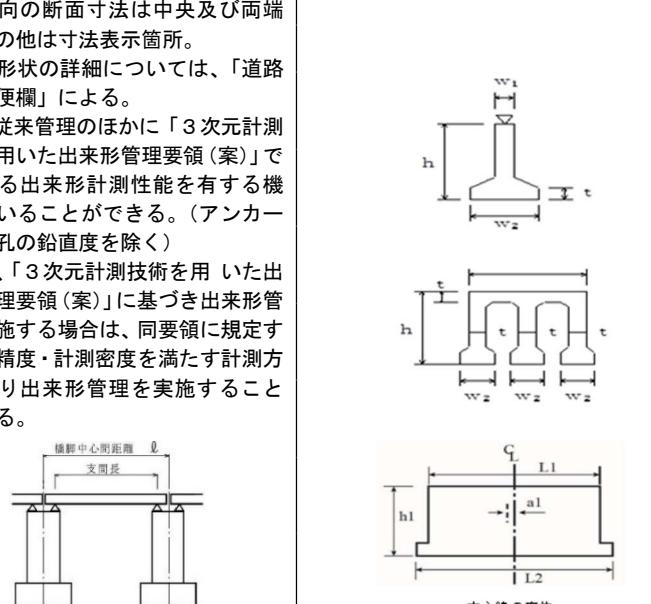
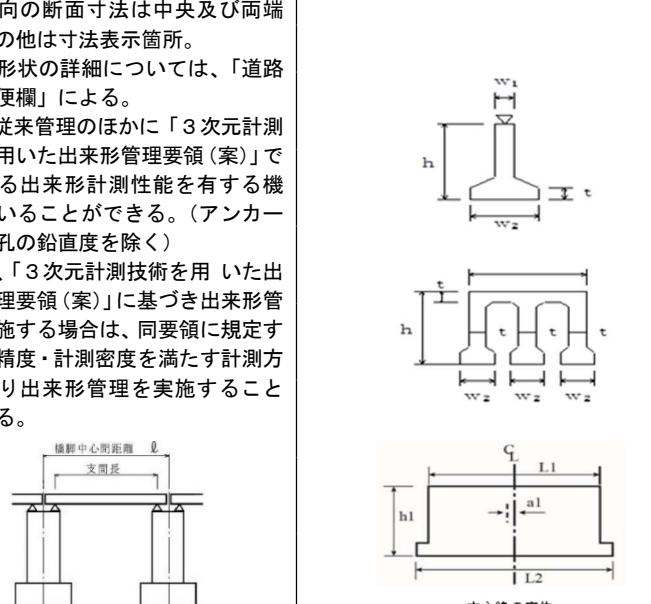
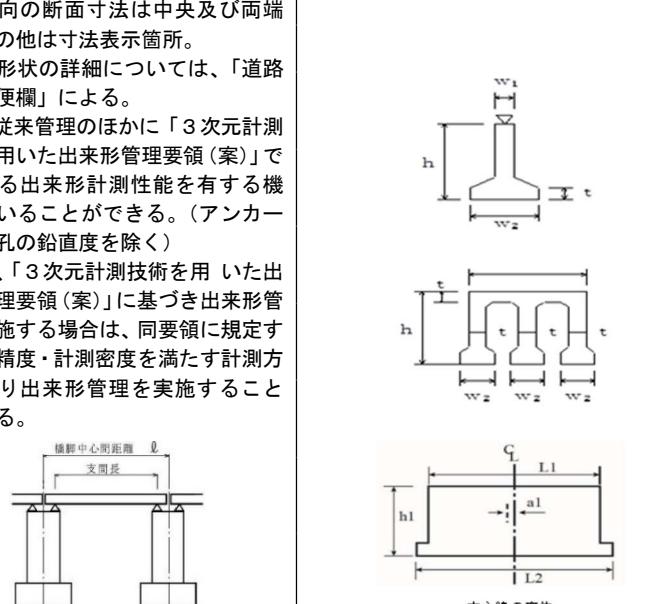
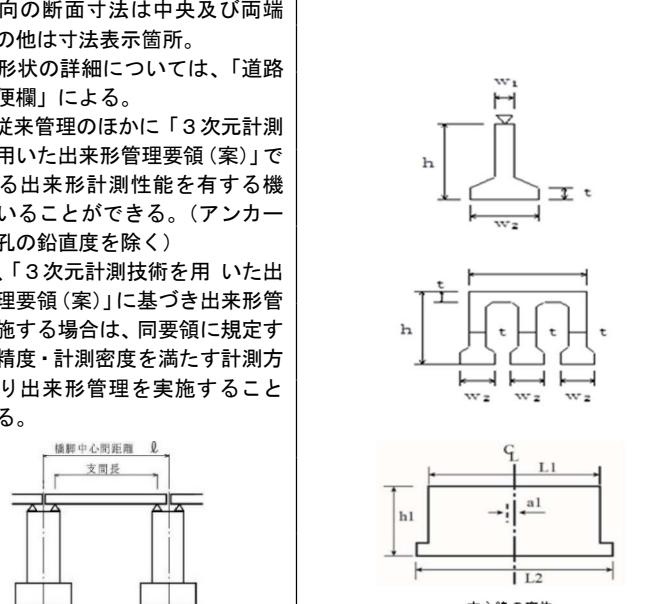
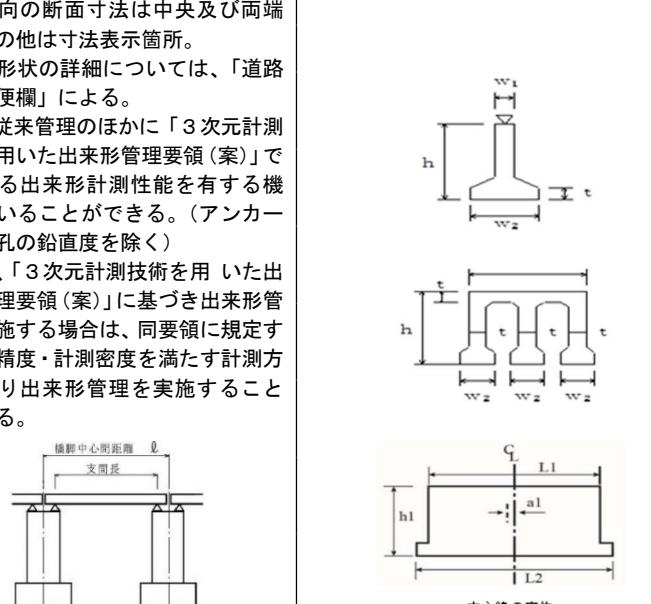
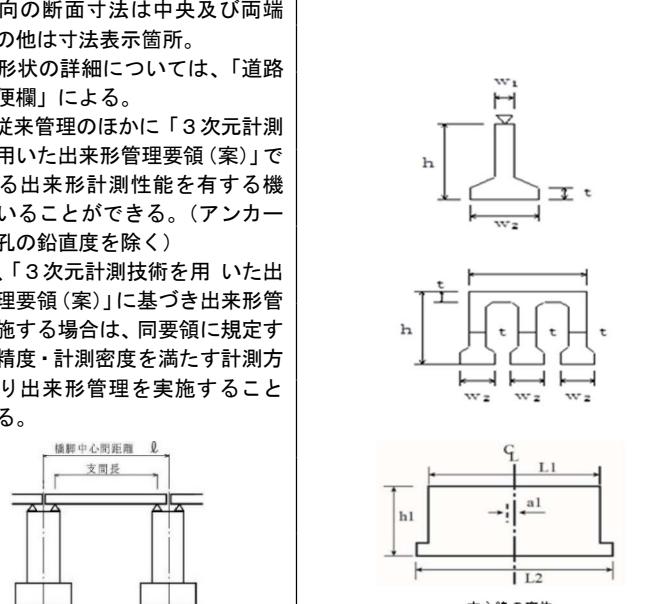
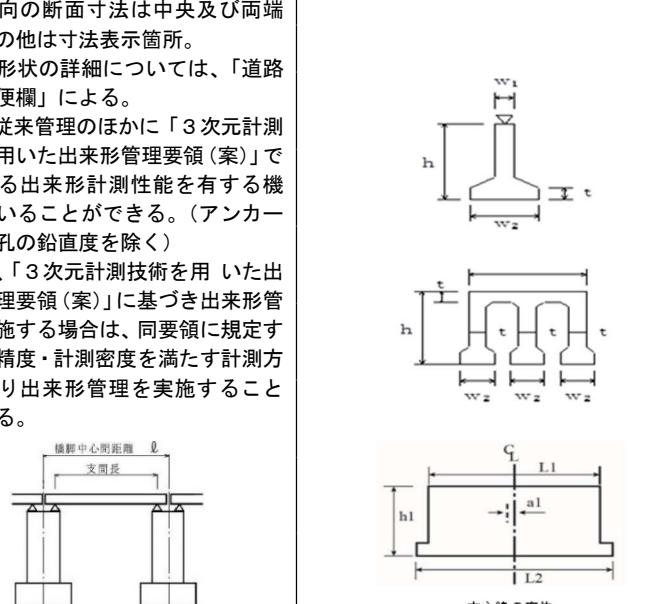
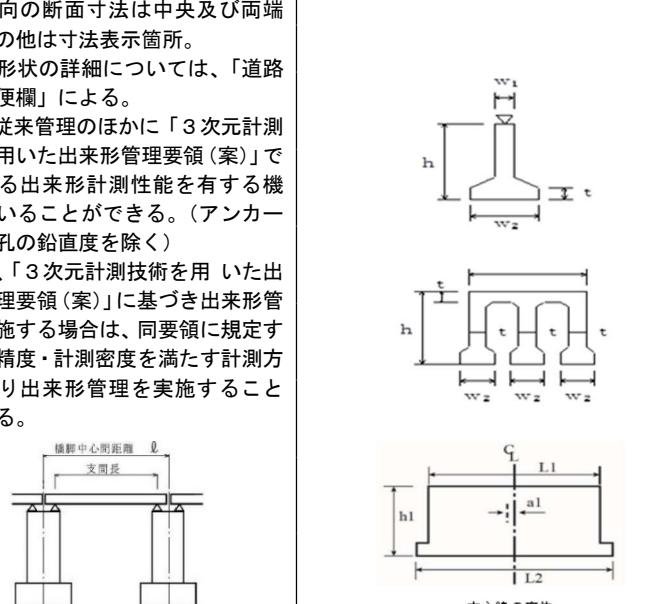
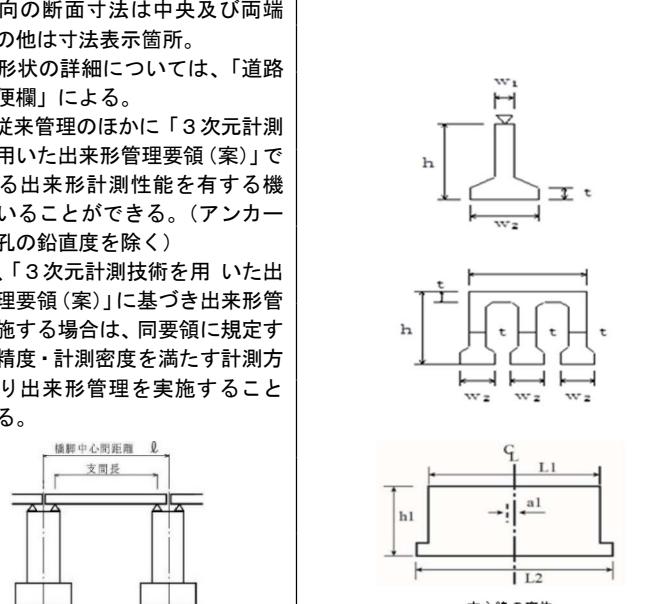
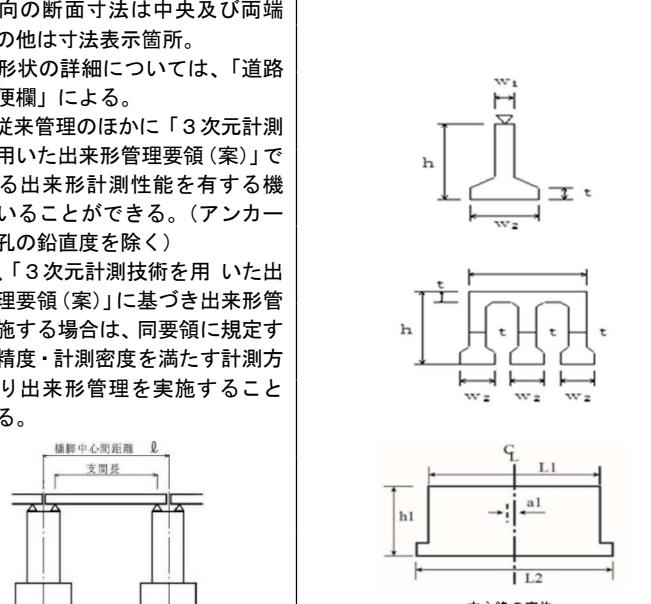
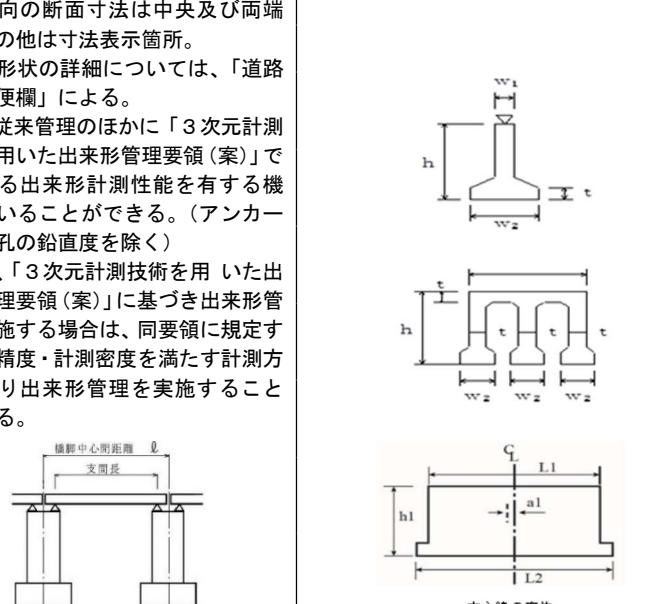
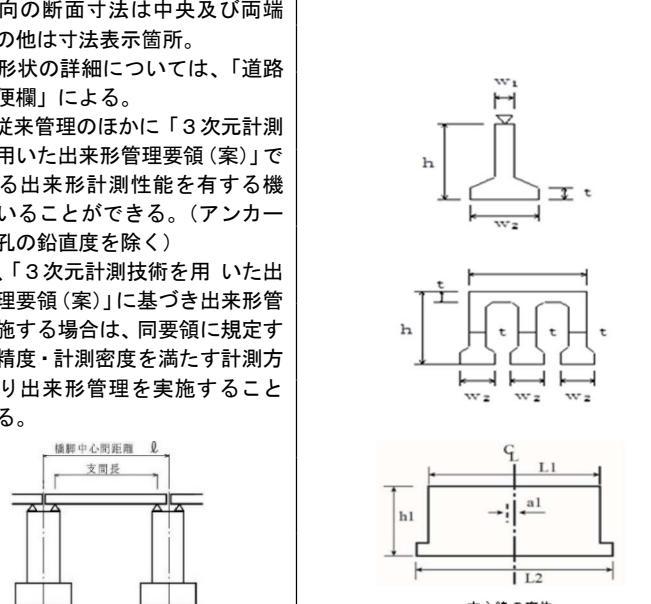
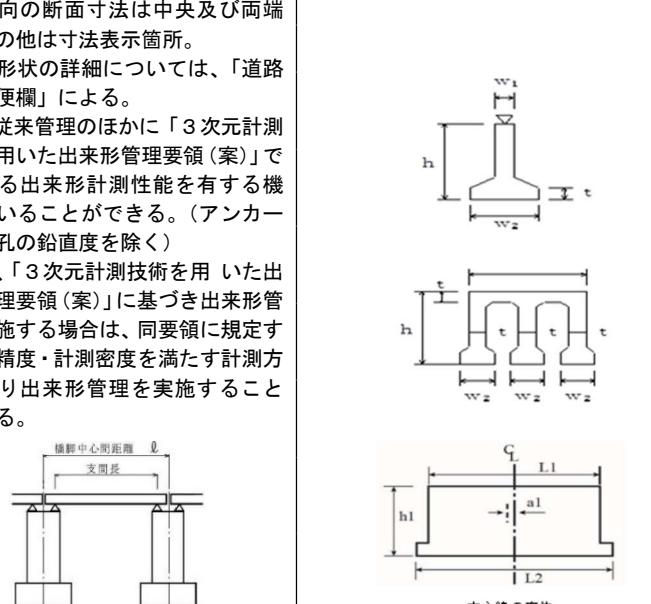
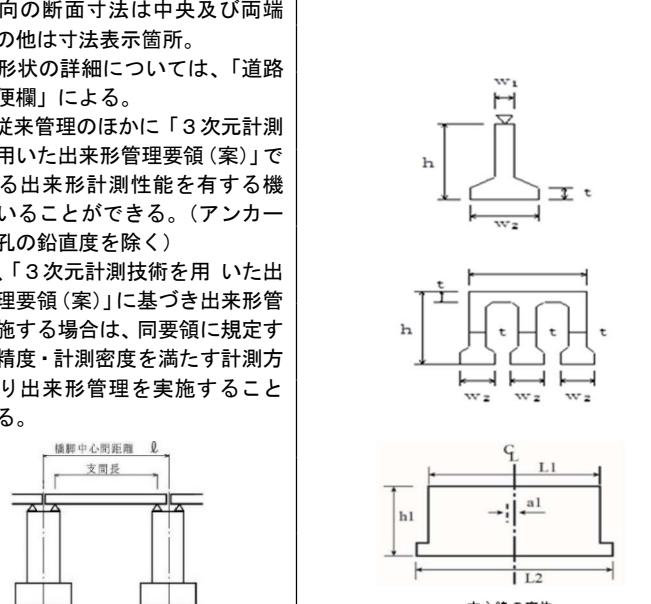
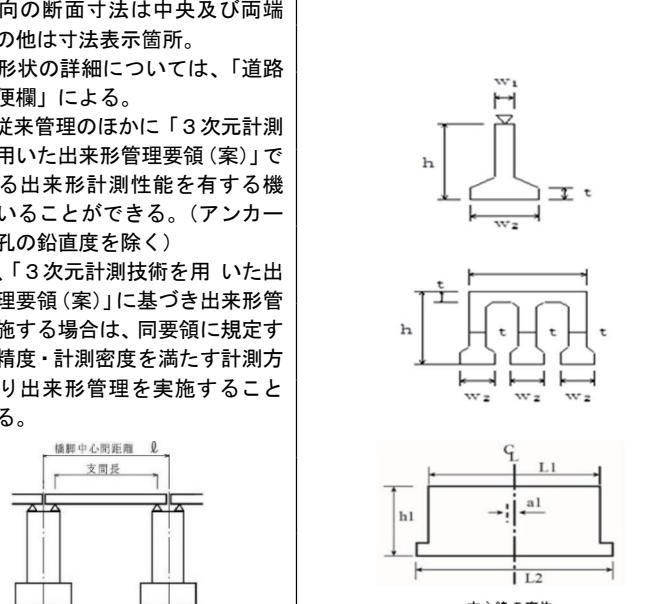
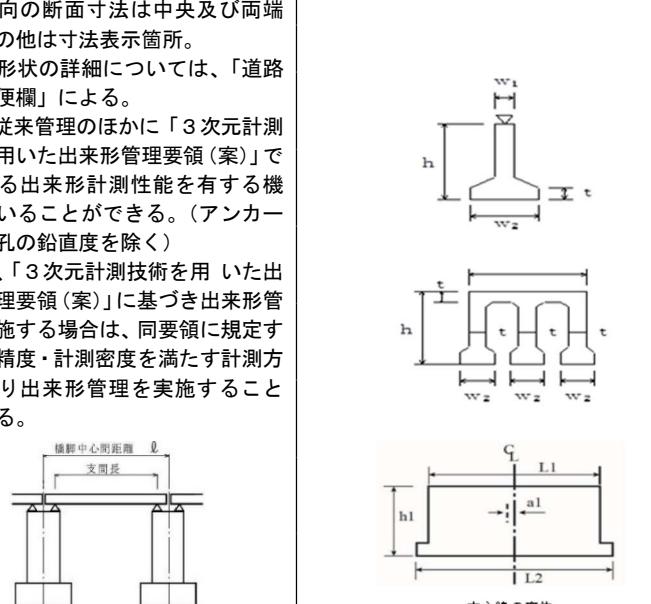
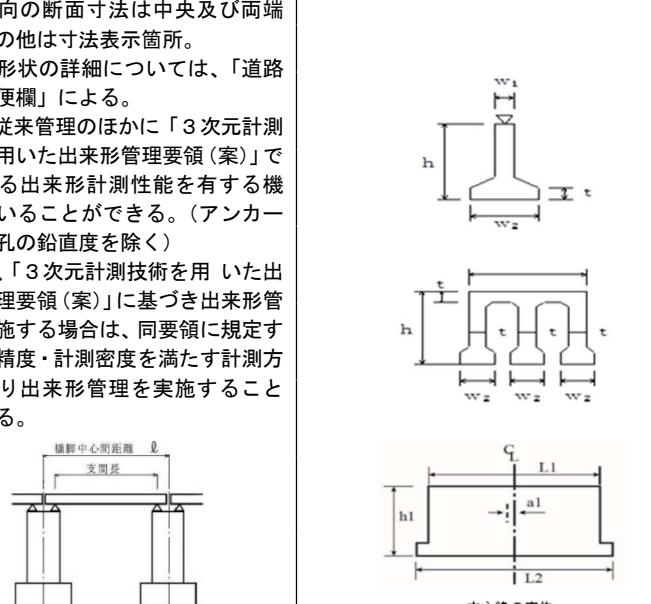
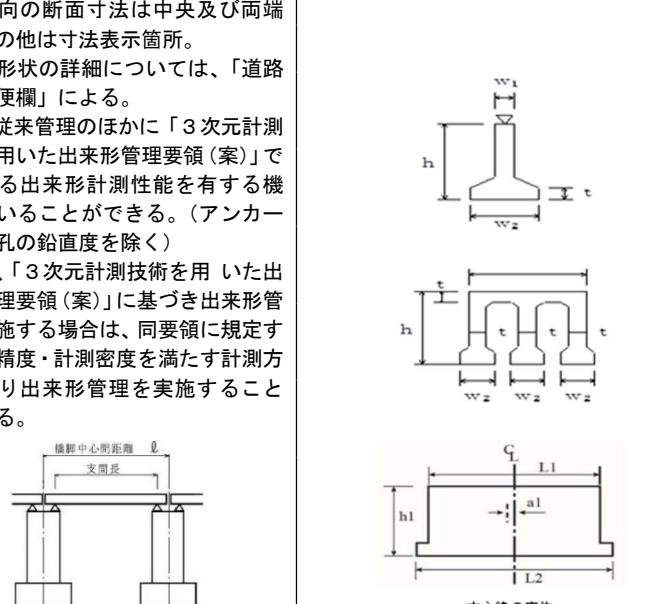
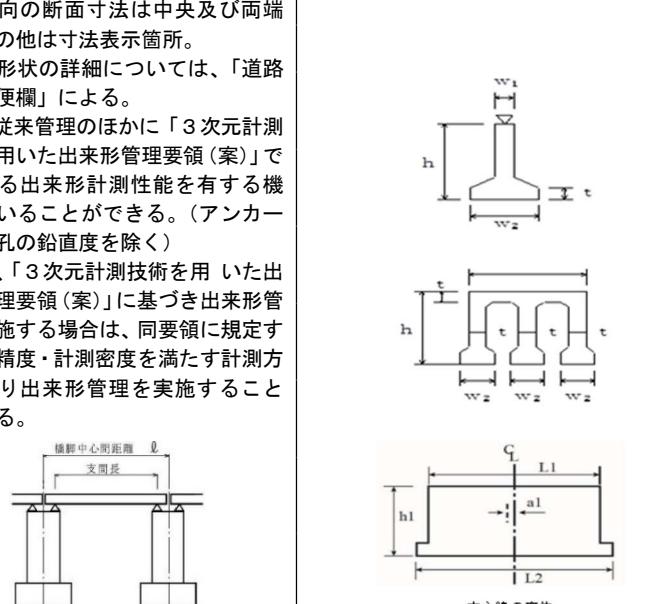
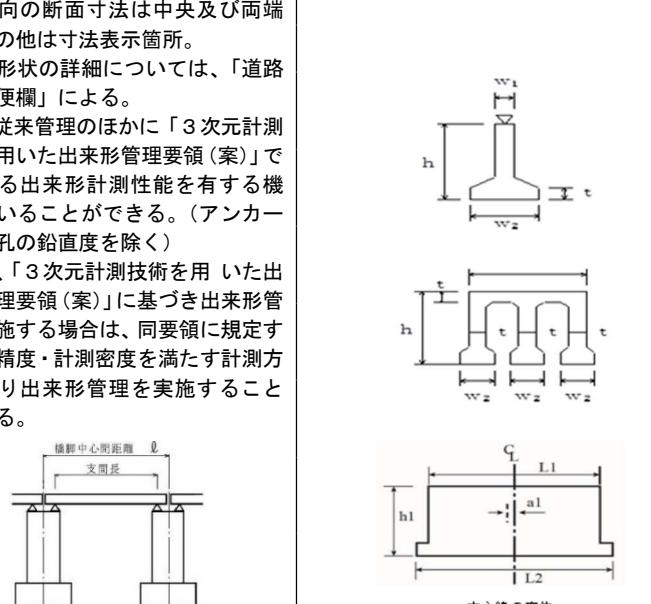
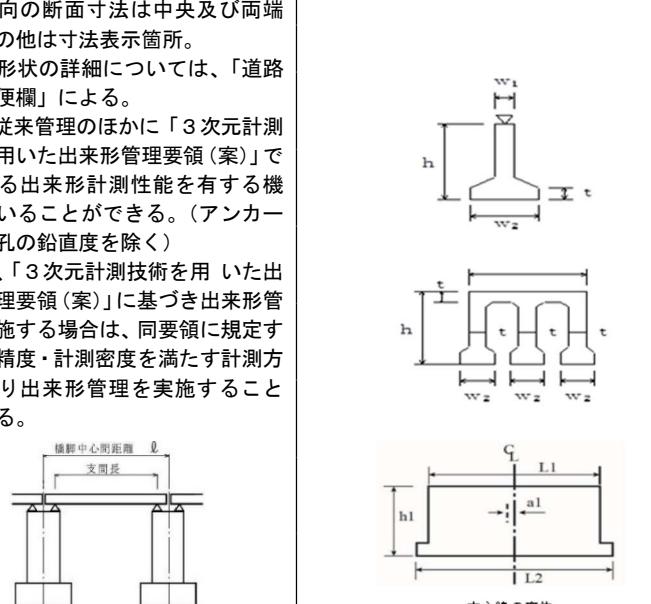
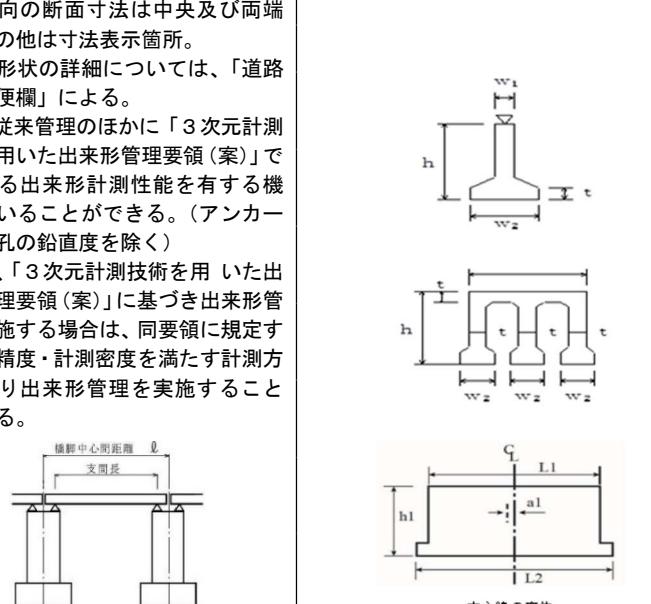
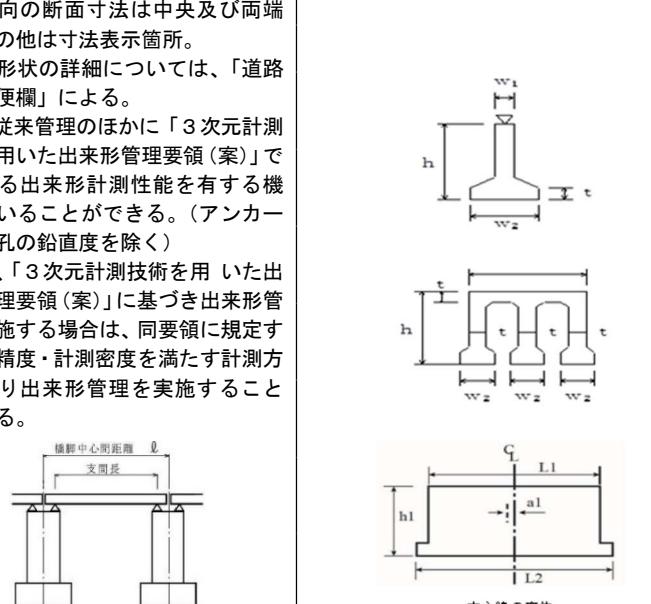
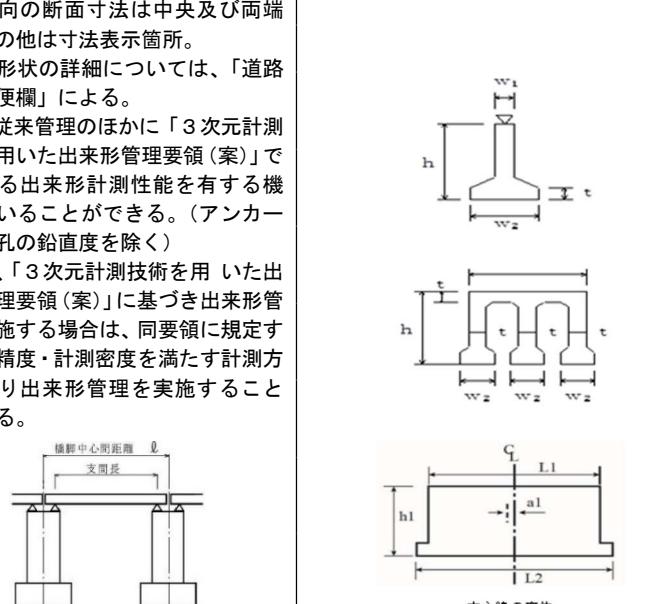
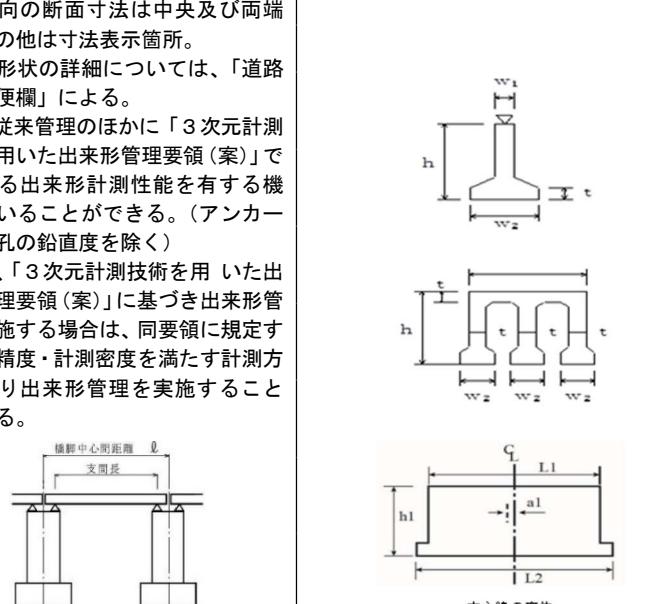
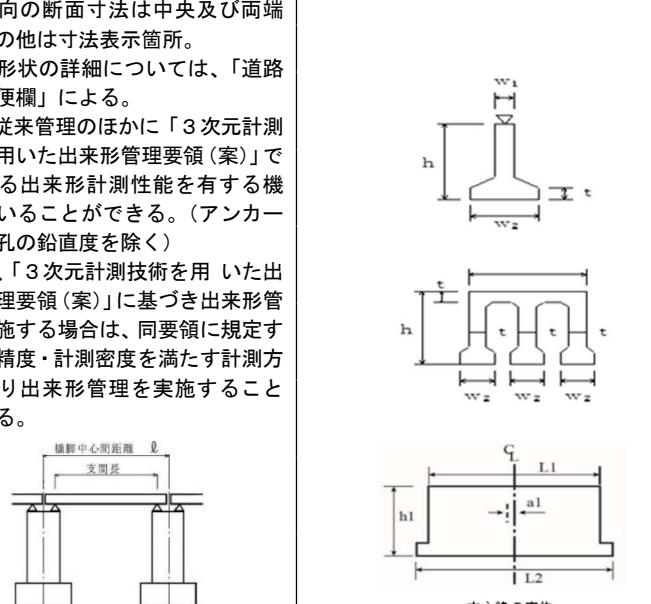
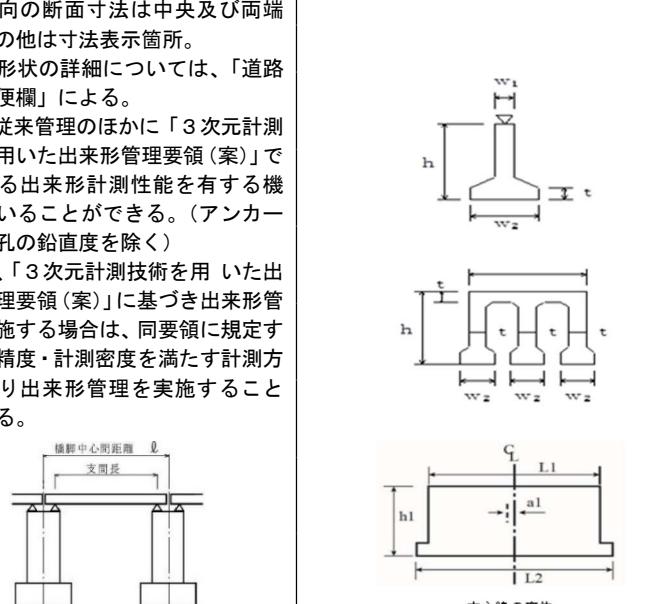
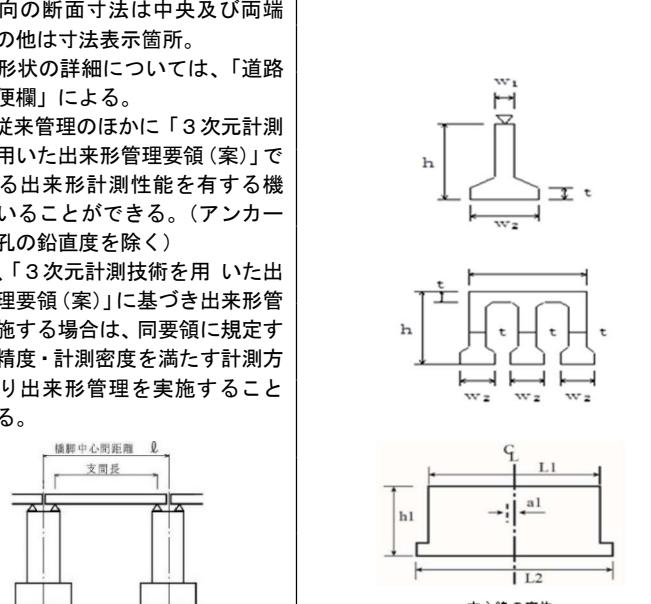
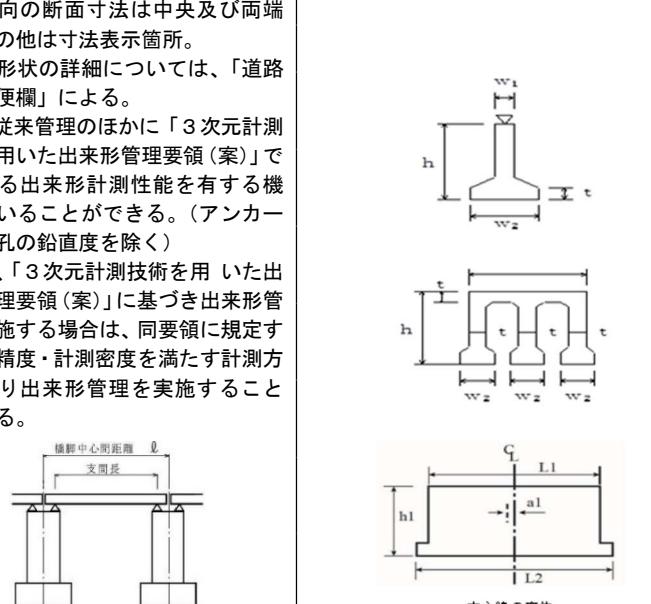
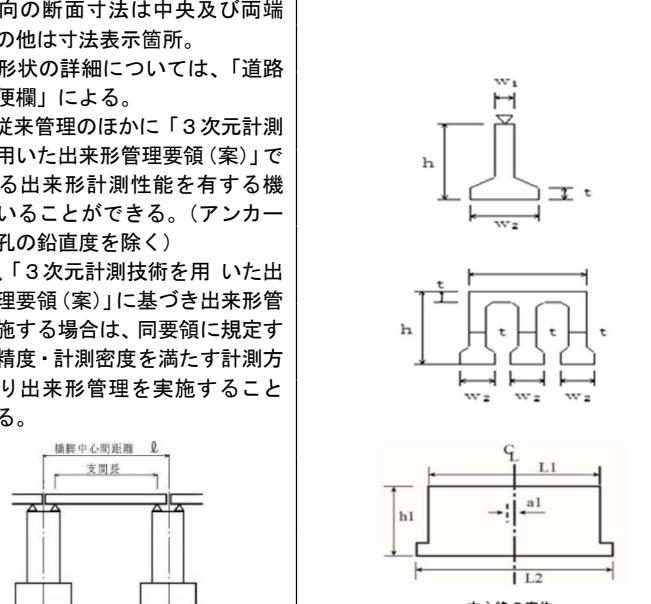
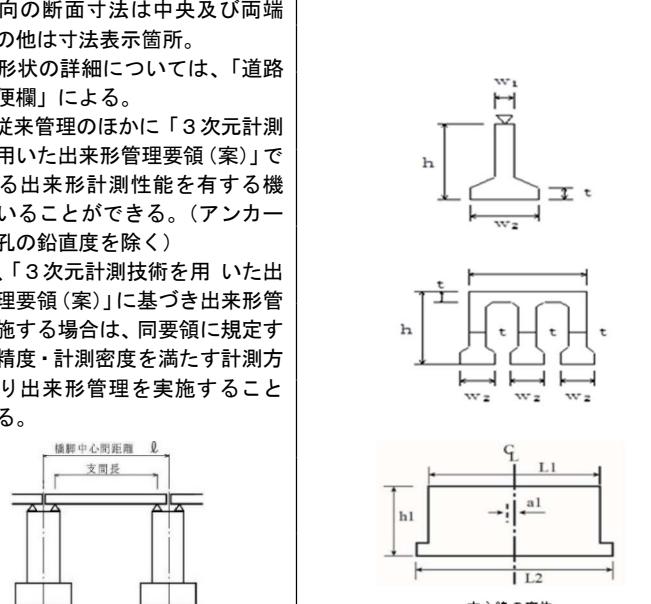
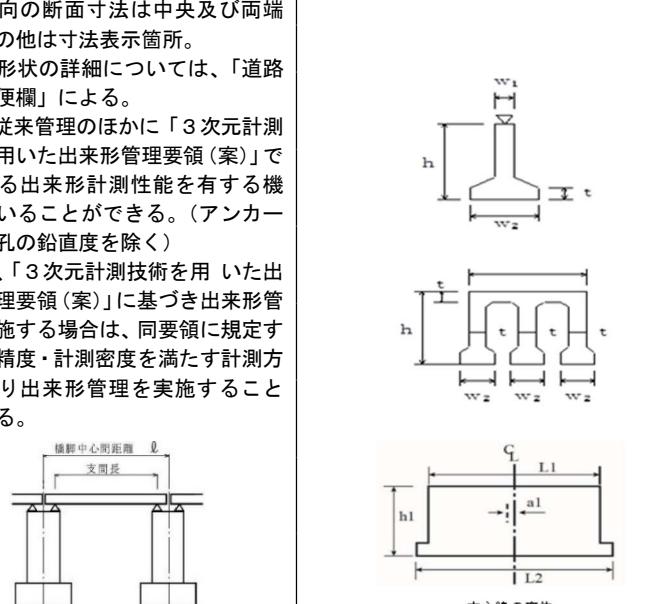
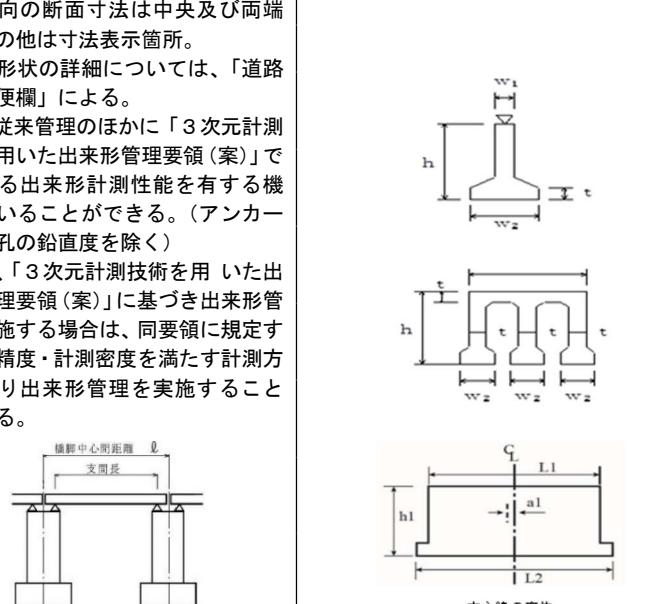
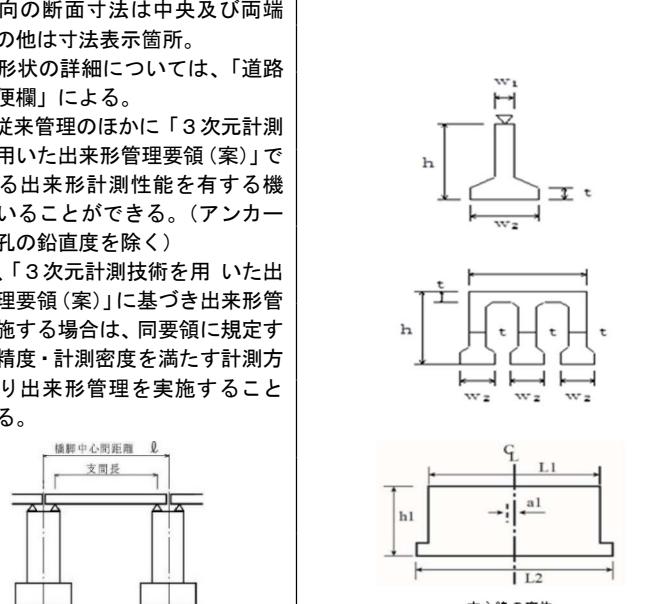
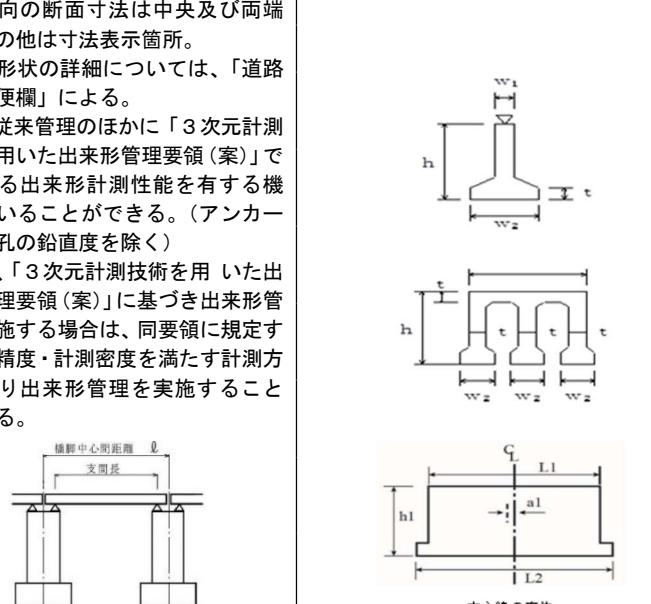
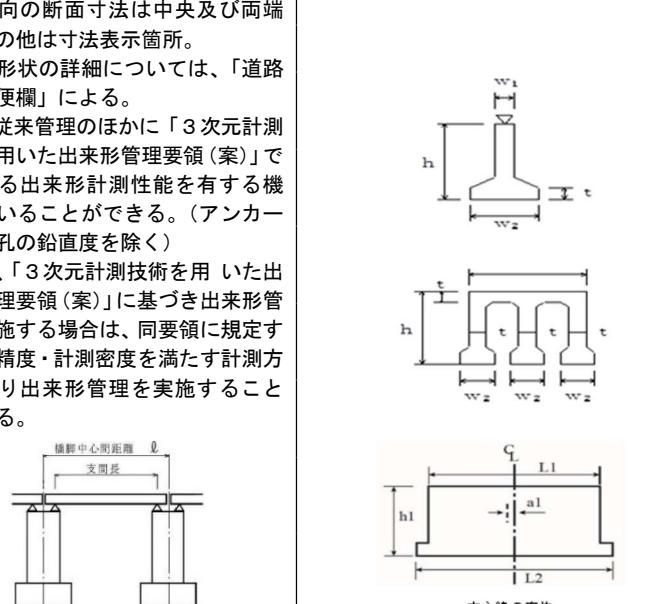
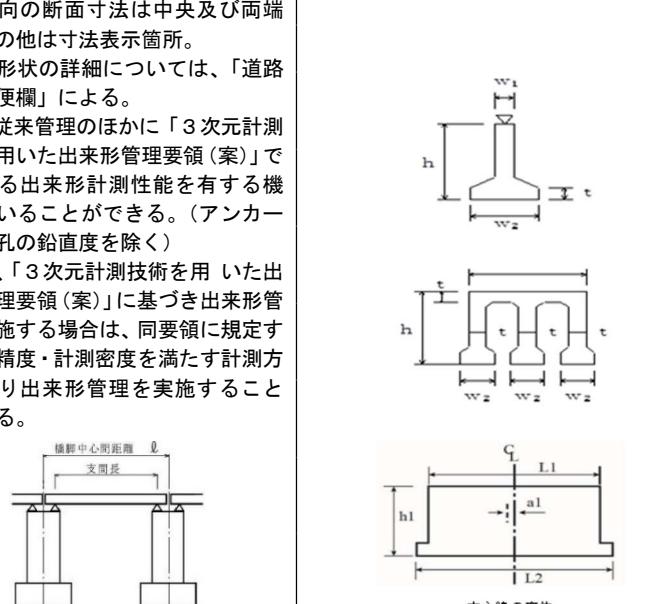
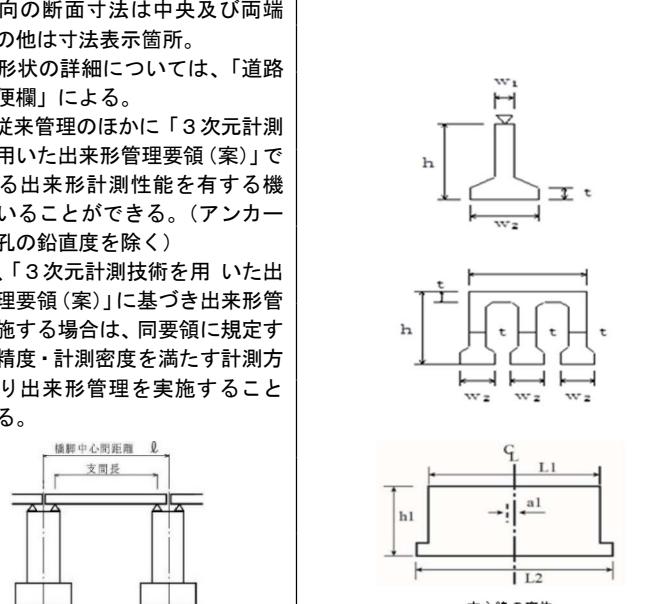
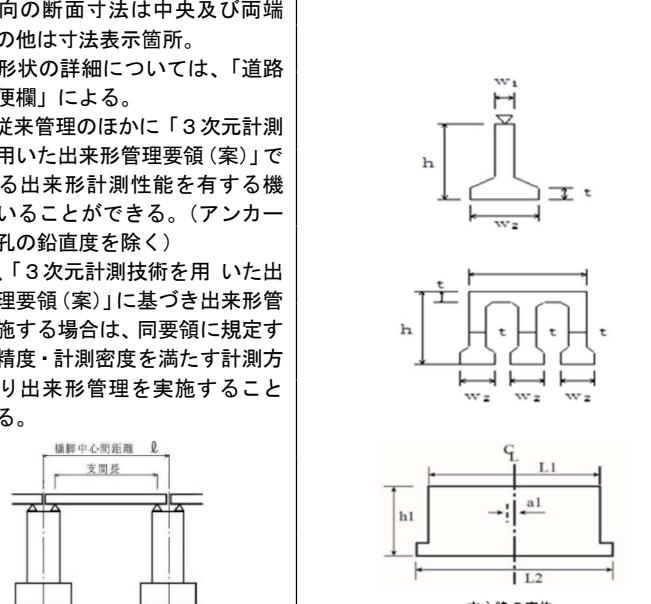
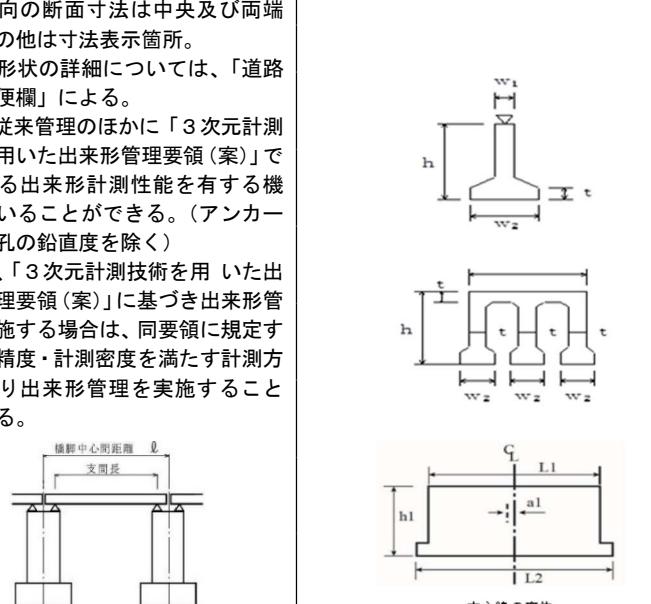
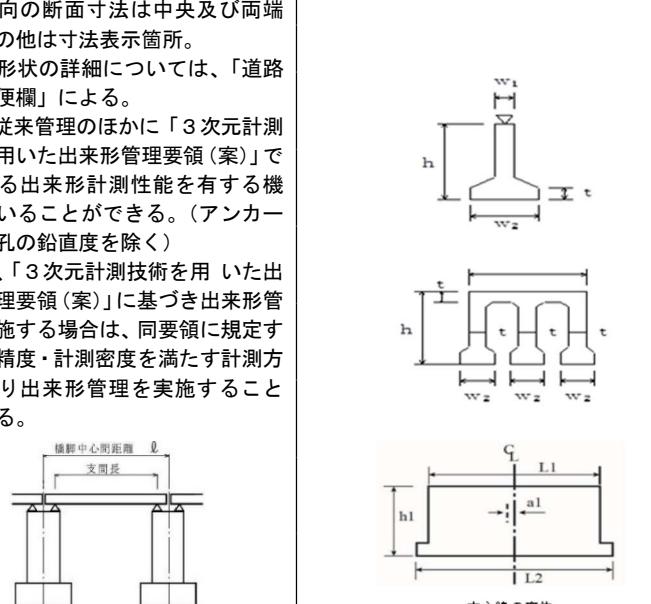
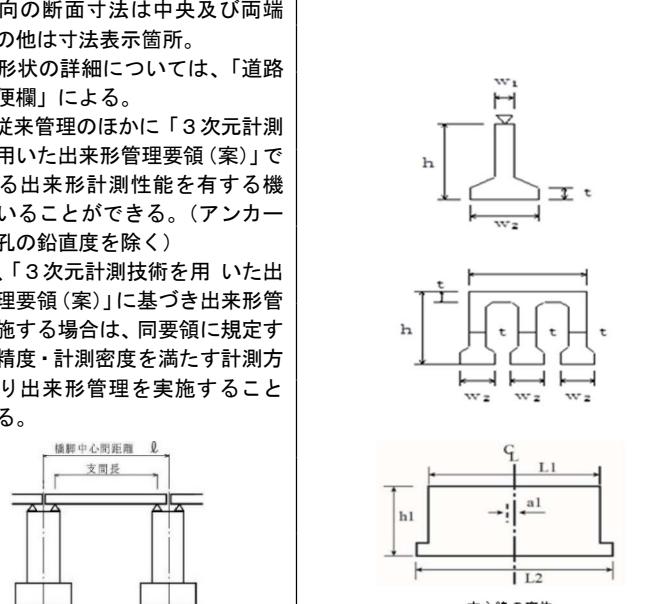
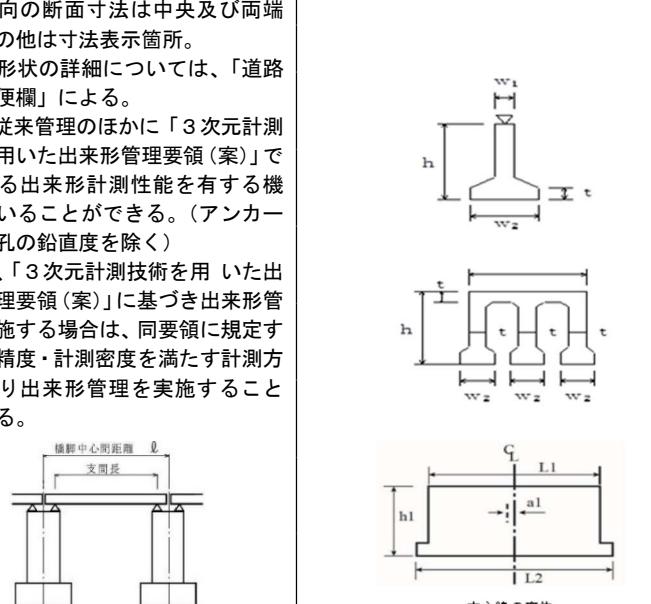
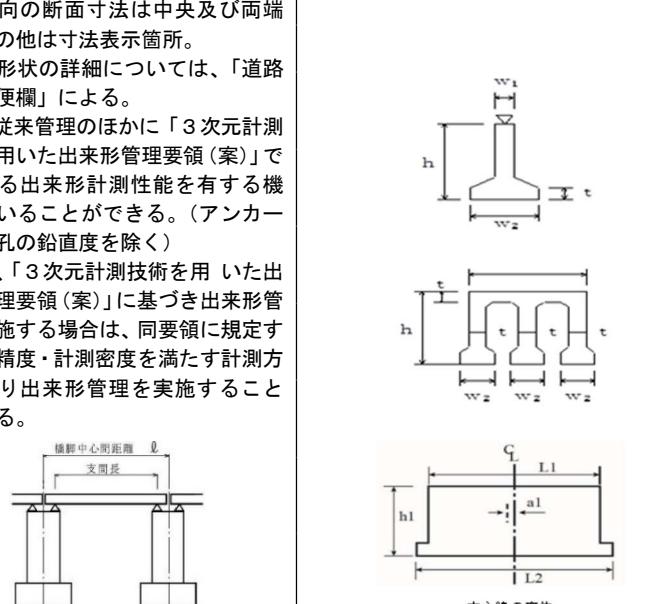
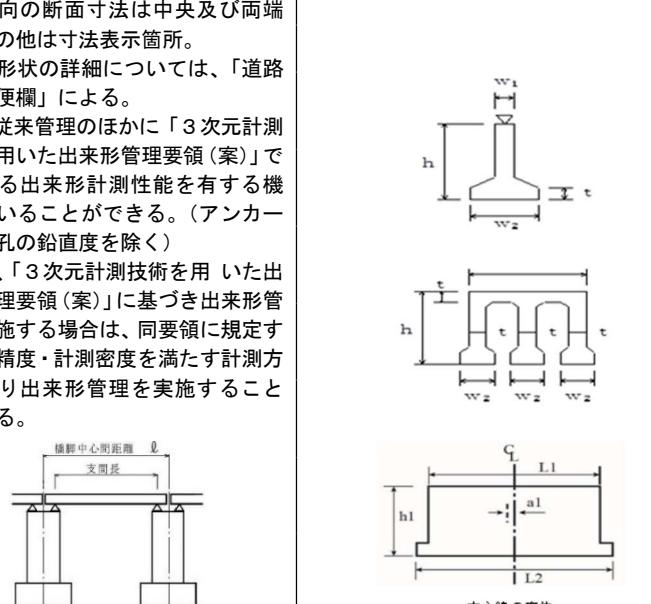
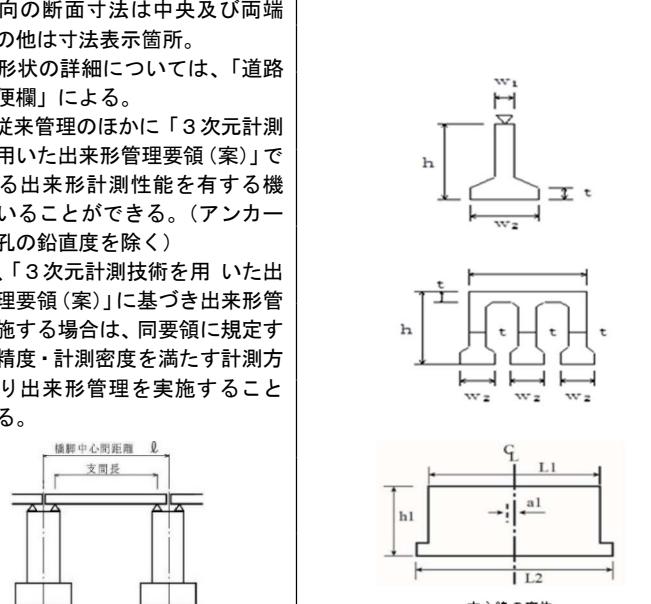
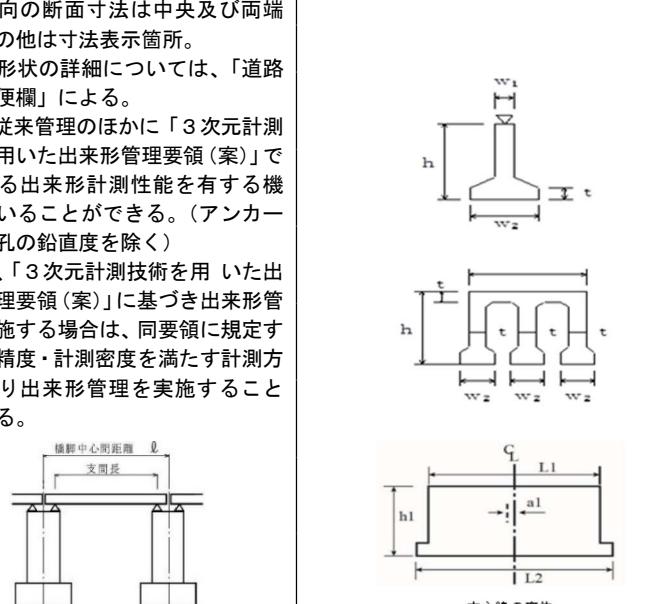
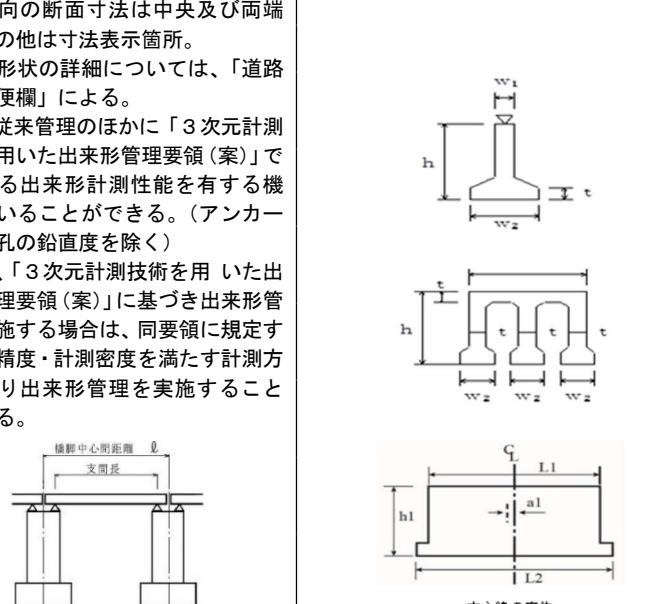
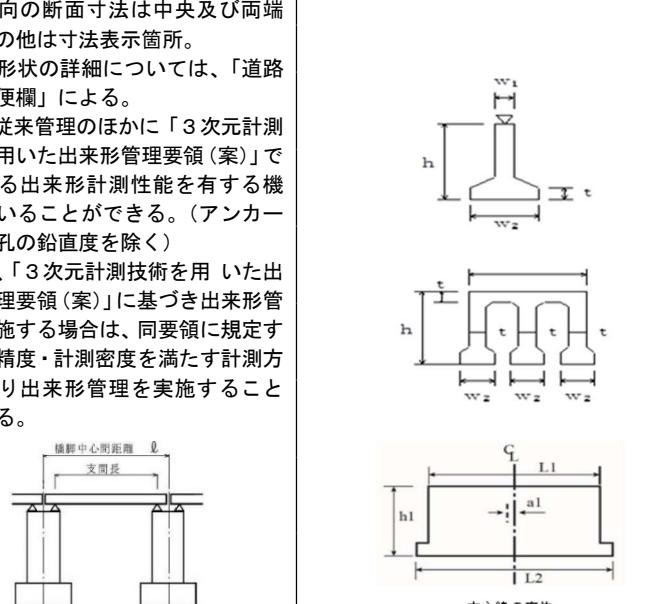
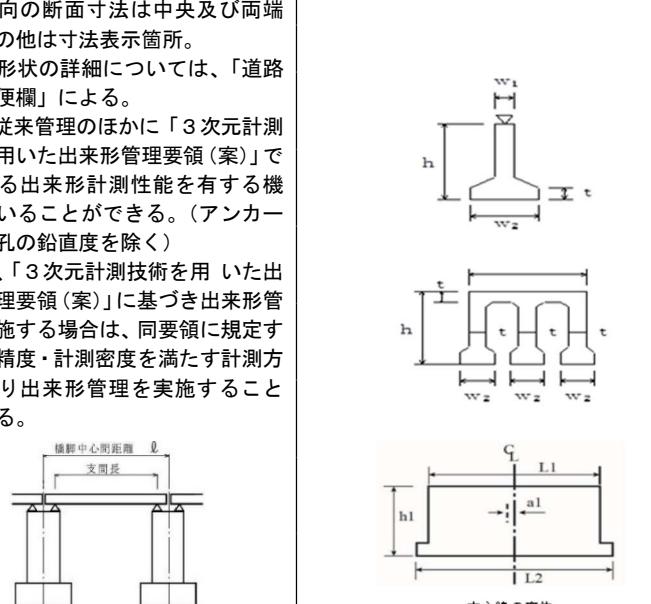
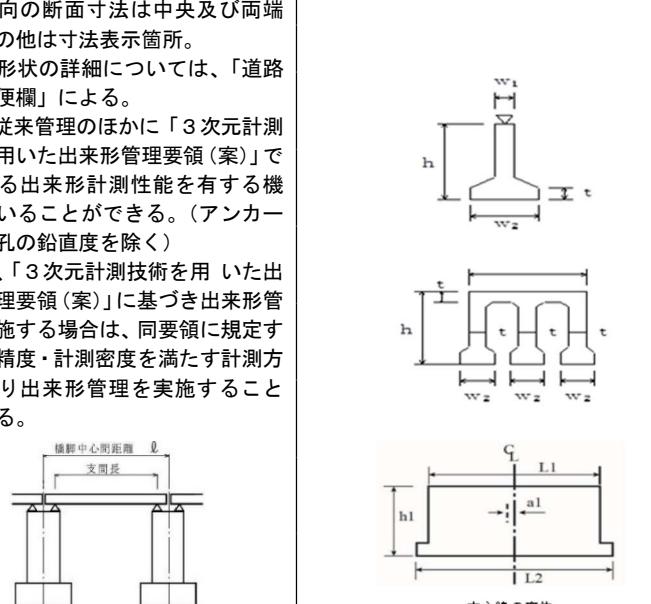
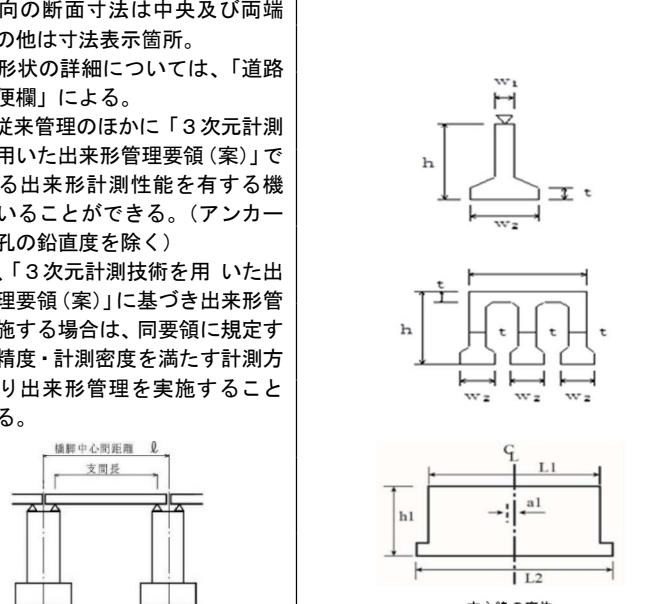
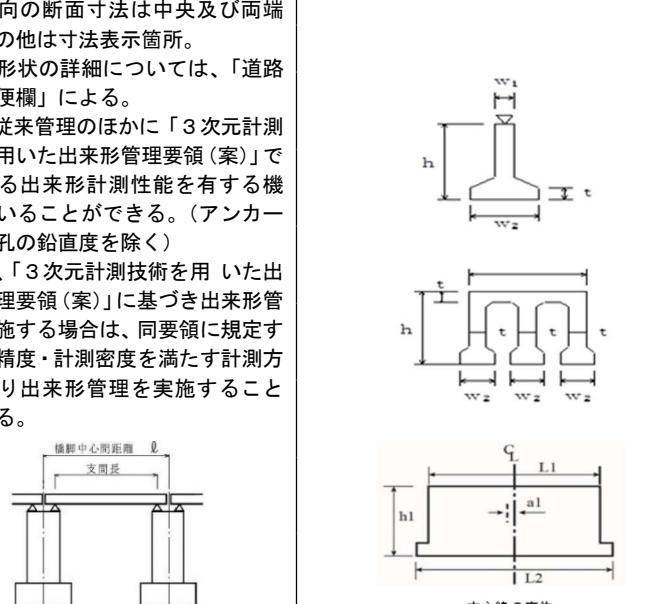
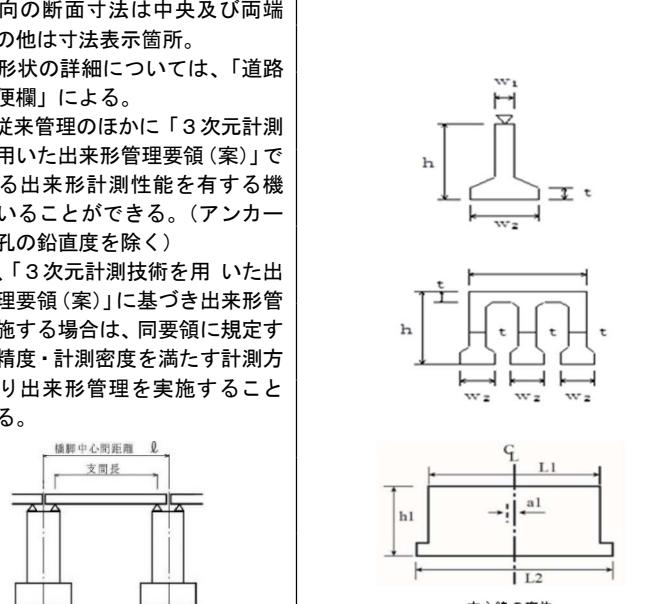
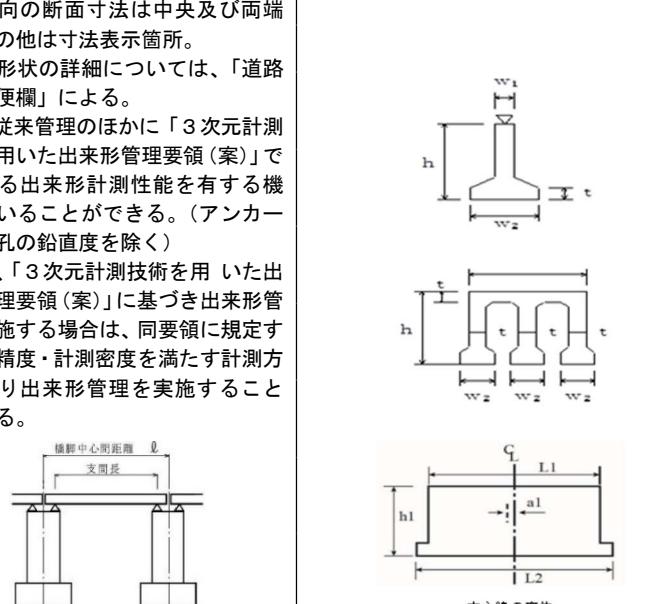
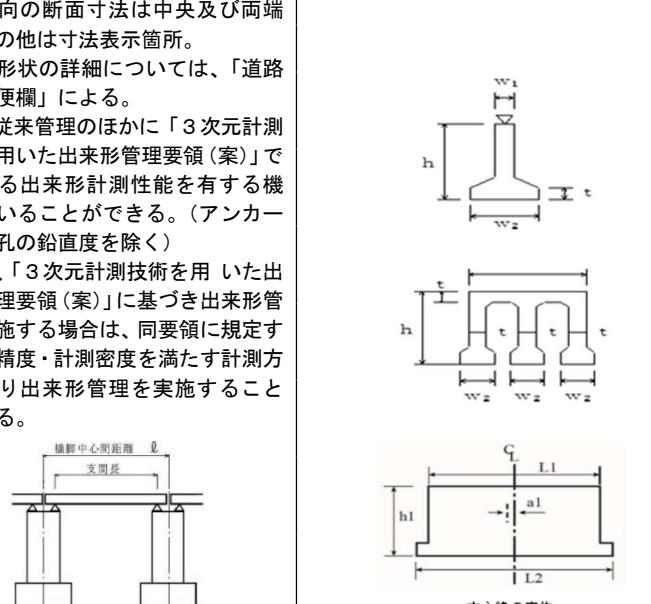
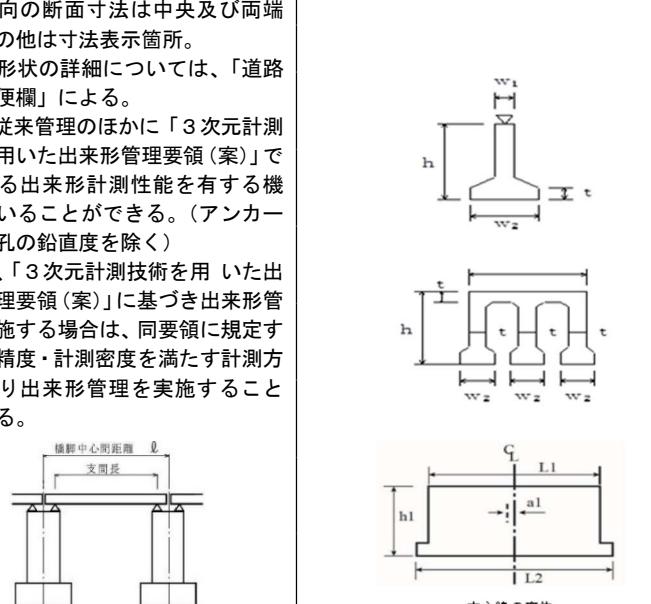
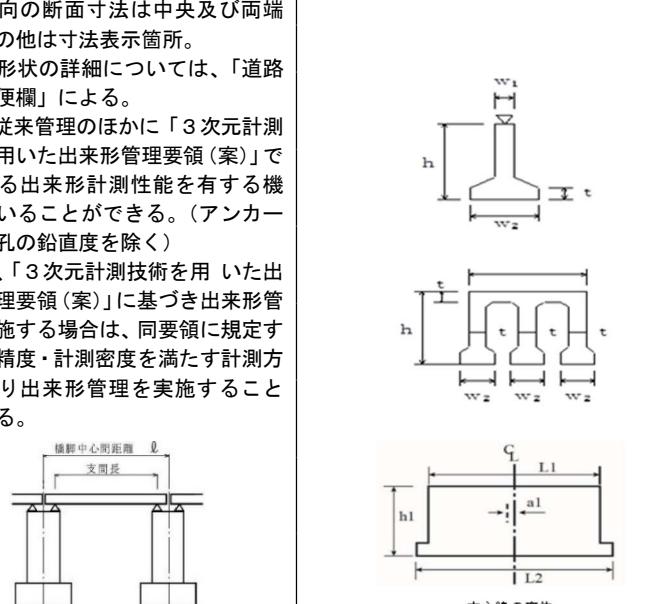
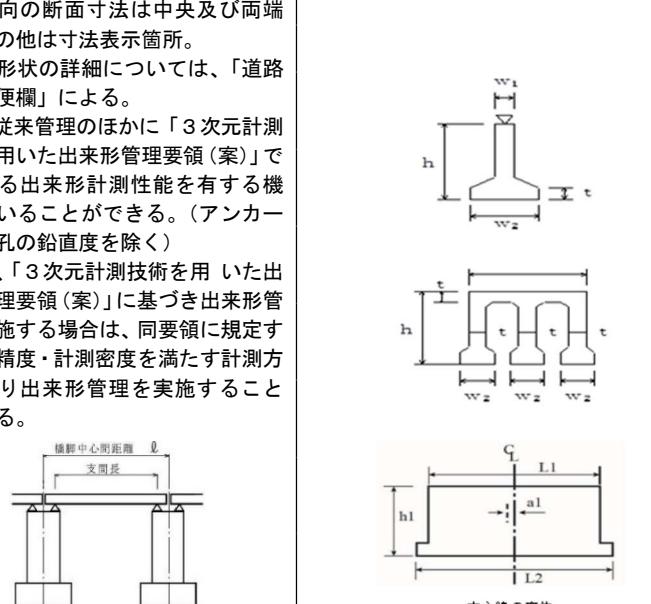
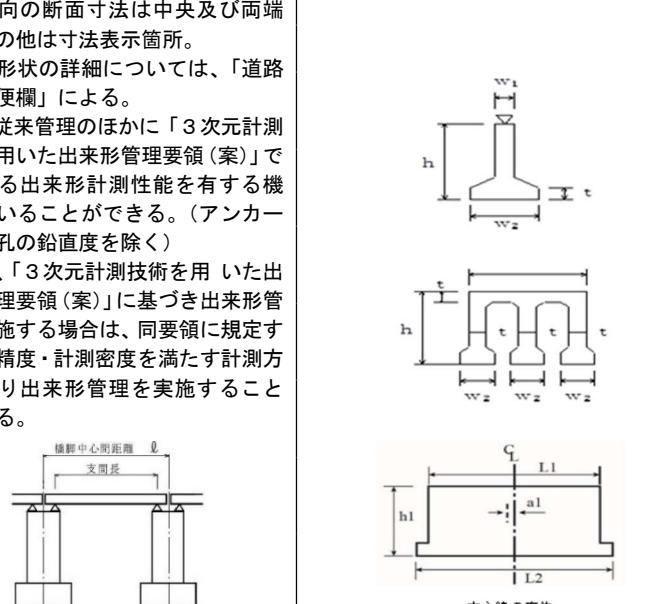
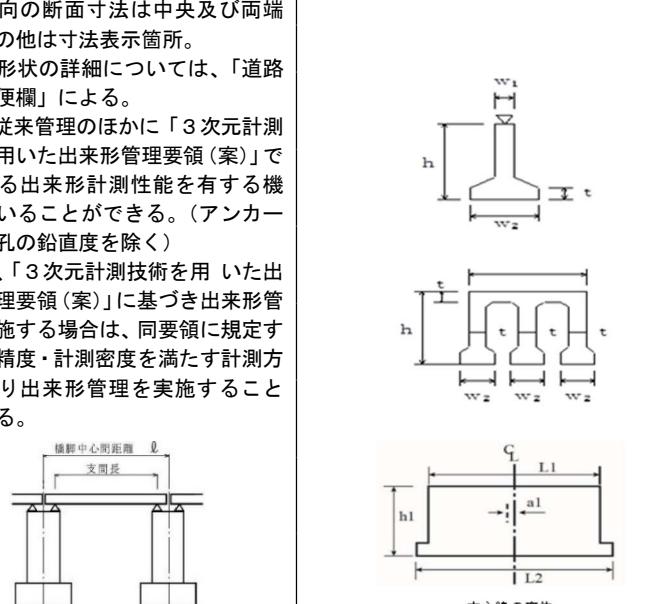
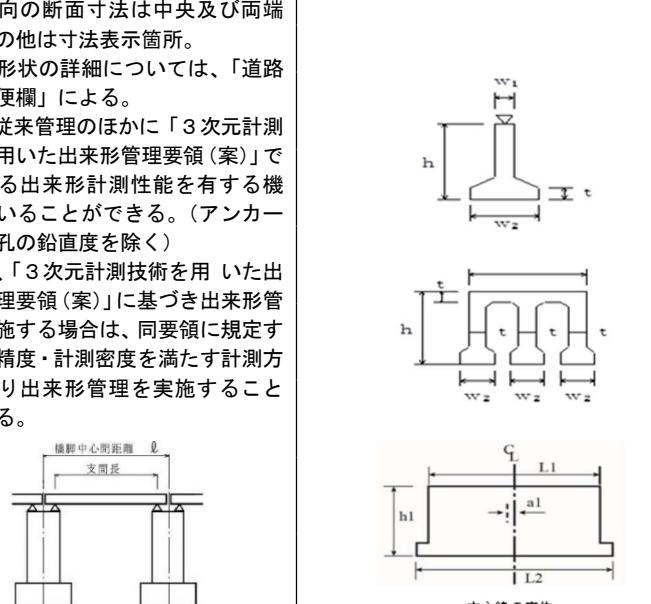
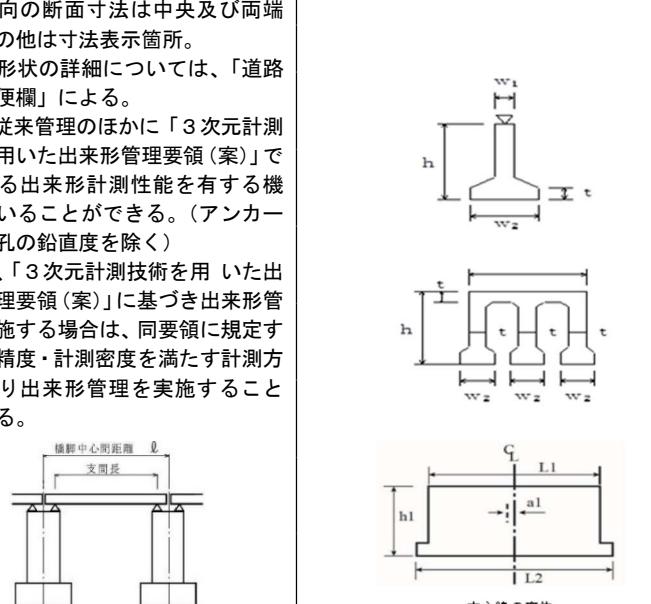
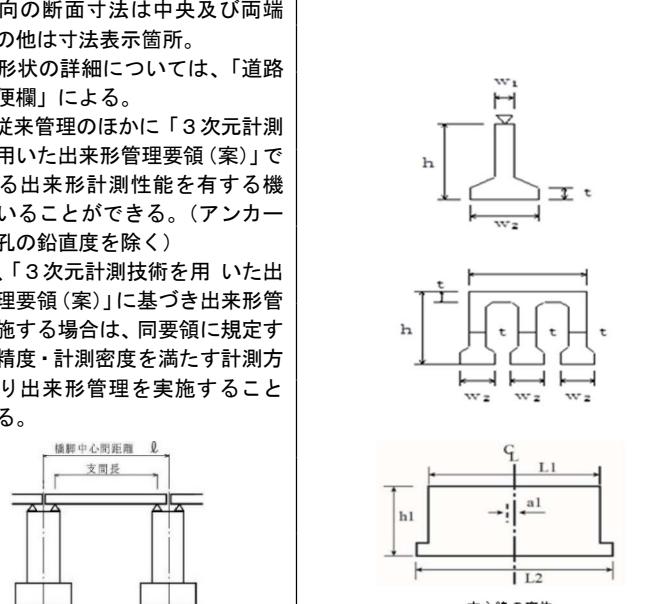
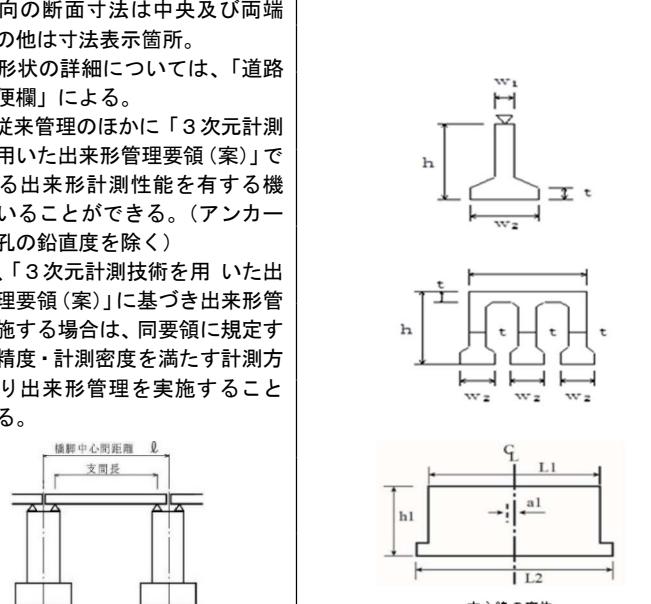
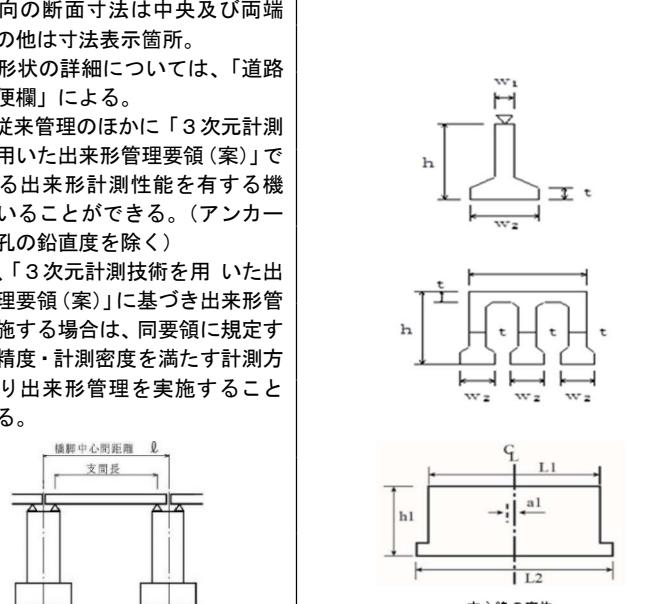
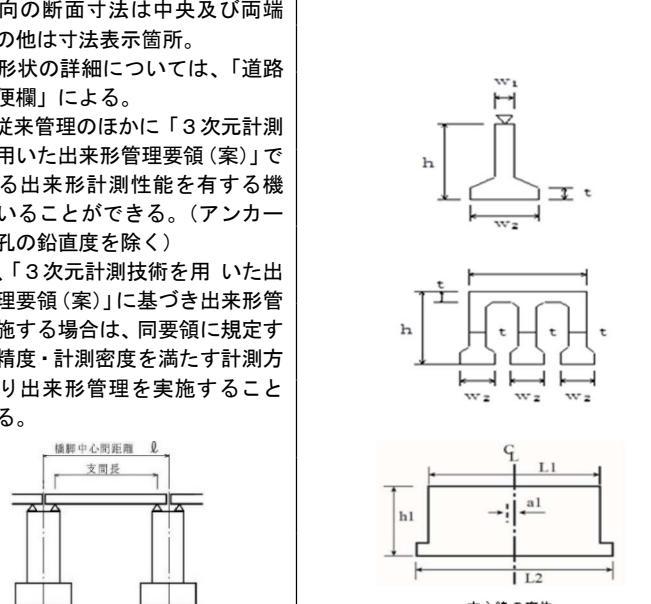
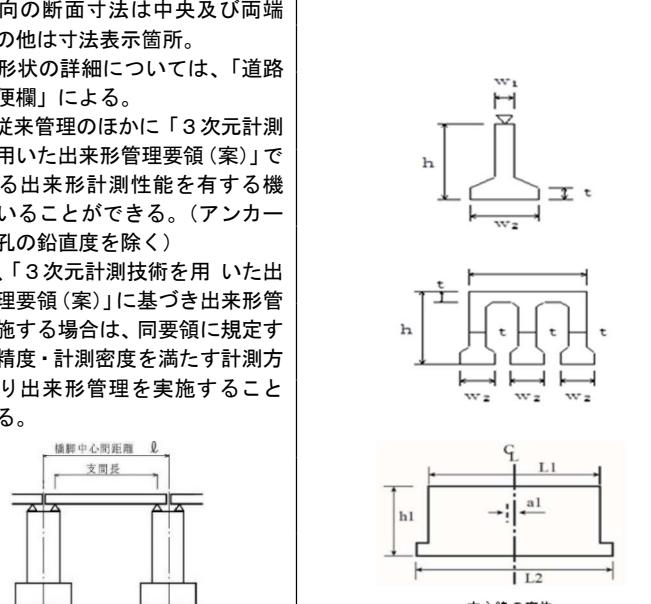
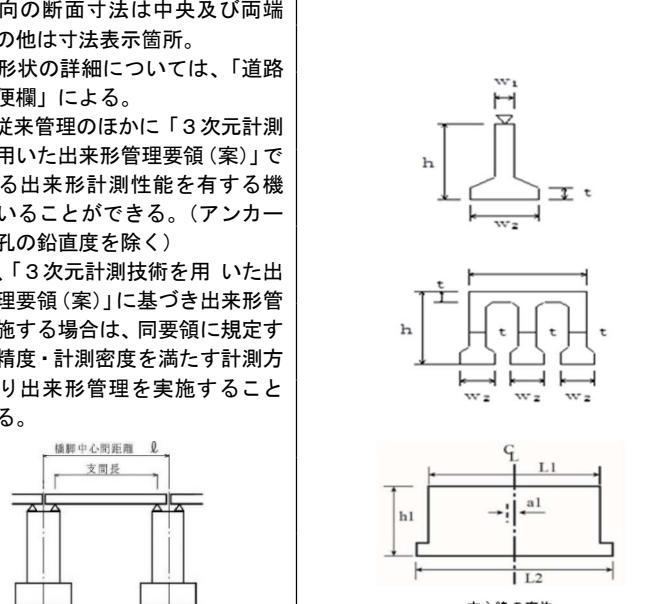
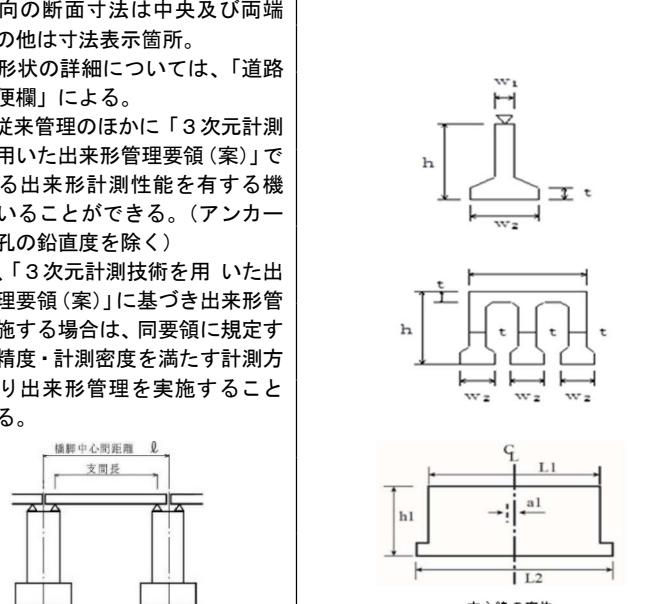
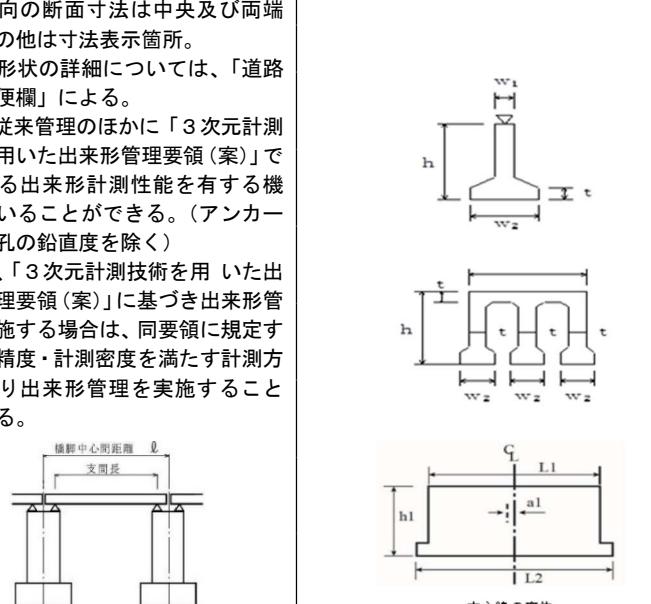
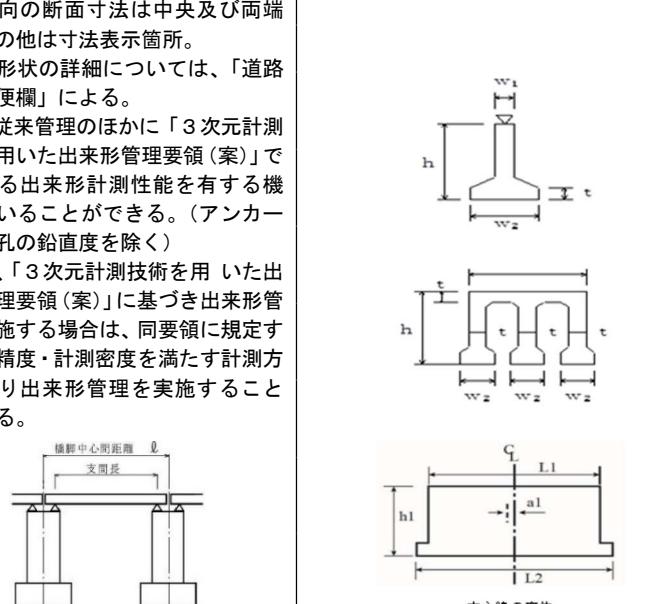
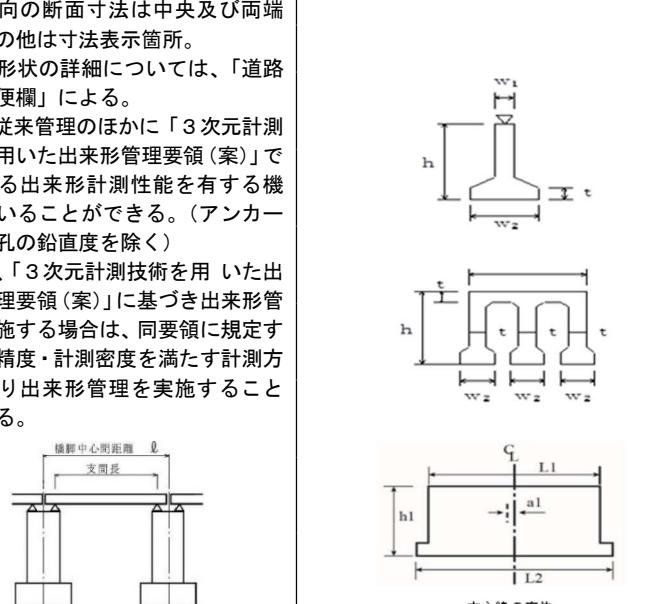
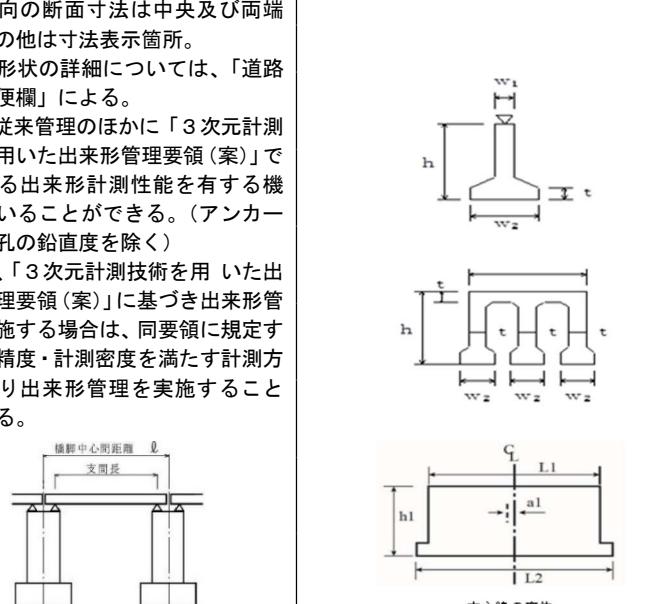
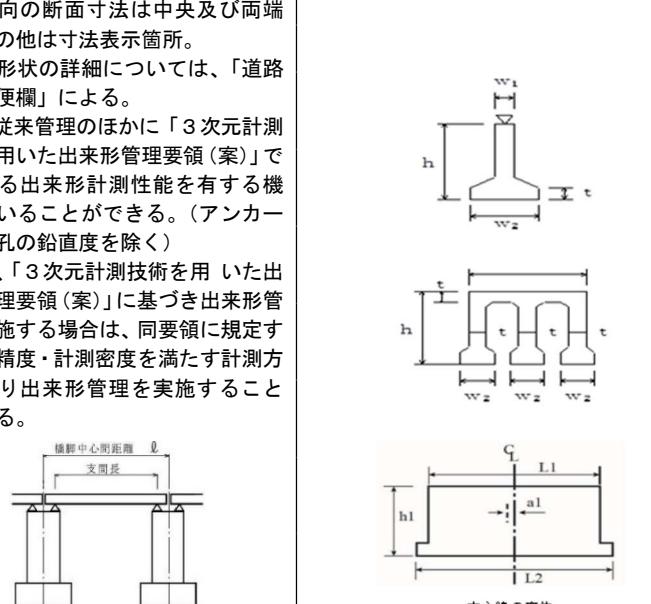
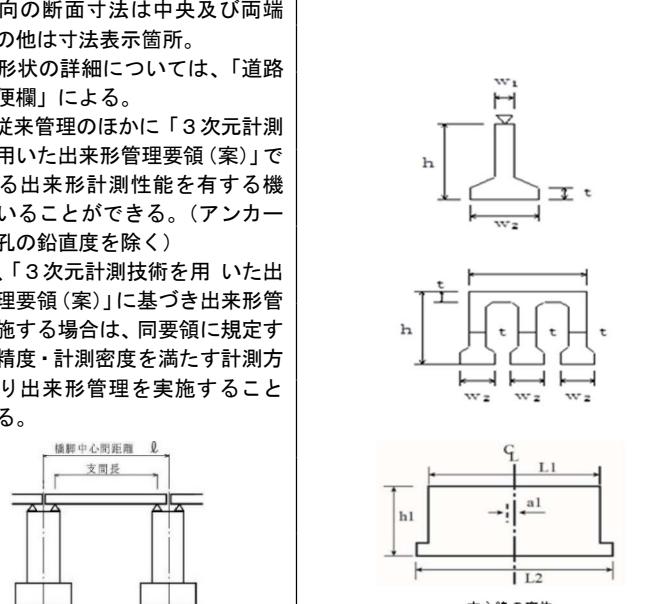
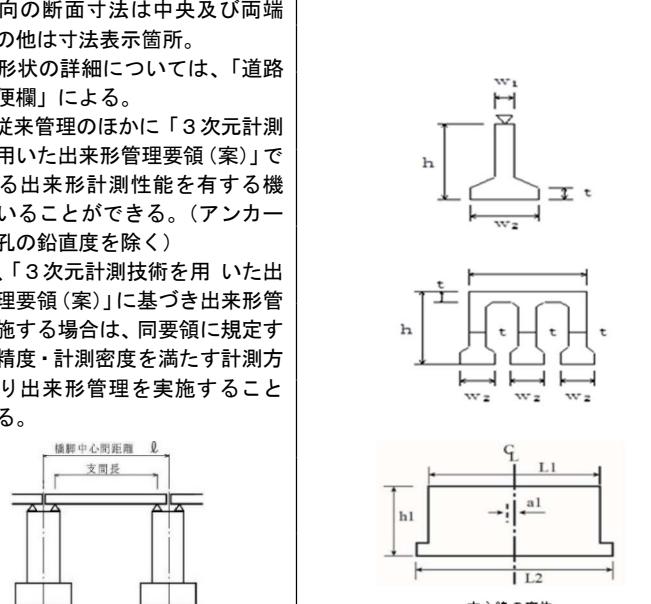
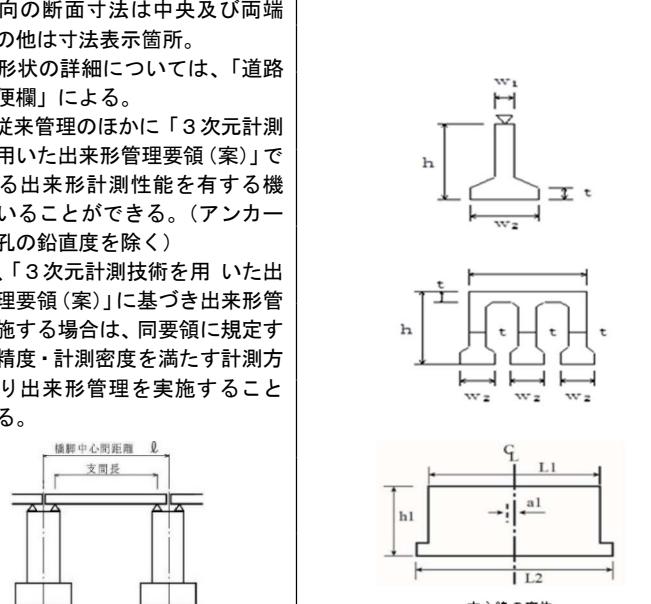
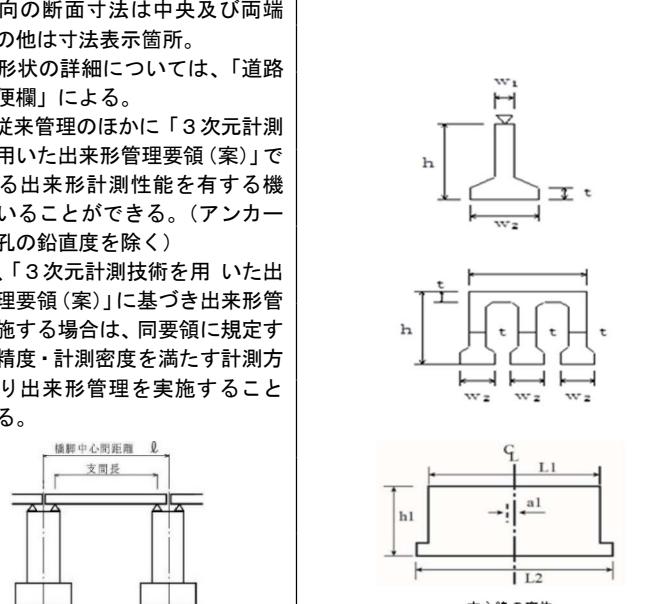
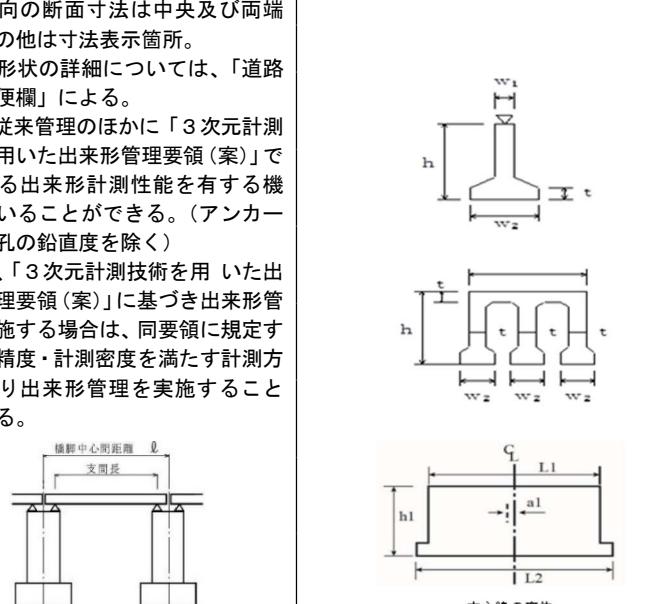
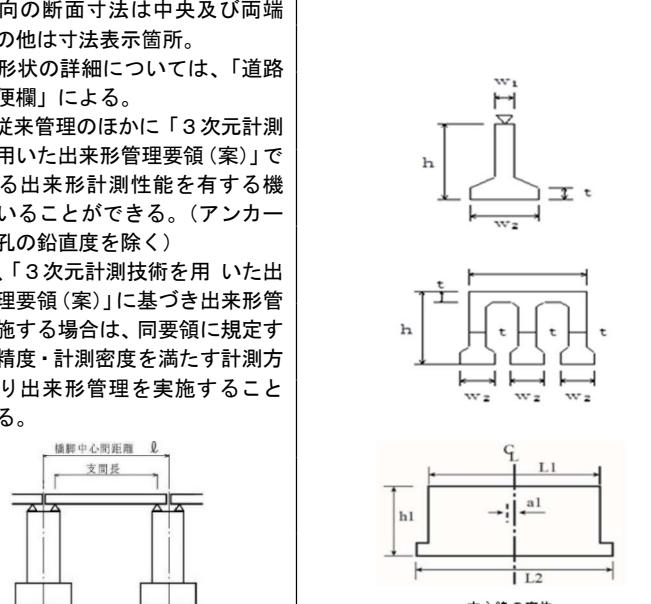
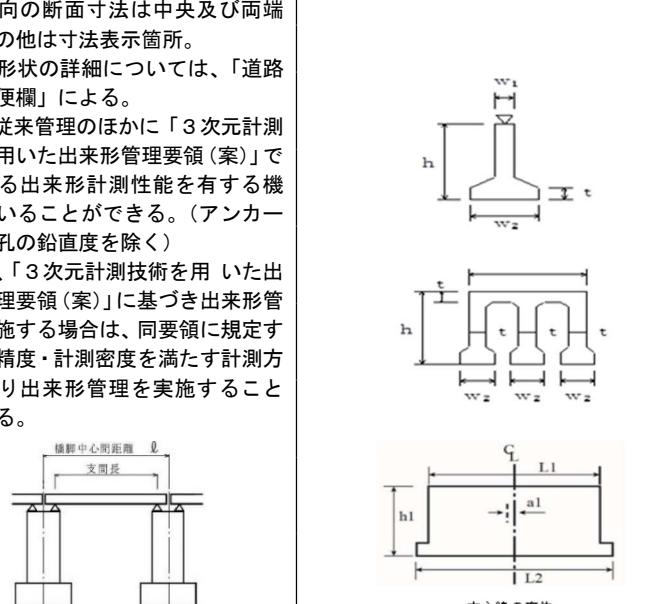
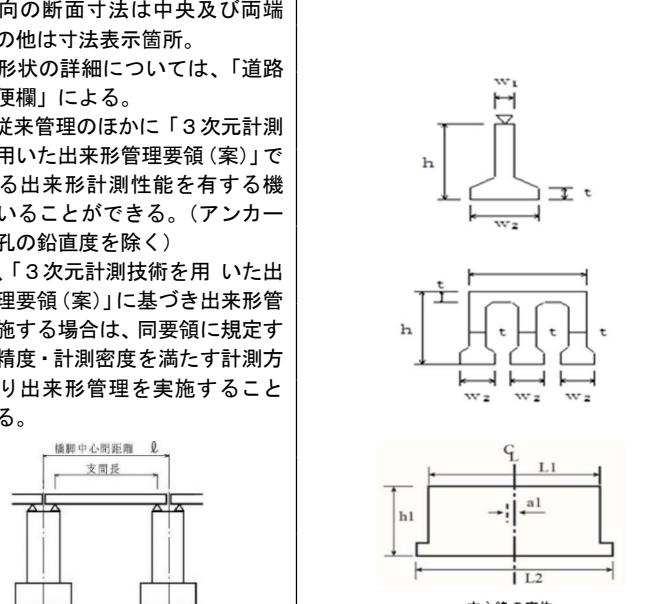
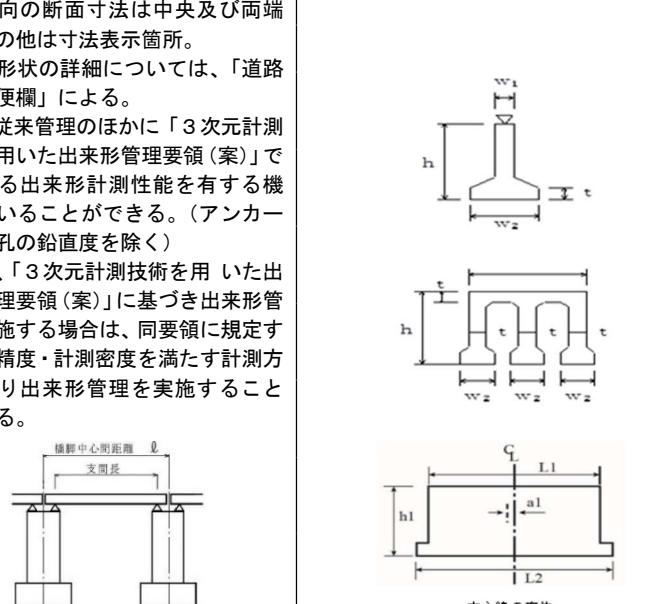
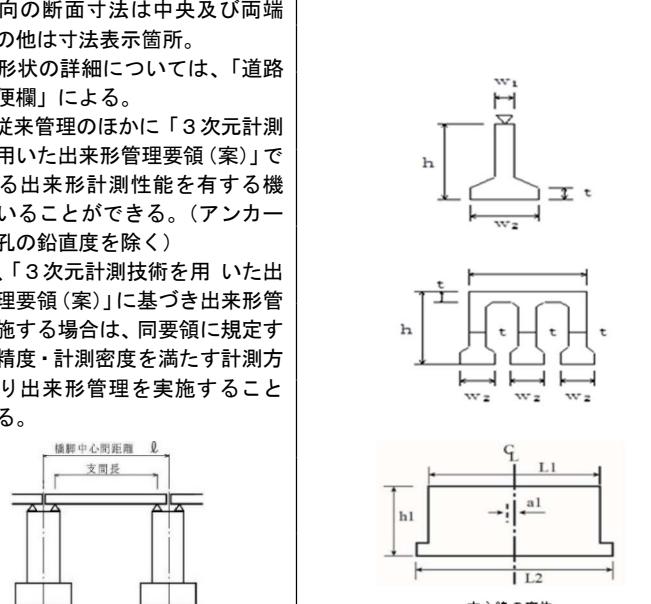
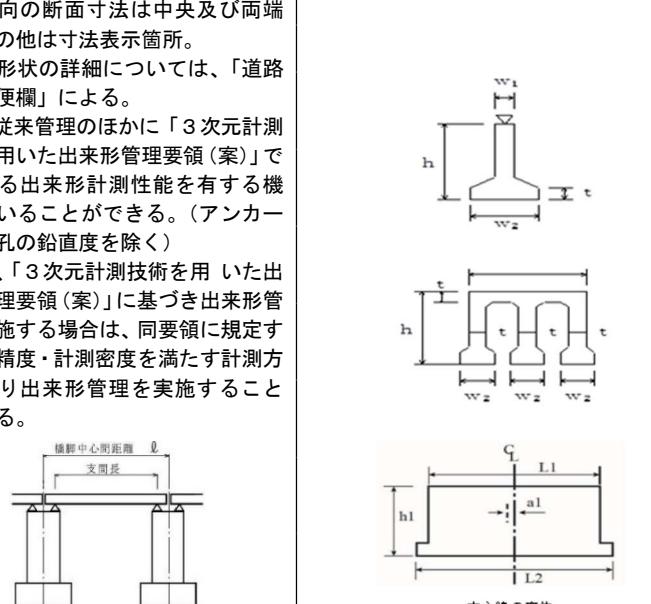
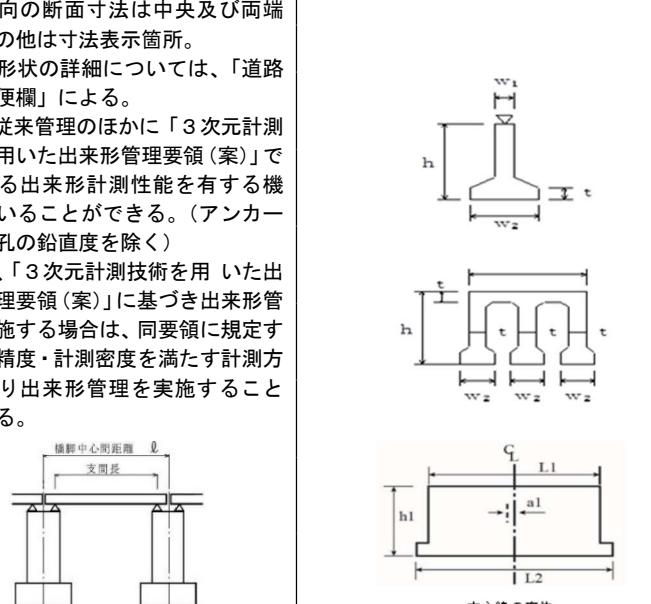
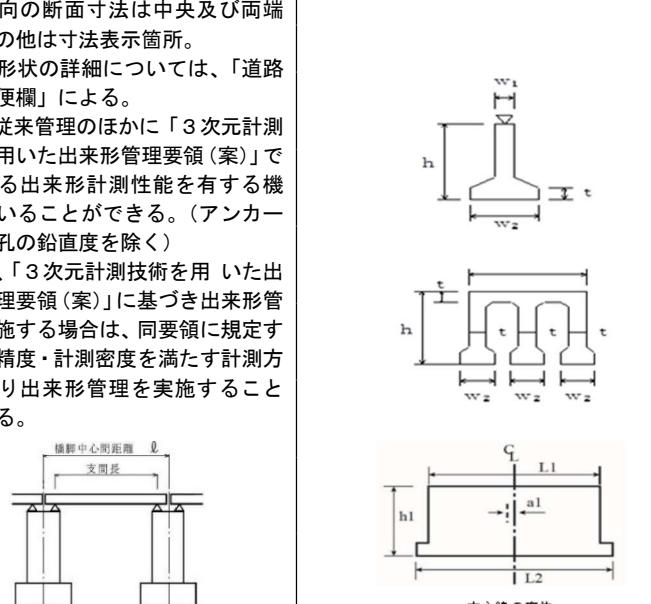
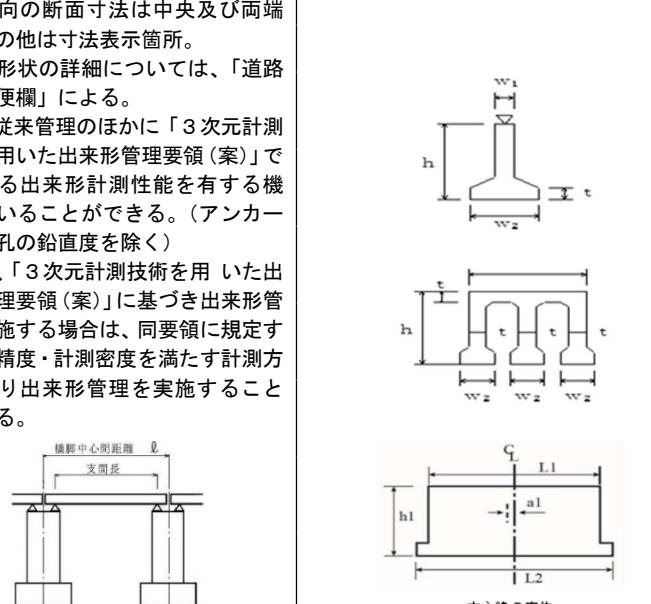
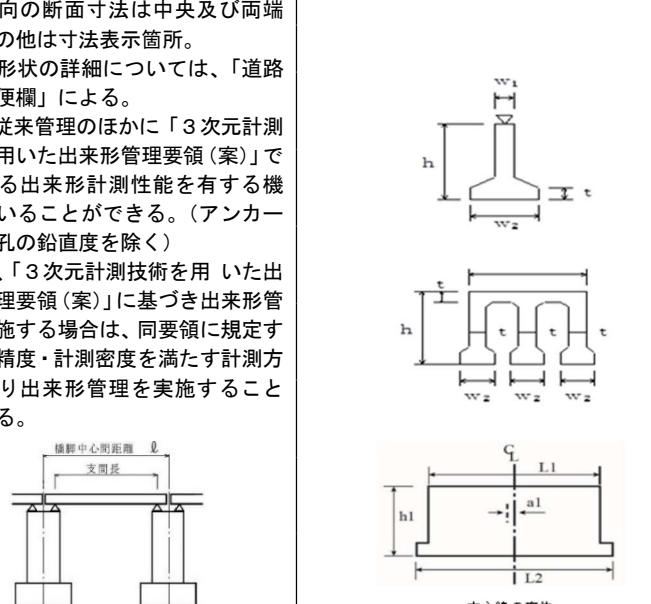
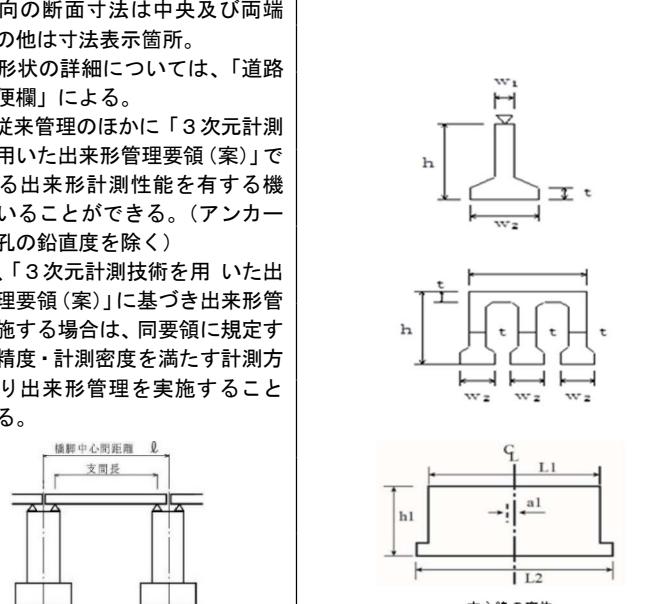
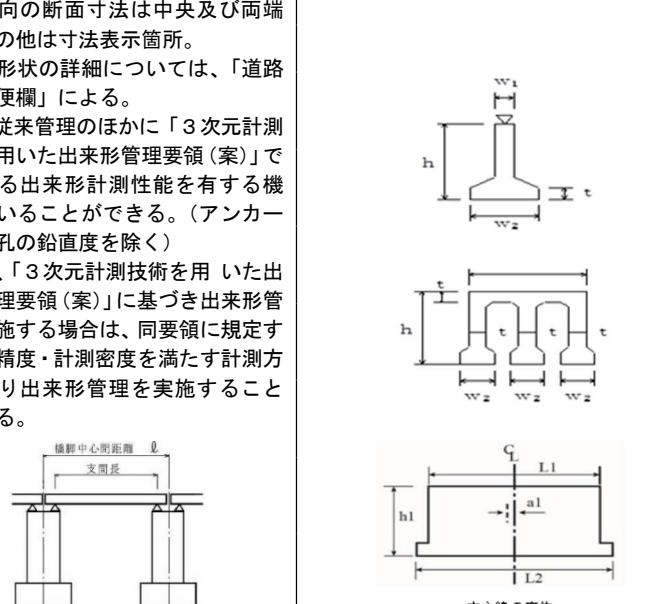
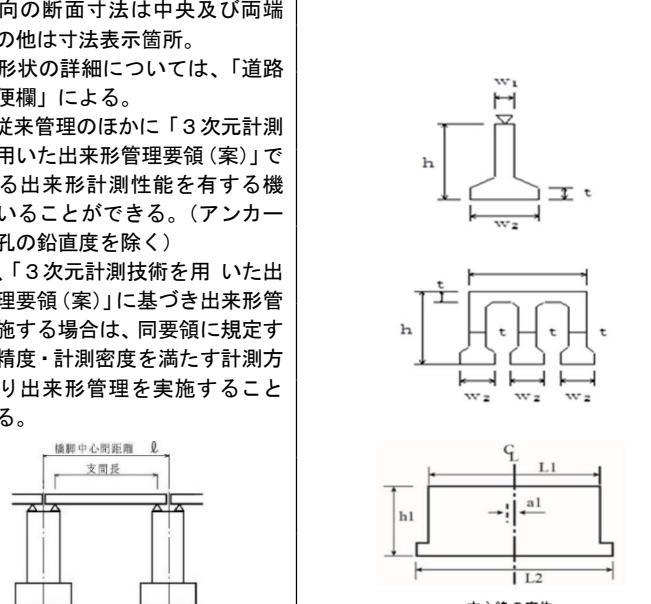
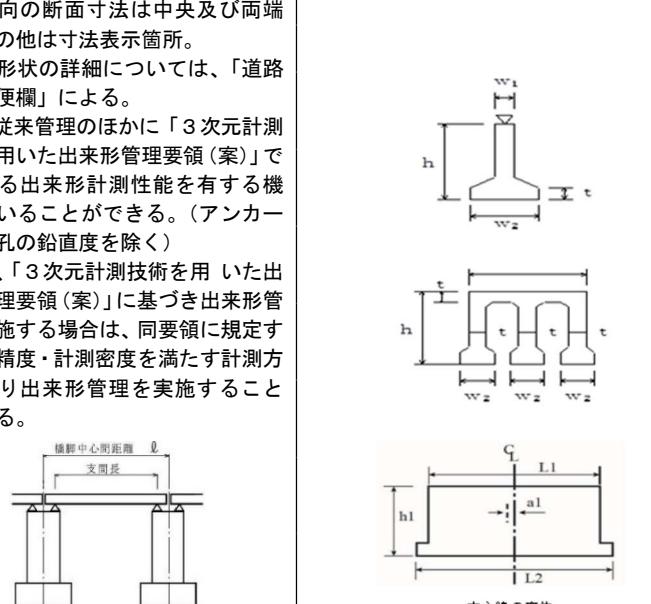
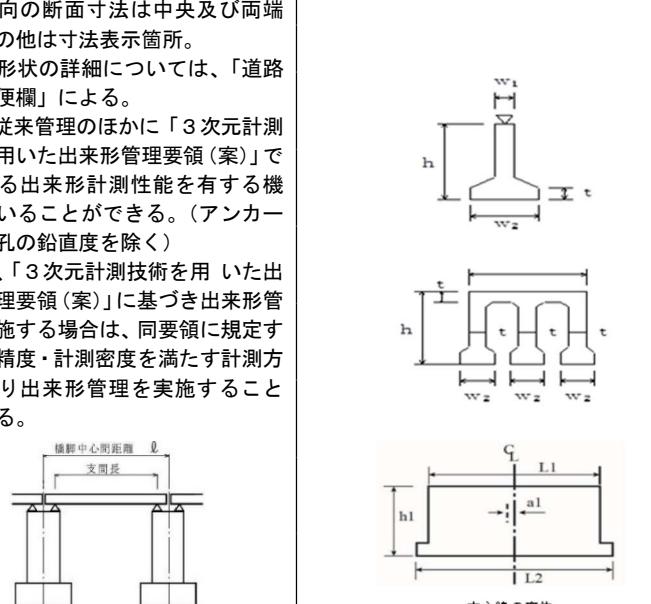
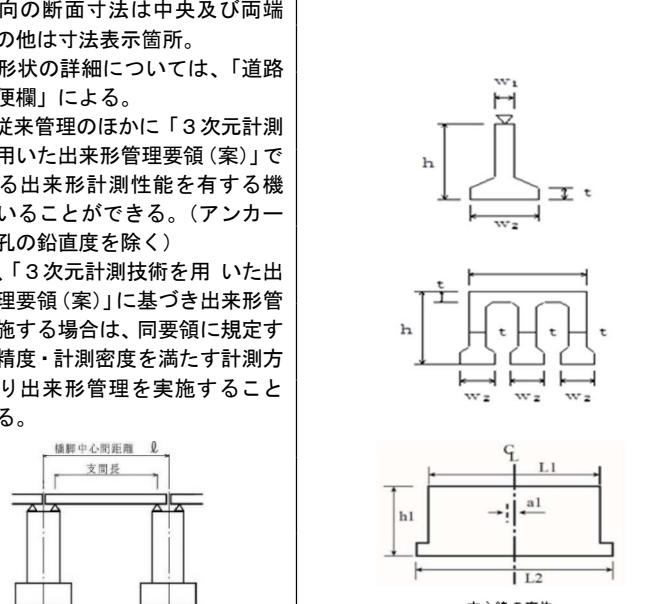
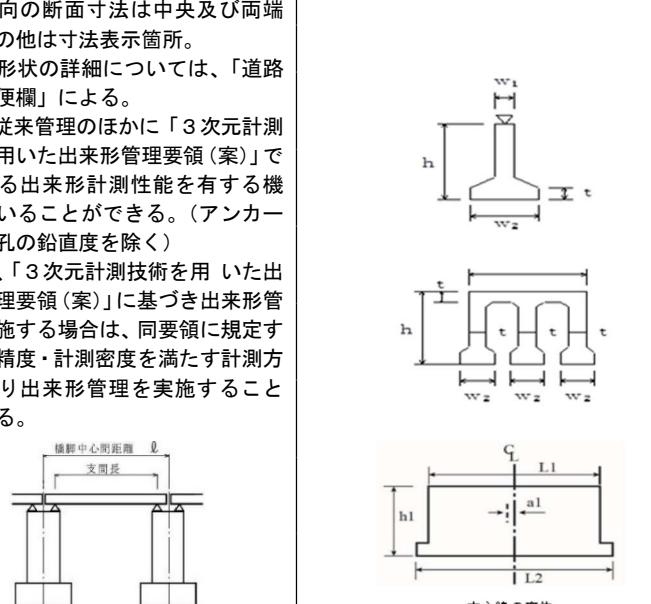
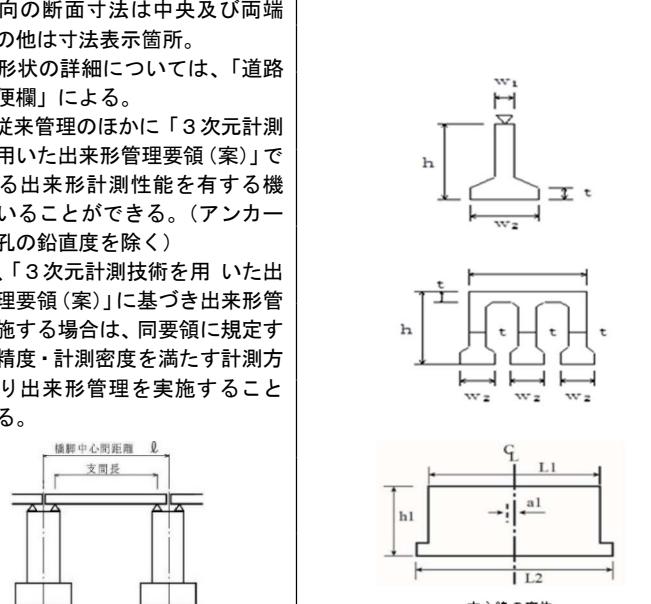
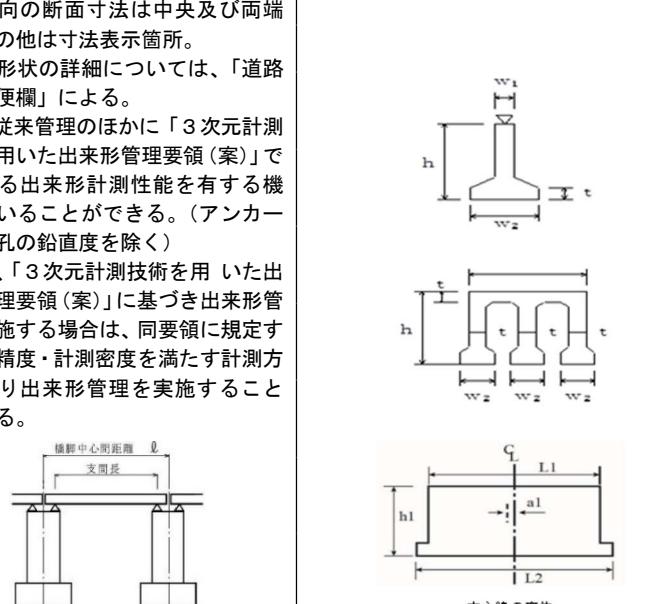
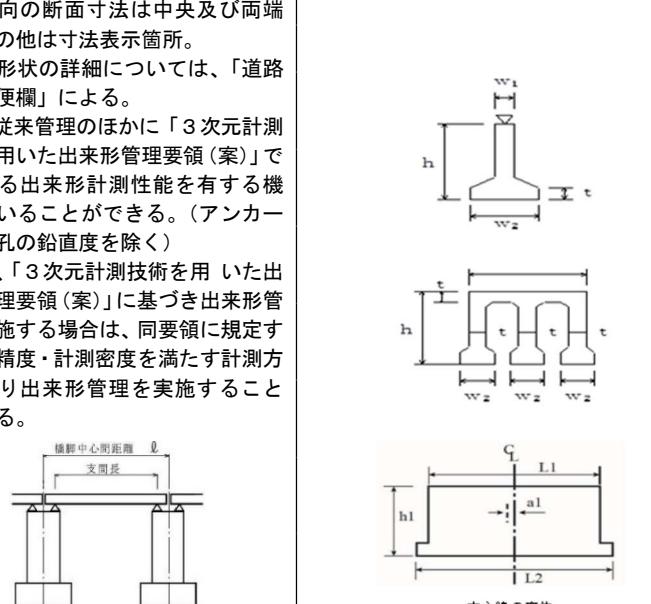
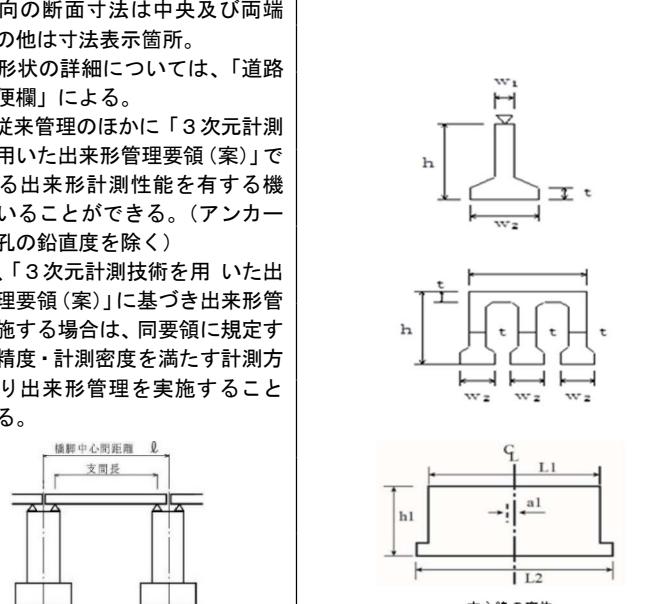
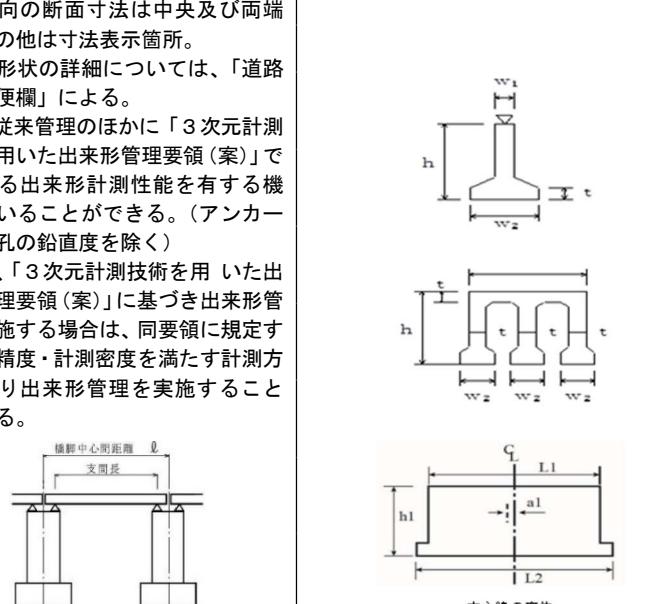
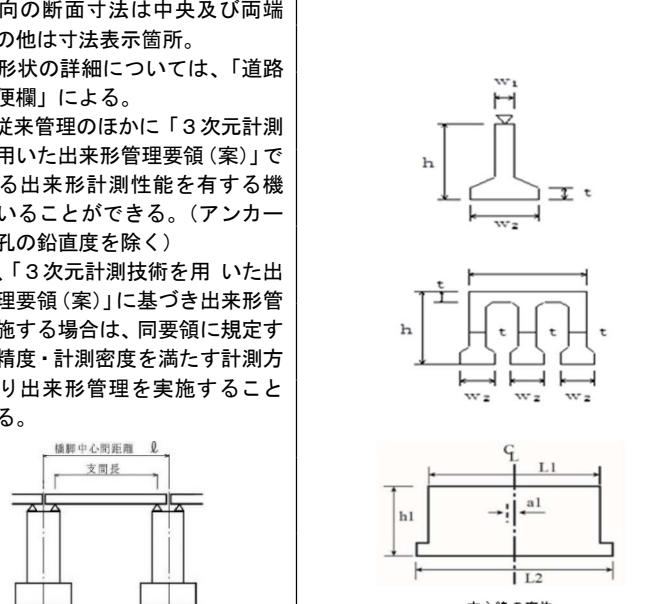
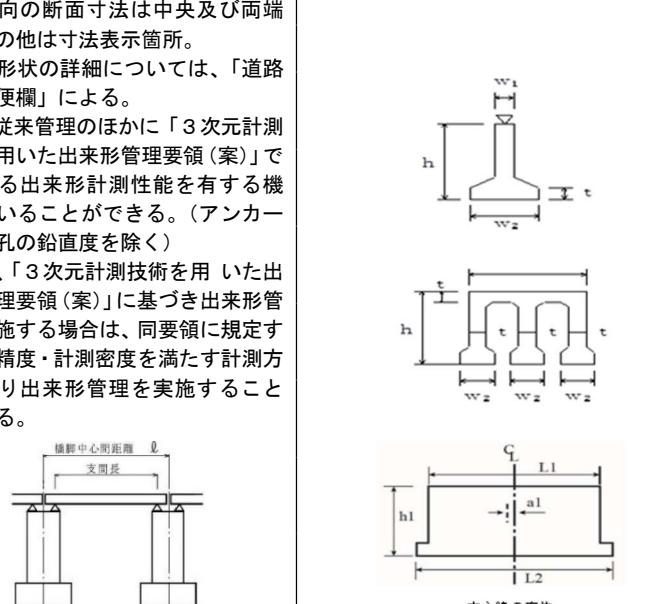
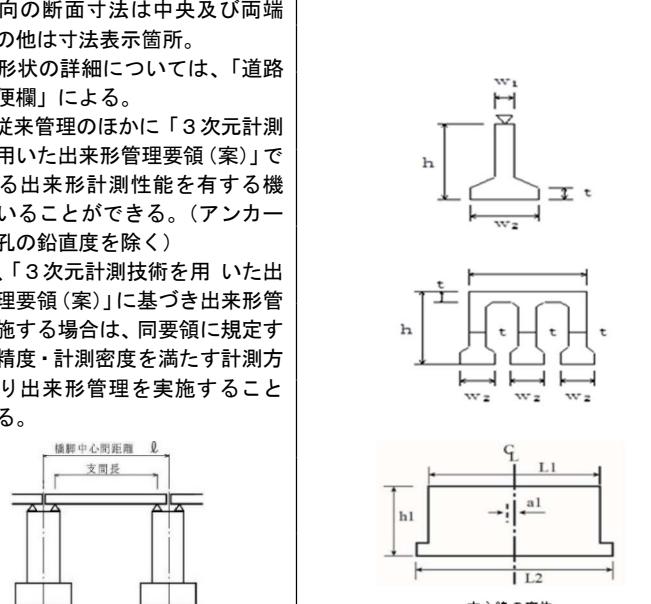
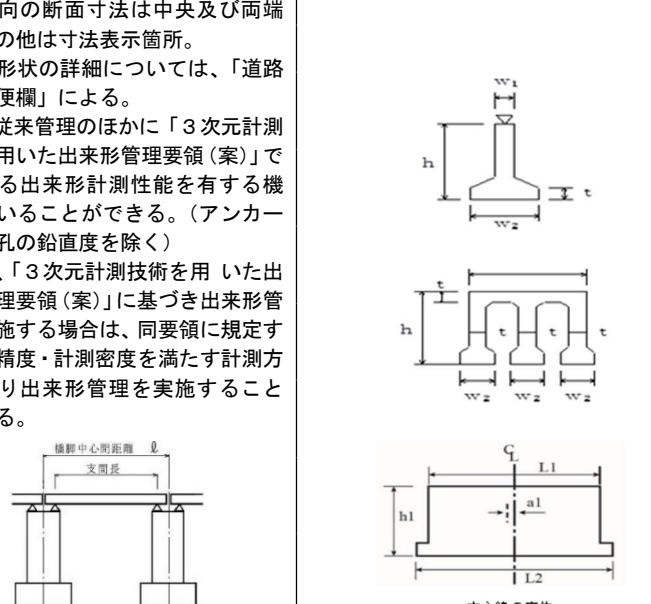
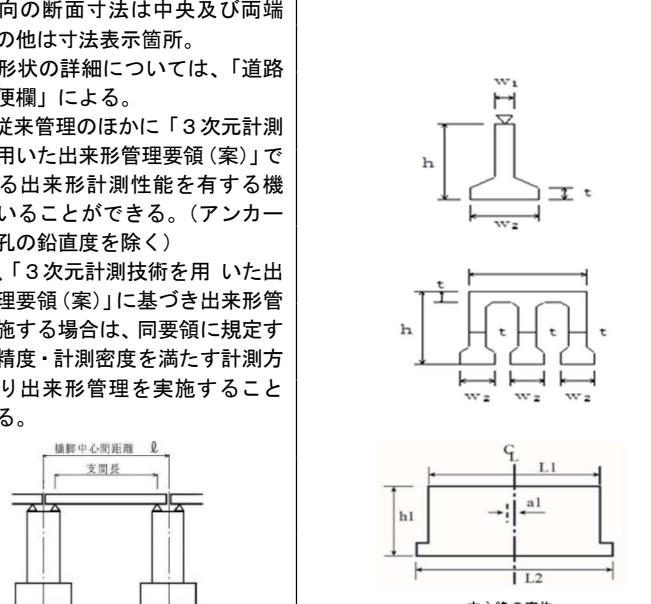
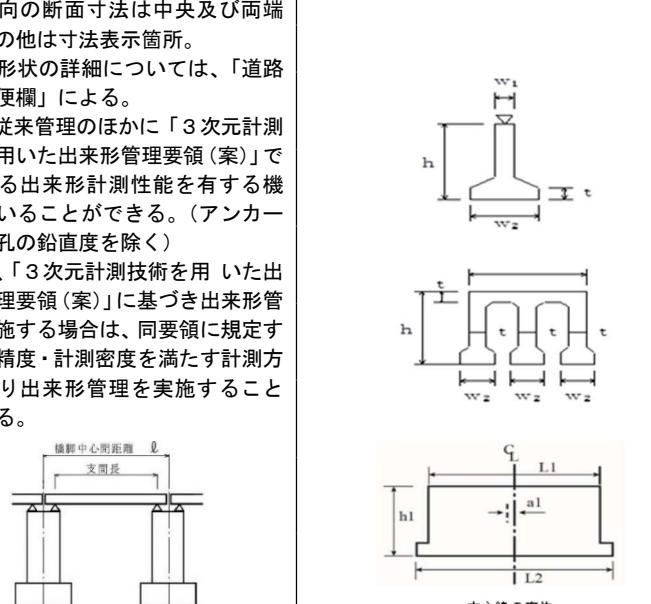
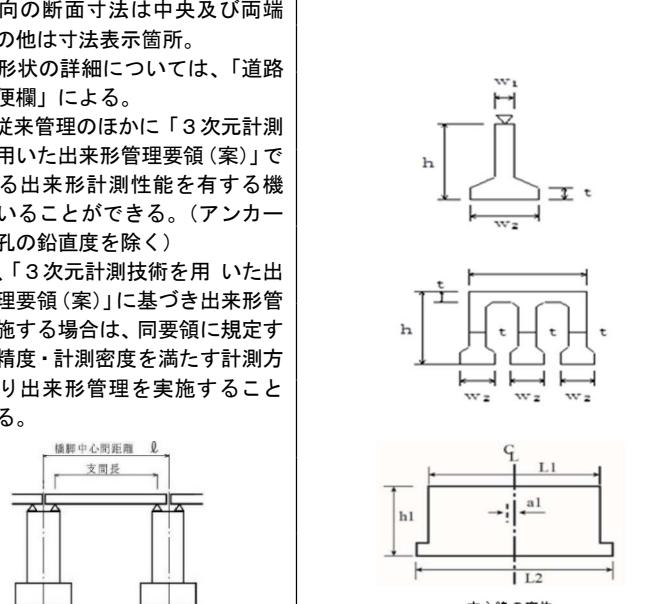
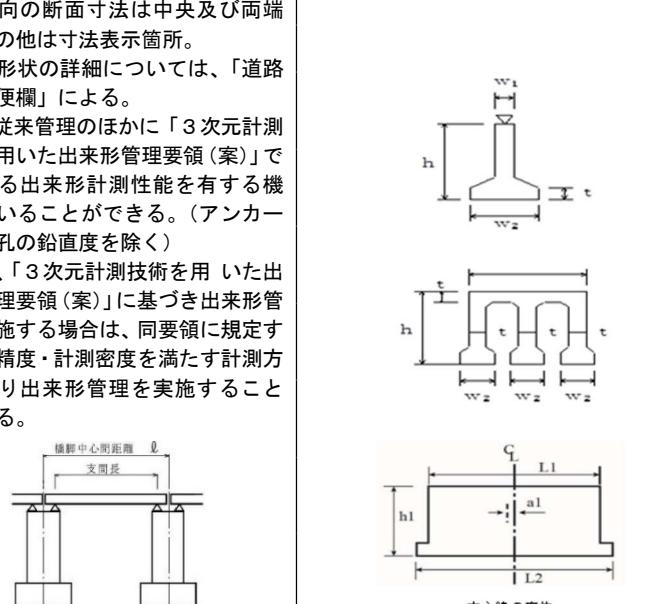
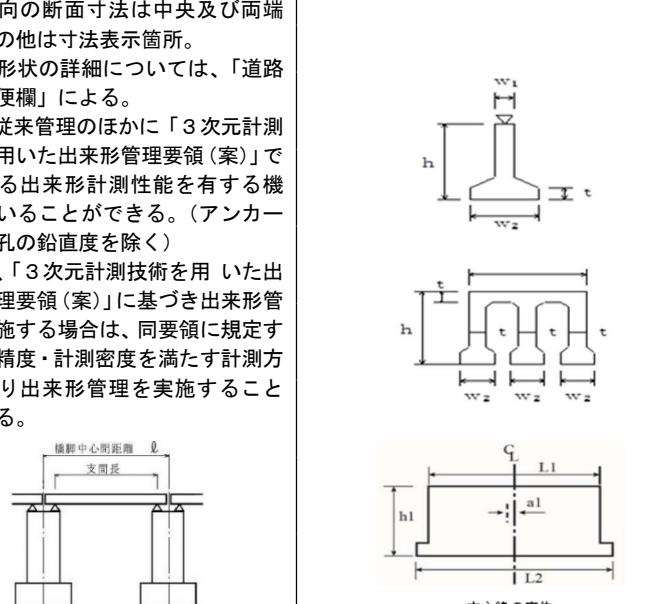
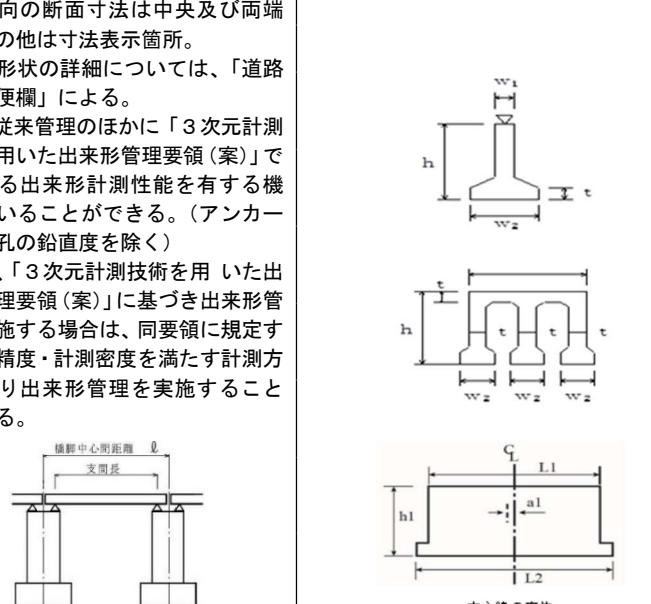
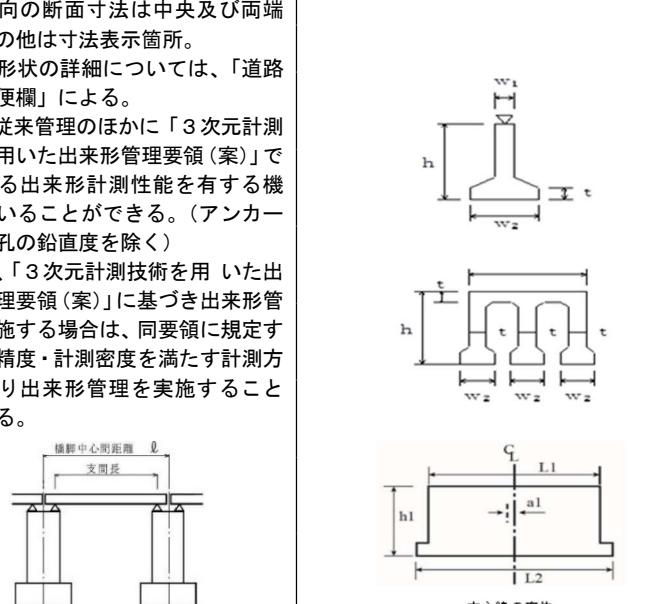
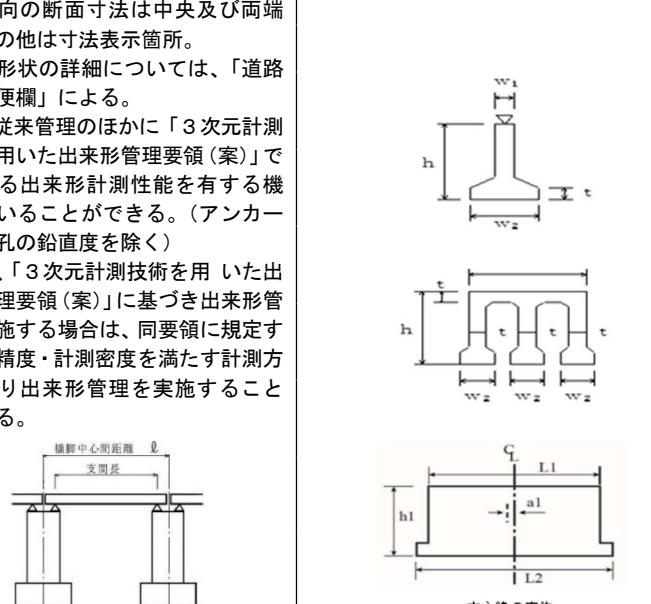
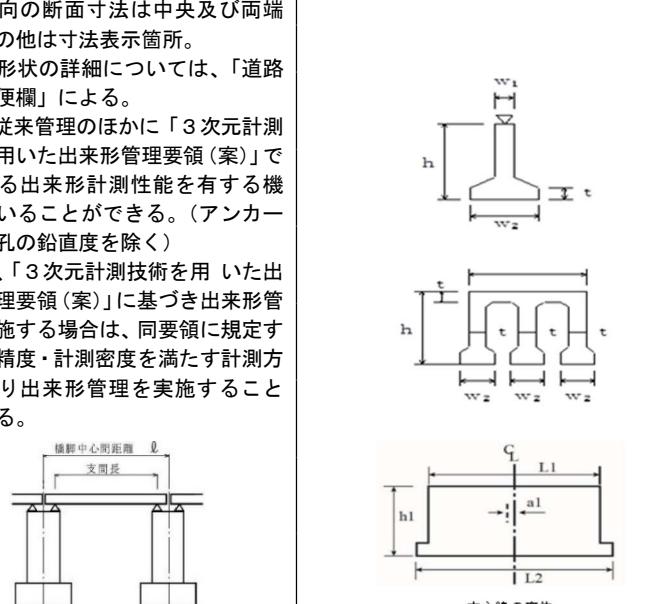
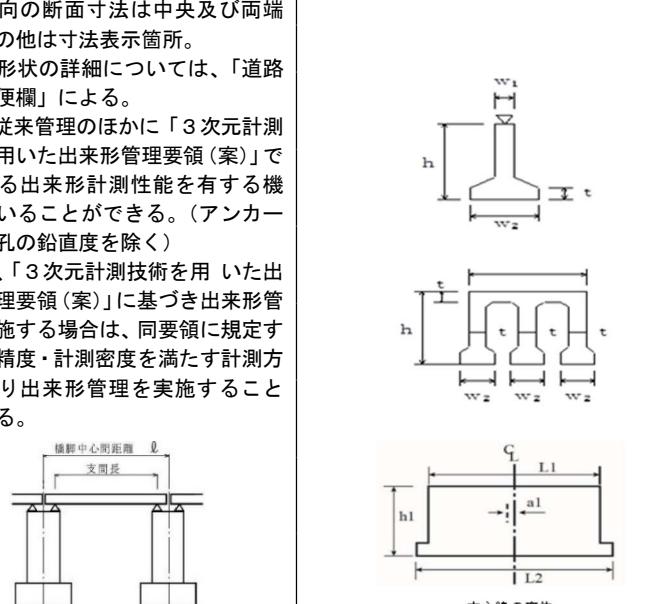
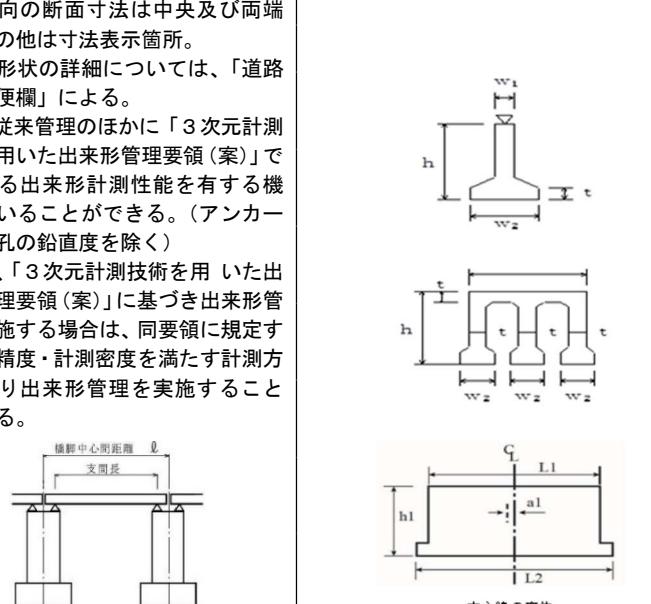
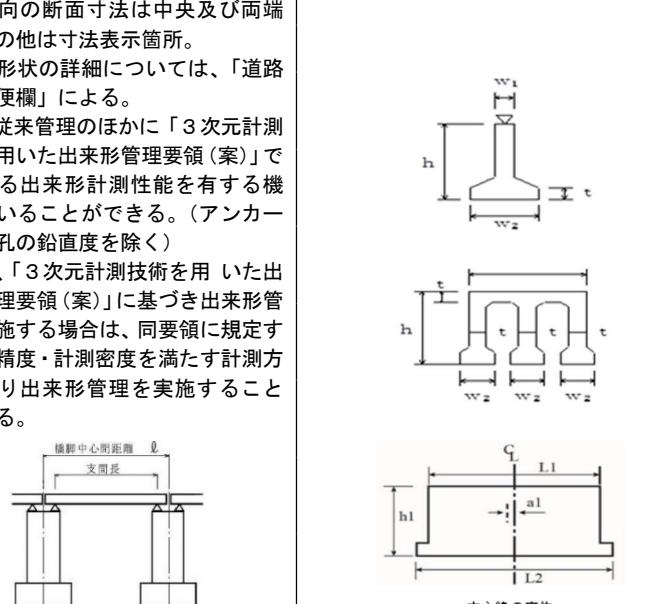
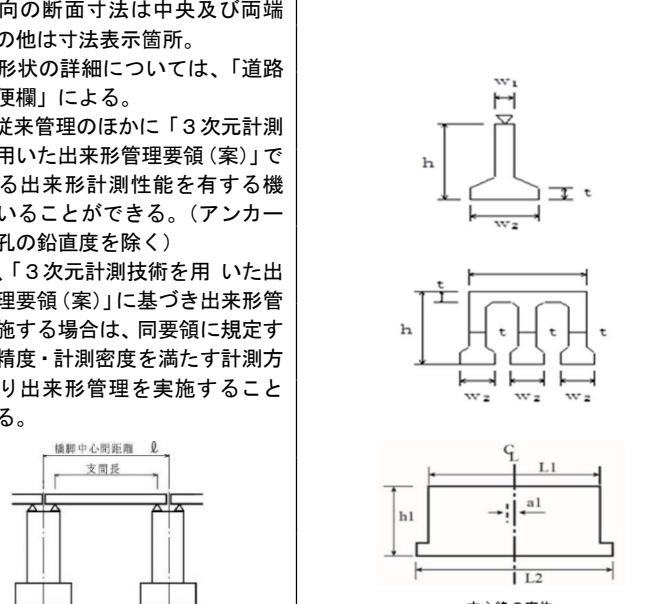
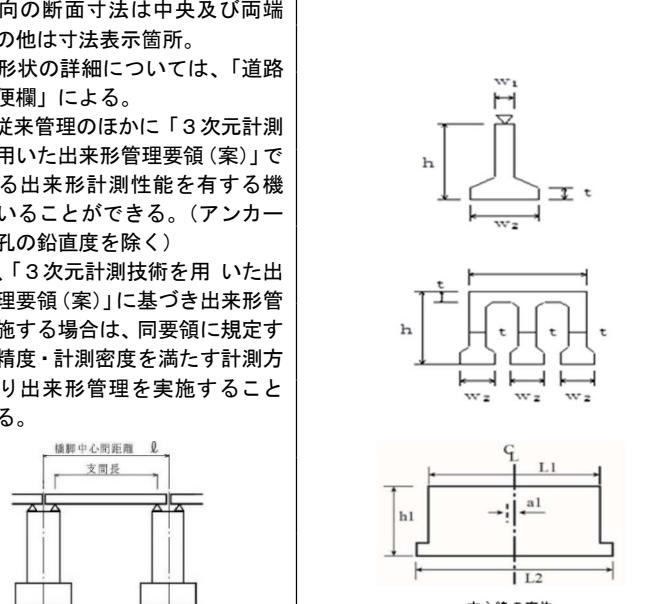
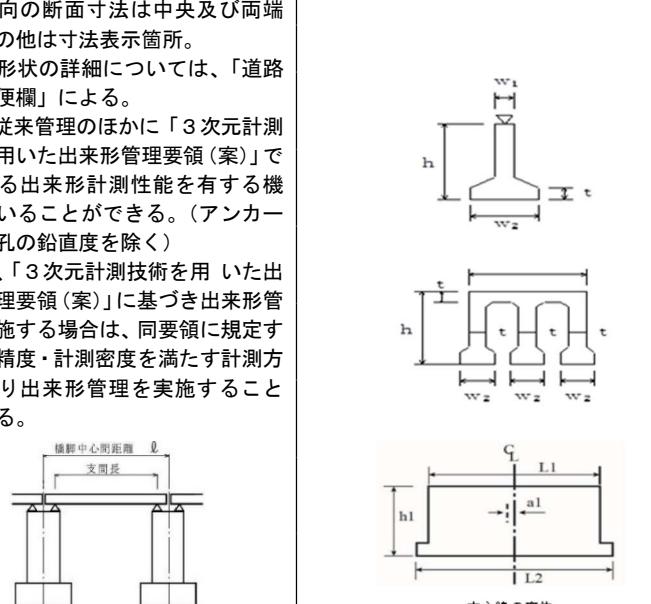
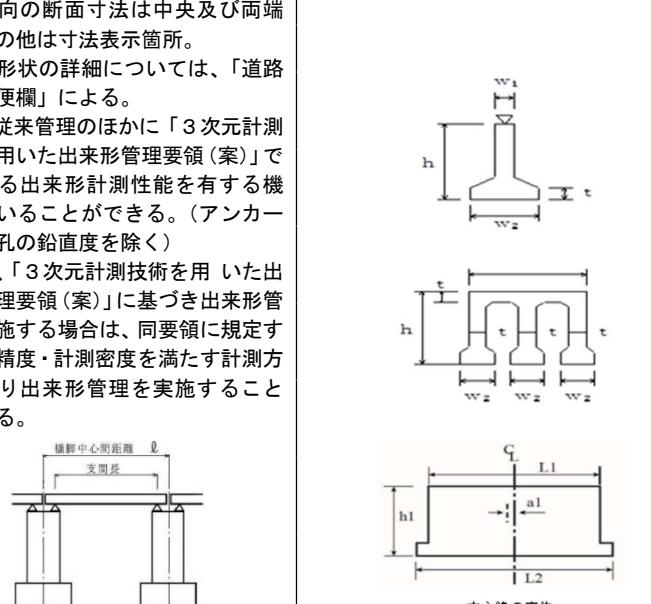
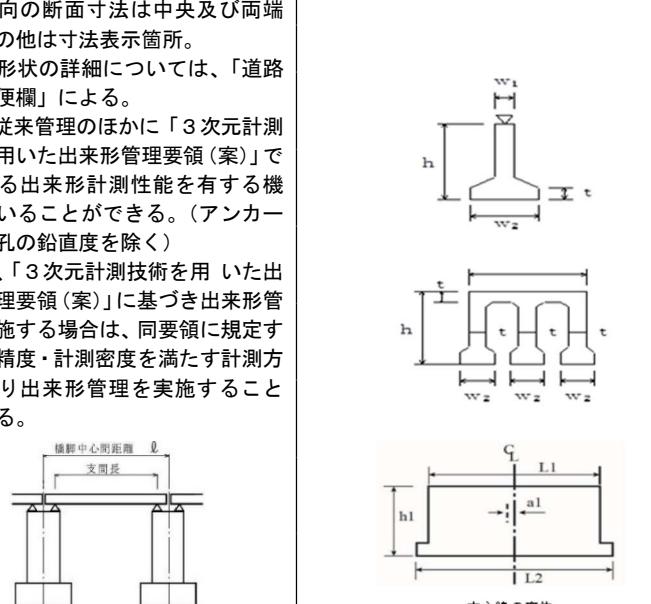
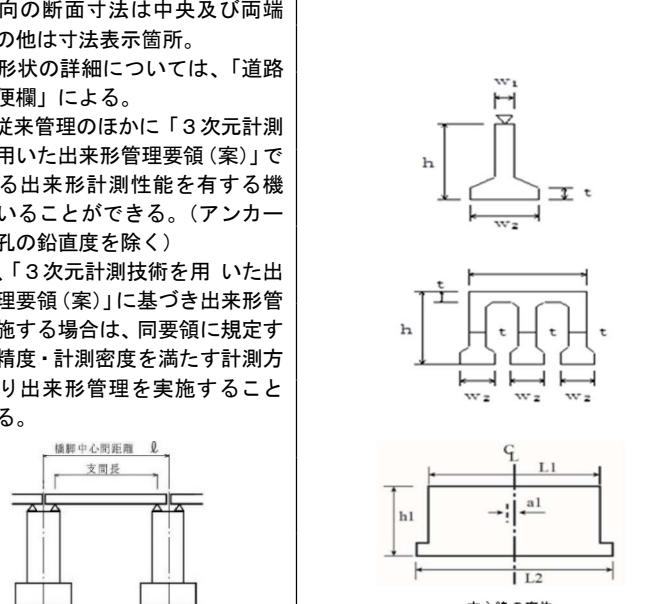
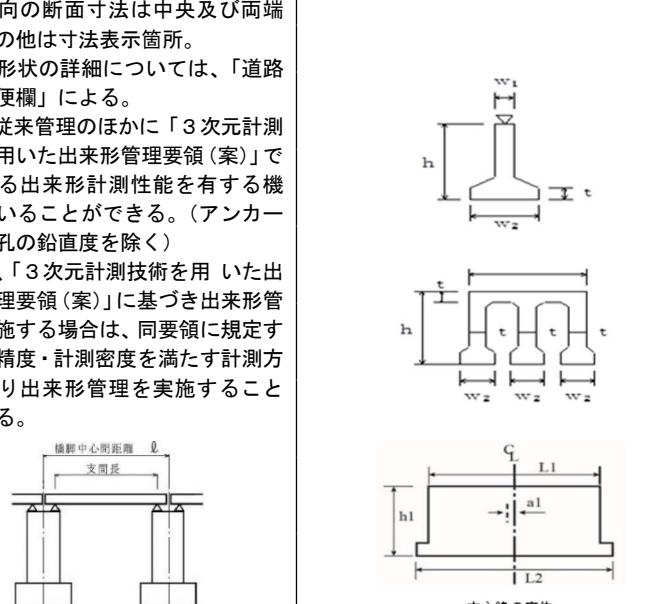
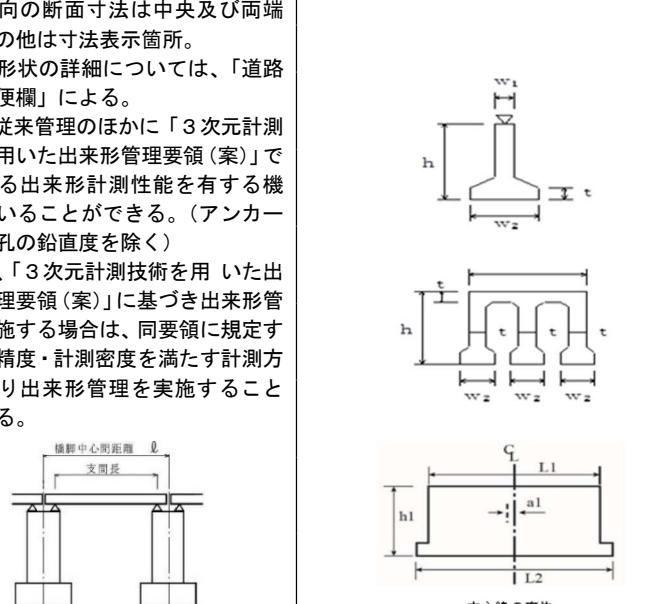
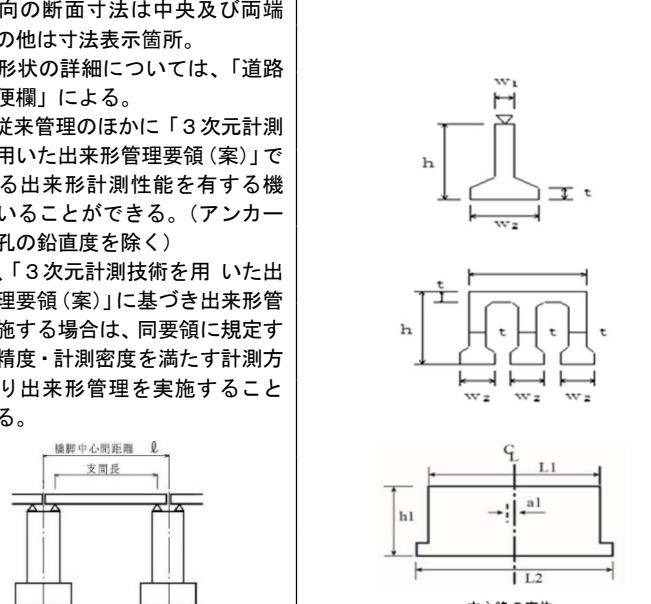
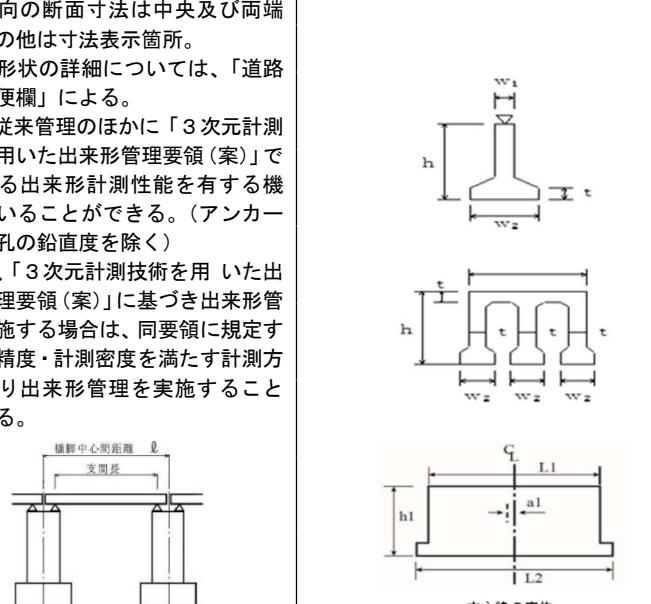
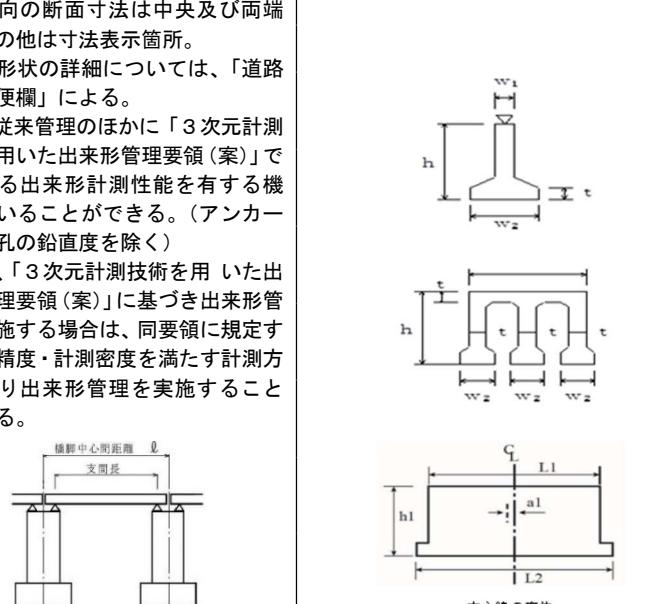
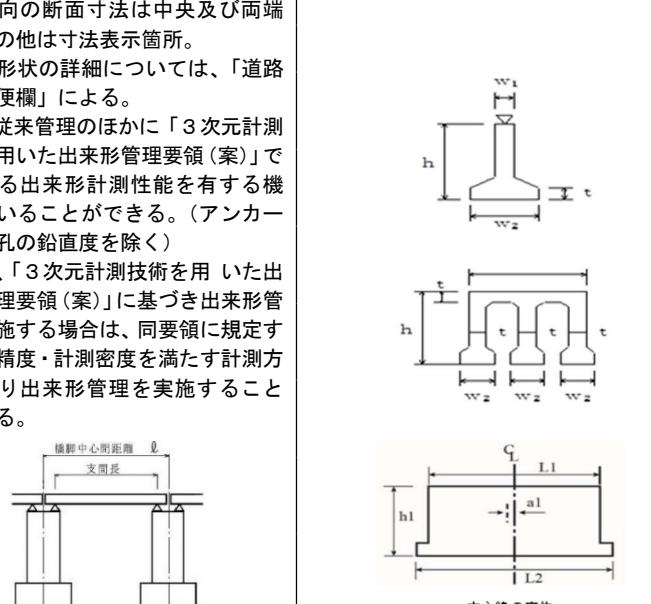
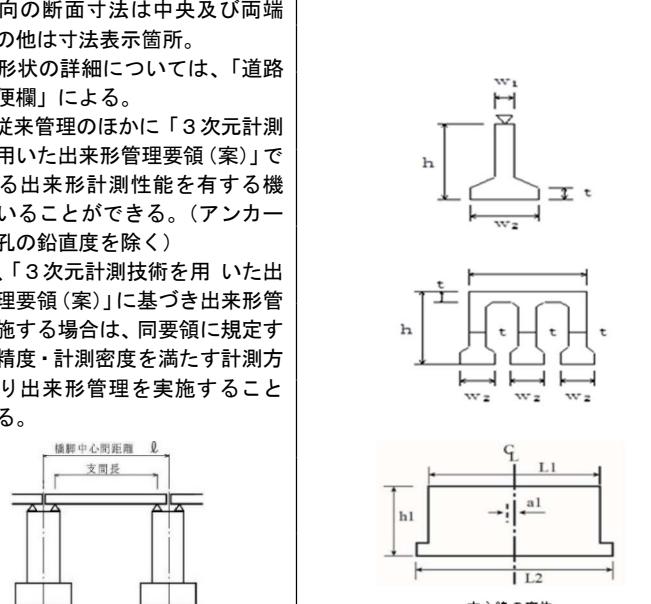
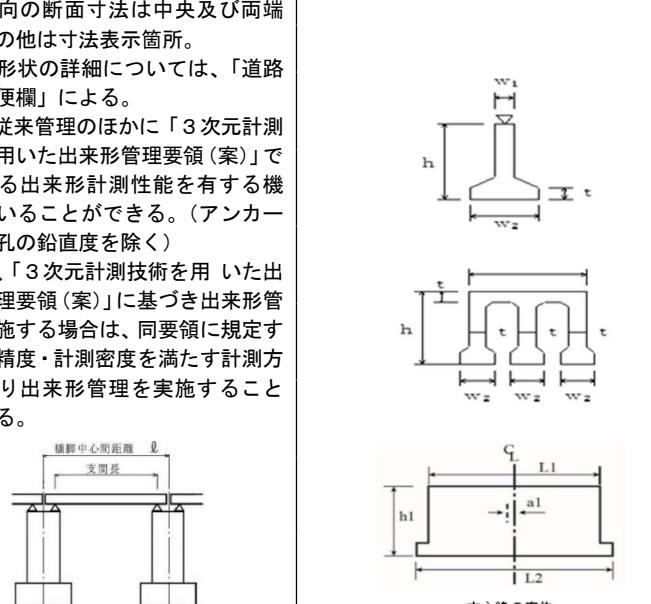
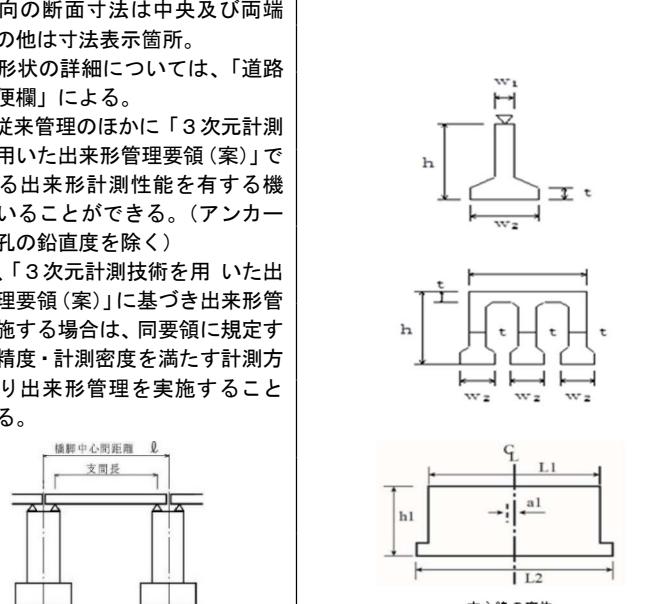
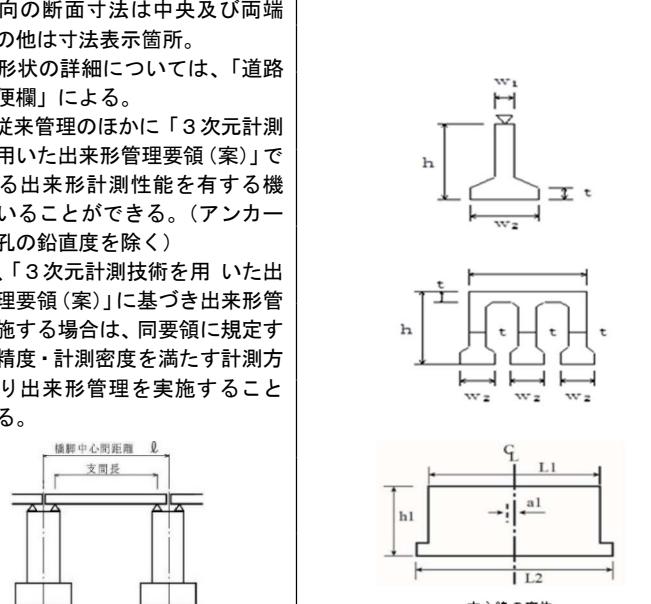
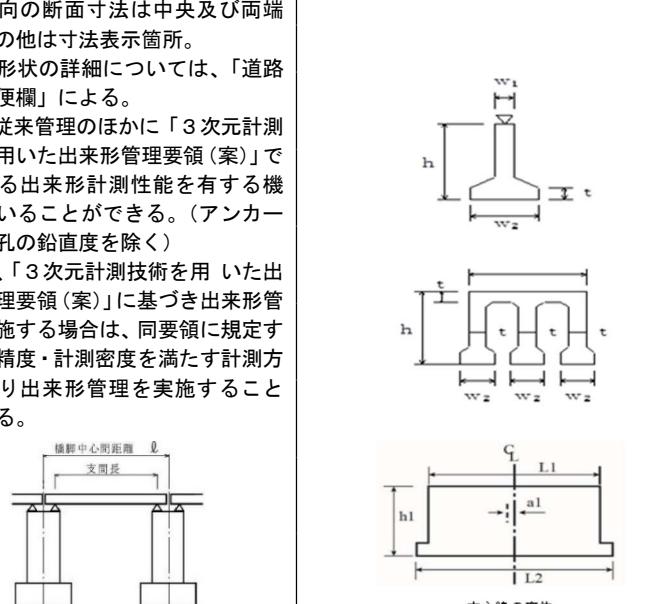
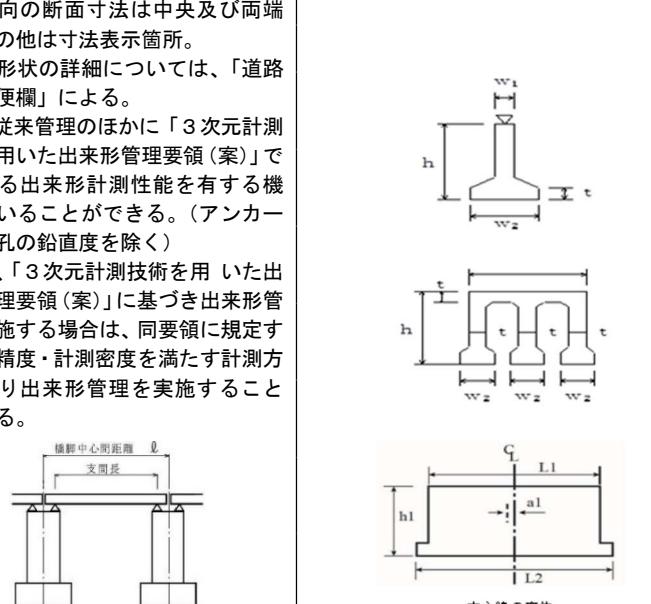
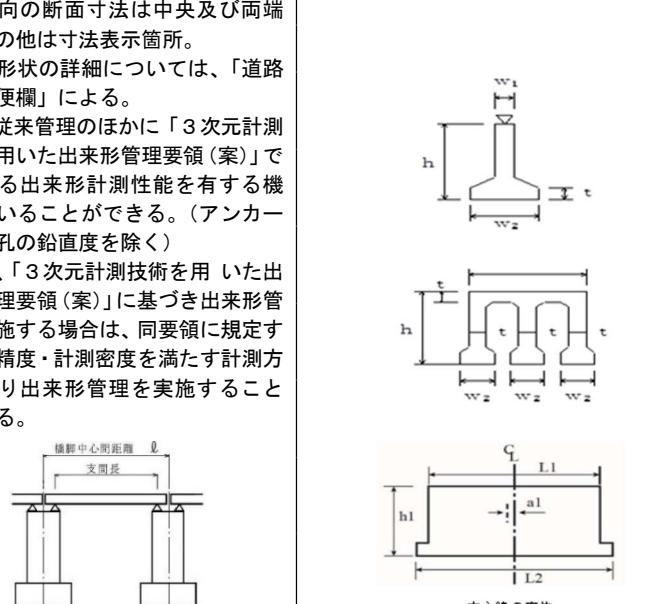
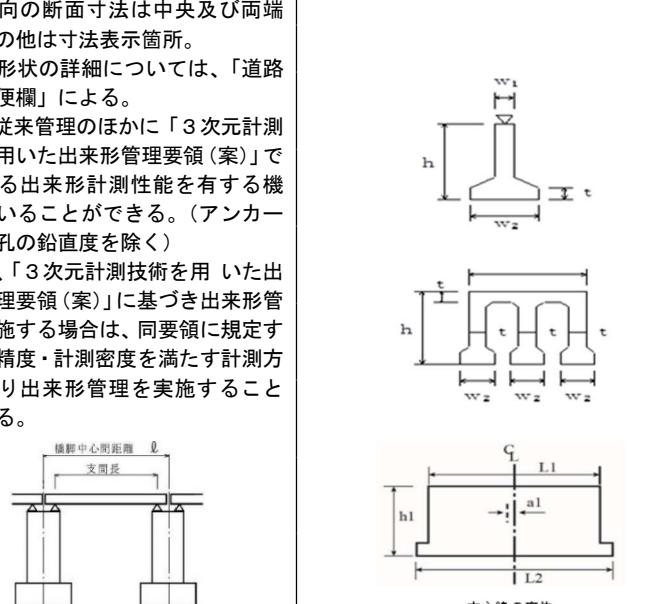
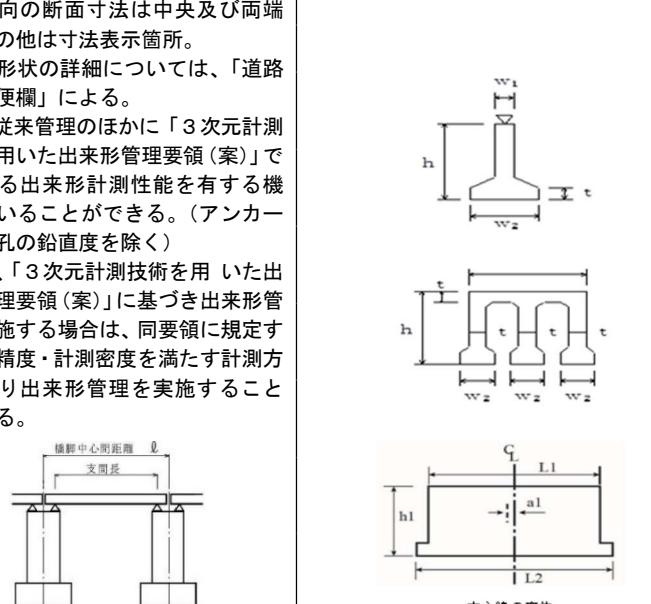
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	10		躯体工	基準高▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。            箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。            なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)            ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>    <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> 	 <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> 	
厚さ t	-20									
天端幅w1 (橋軸方向)	-10									
天端幅w2 (橋軸方向)	-10									
敷幅w3 (橋軸方向)	-50									
高さ h1	-50									
胸壁の高さ h2	-30									
天端長ℓ1	-50									
敷長ℓ2	-50									
胸壁間距離ℓ	±30									
支間長及び中心線の変位	±50									
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は座標の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p> 	 <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p> 						
	平面位置	±20								
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下								

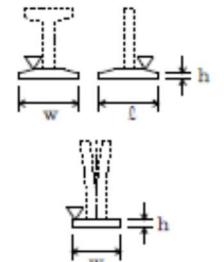
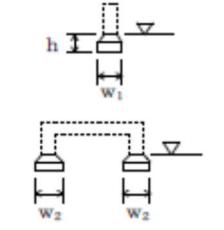
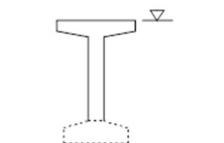
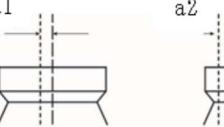
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	11	1	RC軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽ 厚さ t 天端幅w1(橋軸方向) 敷幅w2(橋軸方向) 高さ h1 天端長ℓ1 敷長ℓ2 橋脚中心間距離ℓ 支間長及び中心線の変位	±20 -20 -20 -50 -50 -50 -50 ±30 ±50	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> 		

## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用																																																																																																																																												
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	11	2	RC軸体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。            箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。            なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)            ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p> 																																																																																																																																														<img alt="Technical drawings showing bridge pier cross-section dimensions

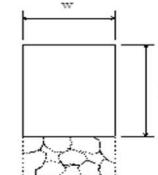
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅w (橋軸方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さl	-50			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅w1w2	-50			
						高さh	-50			
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	12	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p style="text-align: center;">中心線の変位 (a1 : 橋軸直角方向) (a2 : 橋軸方向)</p> 	
						橋脚中心間距離l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

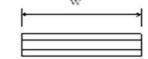
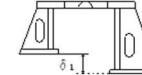
## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	12	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50		 中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)	
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	13		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
5 道路編	3 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	14		現場塗装工			5-4-5-3 現場塗装工に準じる。		

## 道路編・橋梁下部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	8		護岸付属物工	幅w	-30	各格子間の中央部 1 箇所を測定。		
						高さ h	-30			
5 道路編	3 橋梁下部	7 護岸工	9		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		

## 道路編・鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	4		検査路製作工	部材	部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所で測定。	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 W (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ₁ (mm)	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ₂ = 
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	6 7		落橋防止装置製作工 鋼製排水管製作工	部材	部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所で測定。	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所で測定。	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 10	図面の寸法表示箇所で測定。	

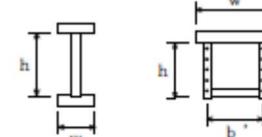
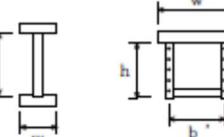
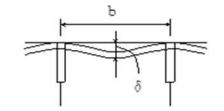
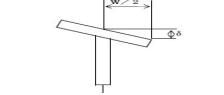
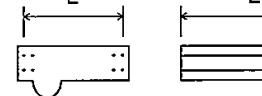
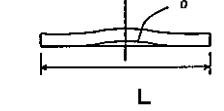
## 道路編・鋼橋上部

編 道 路 編	章 4 道 路	節 3 工 場 製 作 工	条 10	枝 番 1	工種 横断歩道橋製作工 (仮組立による検査 を実施する場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	測定項目 フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	規格値 $\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots$ $2.0 < w$	測定基準		測定箇所 I型鋼桁 トラス弦材	適用													
								鋼桁等	トラス・アーチ等															
部材精度	板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)																			
		箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート																						
	部材長 $l$ (m)	フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$																					
		鋼材	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材につい て、主要部材全数を測定。																				
		トラス・ アーチなど	$\pm 2 \dots l \leq 10$ $\pm 3 \dots l > 10$																					
		圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$l / 1000$																					

## 道路編・鋼橋上部

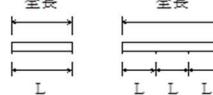
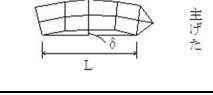
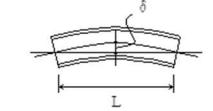
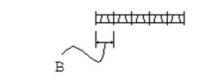
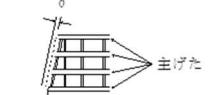
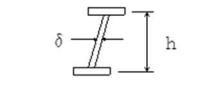
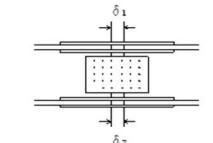
編 道 路 編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション 仮組立検査も含む	仮組立精度	全長、支間長 $L$ (m)	$\pm(10+L/10)$	各桁毎に測定。				
							主桁、主構の中心間距離 $B$ (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。				
							主桁の組立高さ $h$ (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。			
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L:測線延長 (m)				
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10 ~ 12 m 間隔を測定。 L:主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。			
							主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。				
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+ h / 1000$	各主桁の両端部を測定。 $h$ : 主桁の高さ (m)	支点及び支間中央付近を測定。 $h$ : 主桁の高さ (m)			
							現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1 \delta_2$ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)。	※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値の $h$ に代入する数値はmm単位の数値とする。			

## 道路編・鋼橋上部

編 道 路 編	章 4 道 路	節 3 工 場 製 作 工	条 10	枝 番 2	工種 横断歩道橋製作工 (仮組立による検査 を省略する場合)	測定項目 フランジ幅w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	規格値 $\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots \dots$ $2.0 < w$	測定基準		測定箇所 I型鋼桁 トラス弦材	適用
								綱桁等	トラス・アーチ等		
部 材 精 度	板の平面度 $\delta$ (mm)	綱桁及びト ラス等の部 材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 $h$ : 腹板高 (mm) $b$ : 腹板又はリブの間隔 (mm) $w$ : フランジ幅 (mm)	 	I型鋼桁 トラス弦材	原則として仮組立をしない部材につい て、主要部材全数を測定。	   			
		箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	$b/150$								
		フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$								
	部材長 $l$ (m)	綱桁	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$								
		トラス・ア ーチなど	$\pm 2 \dots l \leq 10$ $\pm 3 \dots l > 10$								
		伸縮継手	$-5 \sim +10 \dots$ $l \leq 10$ $-5 \sim +(5+w/2)$ $\dots l > 10$								
	圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)		$L/1000$								

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

## 道路編・鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁、主構の支間長 (m)		
					通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長 (m)			
					そり δ (mm)	±(25+L/2)	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主構の支間長 (m)			
					主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2)…… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
					主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
					主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+ h /1000	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主構の支間長 (m)			
					現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ1 δ2 のうち大きいもの。 設計値が 5mm 以下の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm~8mm)。			
							※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

## 道路編・鋼橋上部

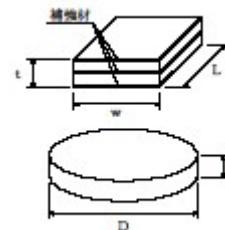
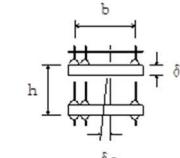
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	1	鋳造工 (金属支承工)	上 下 部 構 造 物 と の 接 合 用 ボ ル ト 孔	孔の直径差  中心距離  ボスの突起を基準にした 孔位置のずれ	+2 -0	製品全数を測定。  JIS B 0403-1995 CT13		

(次頁に続く)

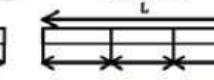
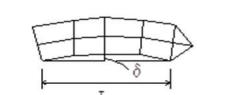
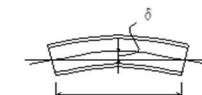
## 道路編・鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	1	鋳造工 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向 の長さ寸法  全移動量 $\leq$ $\frac{L}{4}$ L $\leq$ 300mm L > 300mm  組立絶対高さ (H) コンクリート構造用 t 普通寸法 鋳放し長さ寸法 ≈2、≈3 鋳放し肉厚寸法 ≈2 削り加工寸法 ガス切断寸法	JIS B 0403-1995 CT13  $\pm 2$ $\pm L/100$  $\pm 3$ $\pm 3$ $(h/200+3)$ 小数点 以下 切り捨て  JIS B 0403-1995 CT14  JIS B 0403-1995 CT15  JIS B 0405-1991 粗級  JIS B 0417-1979 B 級	製品全数を測定。  ≈1 ガス切断寸法を準用する。  ≈2 片面のみの削り加工の場合も含む。  ≈3 ただし、ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13 を適用する。  ≈4 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。  ≈5 組立て後に測定。		

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	11	2	鋳造工 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直徑D	w, L, D ≤ 500 500 < w, L, D ≤ 1500mm 1500 < w, L, D	0 ~ +5 0 ~ +1% 0 ~ +15	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差。  詳細は道路橋支承便覧参照	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	12		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度δ1 (mm) 鉛直度δ2 (mm) 高さh (mm)	b/500 h/500 ±5	軸心上全数測定。	
5 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	13		仮設材製作工	部材	部材長L (m)	±3… L ≤ 10 ±4… L > 1	図面の寸法表示箇所で測定。	

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4 鋼 橋 架 設 工	4	5	クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルエレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トラベラークレーン架設工	全長 $L_1$ (m) 支間長 $L_n$ (m)	± (20+ $L_1/5$ ) ± (20+ $L_n/5$ )	各桁毎に全数測定。	単弦間の場合  多弦間の場合 		
			6			通り $\delta$ (mm)	± (10+2 $L/5$ )	$L$ :主桁・主構の支間長 (m)			
			7			そり $\delta$ (mm)	± (25+ $L/2$ )	各桁毎に全数測定。 $L$ :主桁・主構の支間長 (m)			
			8			※主桁、主構の中心間距離 $B$ (m) ※主桁の橋端における出入差 $\delta$ (mm) ※主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm) ※現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	1-3-3-14-2桁 製作工の規格 値による。	※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。			
			9			※規格値の $L, B$ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値の $h$ に代入する数値はmm単位の数値とする。					
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4 鋼 橋 架 設 工	10		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の $1/2$ を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。			

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	5 橋梁現場塗装工	3		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1ロットの面積が200m <sup>2</sup> に満たない場合は 10m <sup>2</sup> ごとに1点とする。		

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	6 床版工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10m <sup>3</sup> に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
					厚さ t	+20~-10				
					幅w	+30~-0				
					鉄筋の有効高さ	±10				
					鉄筋のかぶり	設計値以上				
					鉄筋間隔	±20	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。 1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。			
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				
5 道路編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	1	支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± (4+0.5 × (B-2))				
					水平度	橋軸方向	1/100			
						橋軸直角方向	1/100			
					同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

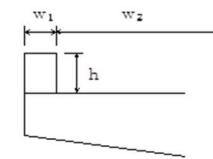
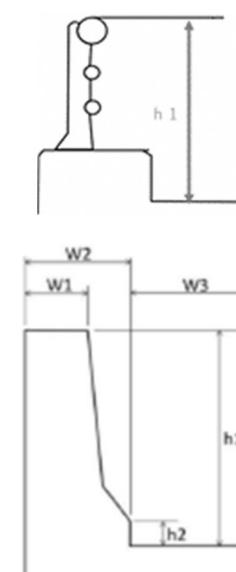
## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	4 鋼橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接觸面及びゴム支承と台座モルタルとの接觸面に肌つきが無いことを確認。 B : 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照			
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	± (4+0.5 × (B-2) )				
						水平度	橋軸方向	1/300			
							橋軸直角方向	1/300			
						同一支承線上の可動支承の 橋軸方向のずれの相対誤差	5				
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴 う移動量計算 値の1/2以上	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	<p>据付け高 : 「Ⓐ」と「Ⓐの設計値」との差分            仕上げ高 : 後打ちコンが有る場合 「Ⓐ」と「Ⓑ」の差分、後打ちコンが無い場合 「Ⓐ」と「Ⓒ」の差分</p>		
						据付け高さ	±3				
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	塗装面に対し 0~−2				

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W1 歯咬み合い部の横方向間隔W2 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 舗装面に対し 0~+2	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	2	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸 仕上げ高さ	3 舗装面に対し 0~+3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		

## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定。 D: アンカーボルト径 (mm)。		
						アンカーボルト定着長	-2D以内 かつ -1D以内			
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅w1	+20~-10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	+20~-10			
						有効幅員w2	+30~0			
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天幅W1	+10~-5	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅W2	+20~-10			
						高さ h1	+30~-20			
						高さ h2	+20~-10			
						有効幅員W3	+30~0			

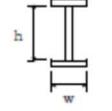
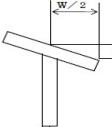
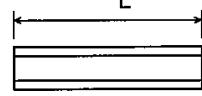
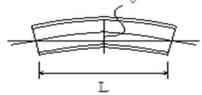
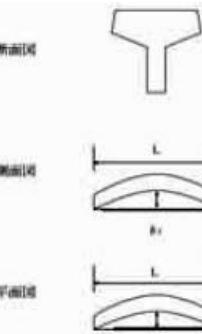
## 道路編・鋼梁上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
5 道路編	4 鋼橋上部	9 橋面防水工	3		橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100 mmに対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		
5 道路編	4 鋼橋上部	10 道路付属施設工	3		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1 箇所／1 踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1 箇所／1 踏掛版		
						各部の長さ	±30	1 箇所／1 踏掛版		
					(ラバーシューチ)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		

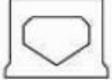
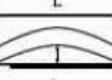
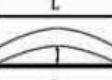
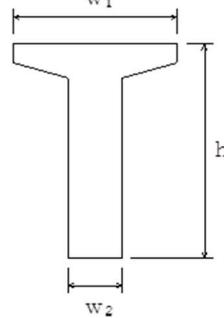
## 道路編・鋼橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	4 鋼橋上部	11 歩道橋本体工	5		橋脚フーチング工 ( I型) ( T型)			5－3－6－11－1 橋脚フーチング工 (I型・T型) に準ずる。		
5 道路編	4 鋼橋上部	11 歩道橋本体工	6		歩道橋架設工			5－4－4 鋼橋架設工に準じる。		
5 道路編	4 鋼橋上部	11 歩道橋本体工	7		現場塗装工			5－4－5－3 現場塗装工に準じる。		

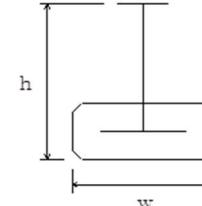
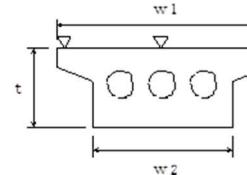
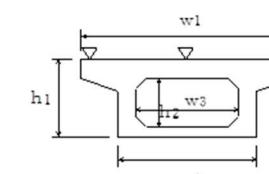
## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	3 工場製作工	2		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots l \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < l \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	2	1	プレテンション桁購入工 (けた橋)	桁長 $L$ (mm)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。			
						断面の外形寸法 (mm)	$\pm 5$				
						橋桁のそり $\delta_1$ (mm)	$\pm 8$				
						横方向の曲がり $\delta_2$ (mm)	$\pm 10$				

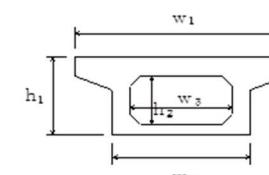
## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	2	2	プレテンション桁購入工 (スラブ橋)	桁長 L (mm)  断面の外形寸法 (mm)  橋桁のそり δ 1 (mm)  横方向の曲がり δ 2 (mm)	±10…L ≤10m ± L / 1000… L > 10m  ± 5  ± 8  ± 10	桁全数について測定する橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	3		ポストテンションT(I) 桁製作工	幅(上) w1  幅(下) w2  高さ h  桁長 l 支間長  横方向最大タワミ	+10 -5  ± 5  +10 -5  L < 15 … ± 10 L ≥ 15 … ± (L - 5) かつ -30mm 以内  0.8 L	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に代えることができる。 L : 支間長 (m)		
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	5		プレキャストブロック桁組立工	桁長 l 支間長  横方向最大タワミ	L < 15 … ± 10 L ≥ 15 … ± (L - 5) かつ -30mm 以内  0.8 L	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L : 支間長 (m)		

## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	6		プレビーム桁製作工	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ : スパン長		
					高さh 支間長	+10 -5				
					桁長 $\ell$ スパン長	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ ± (L-5) かつ -30mm以内				
					横方向最大タワミ	0.8L				
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	7		PCホロースラブ製作工 RC場所打ホロースラブ製作工 PC版桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、5-4-6-2床版工に準ずる。 $\ell$ : 桁長		
			8			幅w1w2	+30~-5			
			9			厚さt	+20~-10			
						桁長 $\ell$	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ ± (L-5) かつ -30mm以内			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	10		PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、5-4-6-2床版工に準ずる。 $\ell$ : 桁長		
			11			幅（上）w1	+30~-5			
						幅（下）w2	+30~-5			
						内空幅w3	±5			
						高さh1	+10~-5			
						内空高さh2	+10~-5			
						桁長 $\ell$	$L < 15 \dots \pm 10$ $L \geq 15 \dots$ ± (L-5) かつ -30mm以内			

## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	4 コンクリート主桁製作工	12		P C 押出し箱桁製作工	幅(上) w1	+30~-5	桁全数について測定。 ※桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 L : 桁長		
						幅(下) w2	+30~-5			
						内空幅 w3	±5			
						高さ h1	+10~-5			
						内空高さ h2	+10~-5			
						桁長l	L < 15 … ±10 L ≥ 15 … ± (L-5) かつ -30mm以内			
5 道路編	5 コンクリート橋上部	5 コンクリート橋架設工	2 3 4 5 6 7		架設工 (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工(固定) 架設支保工(移動) (片持架設) (押出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		

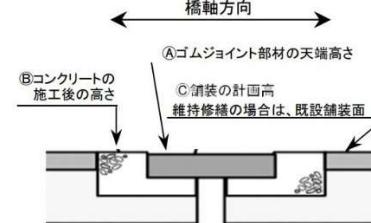
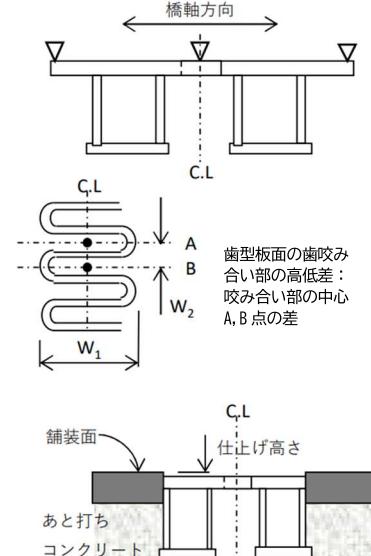
## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	6 床版工	2	床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10m <sup>2</sup> に1箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	1径間当たり3箇面（両端及び中央）測定。1箇面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
					厚さ t	+30～0				
					幅w	+20～-10				
					鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。	1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
					鉄筋のかぶり	設計値以上				
					鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。	1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
					上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	1 支承工 (金属支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。  支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。  注2)、可動支承の遊間(La, Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。  注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。  詳細は、道路橋支承便覧参照			
					可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5				
					水平度	橋軸方向	1/100			
						橋軸直角方向	1/100			
					同一支承線上の可動支承の橋軸方向のずれの相対誤差	5				
					可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上				

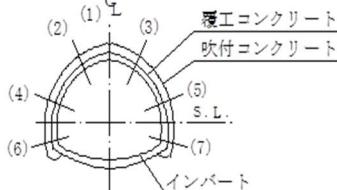
## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	7 支承工	2	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)  可動支承の移動可能量 注2)  支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5  設計移動量 以上  ±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接觸面及びゴム支承と台座モルタルとの接觸面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1)、先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2)、可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3)、可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照		

## 道路編・コンクリート橋上部

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 塗装面に対し 0~-2	車道端部及び中央付近の3点を測定。 表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下	 据付け高：「Ⓐ」と「Ⓐの設計値」との差分 仕上げ高：後打ちコンが有る場合「Ⓐ」と「Ⓑ」の 差分、後打ちコンが無い場合「Ⓐ」と 「Ⓒ」の差分	
5 道路編	5 コンクリート橋上部	8 橋梁付属物工	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ 橋軸方向各点 誤差の相対差 表面の凹凸 歯型板面の歯咬み合い部の 高低差 歯咬み合い部の縦方向間隔W1 歯咬み合い部の横方向間隔W2 仕上げ高さ	±3 3 3 2 ±2 ±5 塗装面に対し 0~-2	高さについては車道端部、中央部にお いて車線方向に各3点計9点。 表面凹凸は長手方向（橋軸直角方向） に3mの直線定規で測って凹凸が3mm 以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点。		

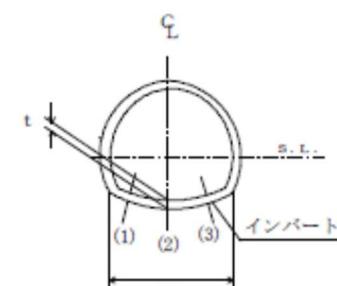
## 道路編・トンネル（NATM）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。		
5 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から 10cm以内			

## 道路編・トンネル（N A T M）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3 4	覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(iii) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>			
					幅w（全幅）	-50				
					高さh（内法）	-50				
					厚さt	設計値以上				
					延長L	—				

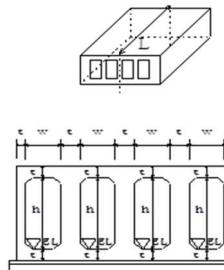
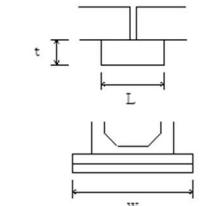
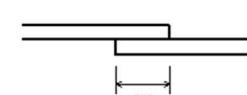
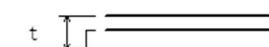
## 道路編・トンネル（NATM）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さt	-30			
5 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅w（全幅）	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さ (i) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ii) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			

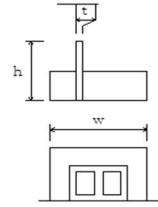
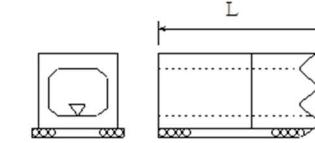
## 道路編・トンネル（NATM）

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	6 トンネル (NATM)	7 坑内附帯工	5		地下排水工			5-1-7-3 地下排水工に準ずる。			
5 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽ 幅 $w_1 w_2$	$\pm 50$ $-30$	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
						基準高▽	$\pm 50$				
						高さ $h$	$h < 3\text{ m}$				
							$h \geq 3\text{ m}$				
						延長 $L$	-200				
						基準高 (拱頂)	$\pm 50$	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 $w$ (全幅)	-50				
						高さ $h$ (内法)	-50				
						厚さ $t$	-20				
						延長 $L$	-				

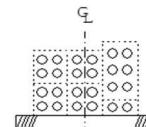
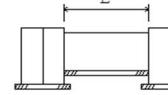
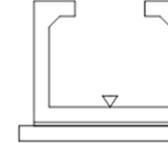
## 道路編・共同溝工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	10 共同溝工	5 現場打ち構築工	2		現場打ち躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
5 道路編	10 共同溝工	5 現場打ち構築工	5		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
5 道路編	10 共同溝工	5 現場打ち構築工	6	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値 以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
5 道路編	10 共同溝工	5 現場打ち構築工	6	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値 以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

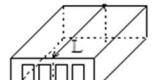
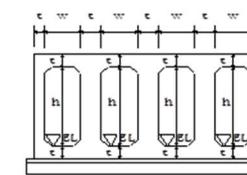
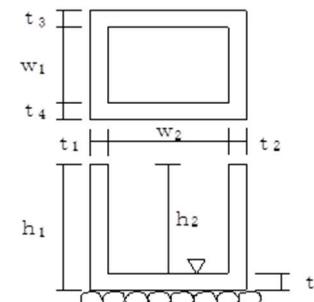
## 道路編・共同溝工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	10 共同溝工	5	6	3	防水工 (防水壁)	高さ $h$	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 $w$	$\pm 50$			
						厚さ $t$	-20			
5 道路編	10 共同溝工	6 プレキャスト躯体工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延長 $L$	-200			

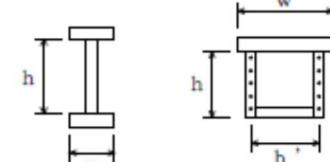
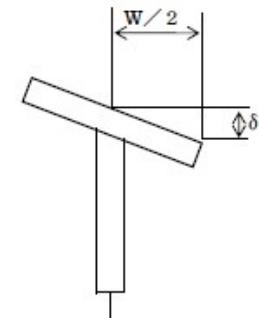
## 道路編・電線共同溝

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	11 電線 共同 溝	3 電線 共同 溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 $t$	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。	  接続部 (地上機器部)      接続部 (地上機器部)	
						延長 $L$	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
5 道路編	11 電線 共同 溝	3 電線 共同 溝工	3		プレキャストボック ス工 (特殊部)	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		

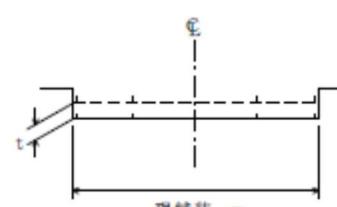
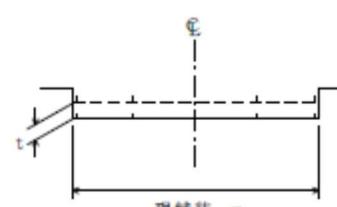
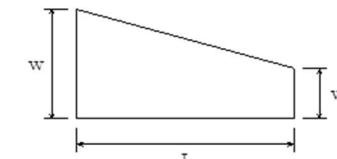
## 道路編・電線共同溝

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	11 電線 共同 溝	3 電線 共同 溝工	4		現場打ちボックス工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	 	
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
5 道路編	11 電線 共同 溝	4 附帶 設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t1 ~ t5	-20			
						※幅 w1、w2	-30			
						※高さ h1、h2	-30			

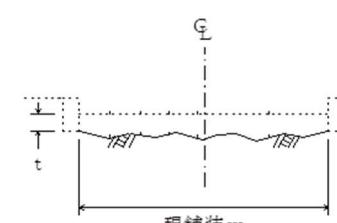
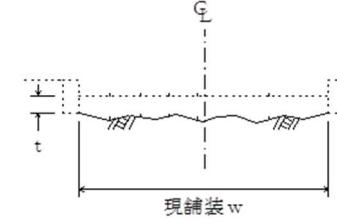
## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道路編	13 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \dots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	 トラス弦材	
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$				
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	主要部材全数を測定。 $\ell$ : 部材長 (mm)			

## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $X_{10}$ )			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	3	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		
						幅 w	-25	—			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	3	2	路面切削工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差) (面管理として緩和)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> 		
						幅 w	-25	—			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	4	舗装打換え工		路盤工	厚さ t	該当工種	<p>各層毎1箇所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				
						舗設工	厚さ t	該当工種			
							幅 w	-25			
							延長 L	-100			

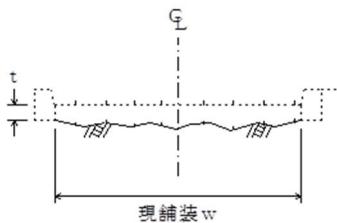
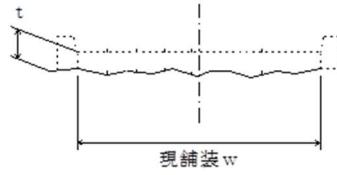
## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	平均の測定値(×10) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅w	-25				
						延長L	-100				
						平坦性	—	3 mプロフィルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ ) 1.75mm以下			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	2	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> <li>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</li> <li>計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</li> <li>厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</li> <li>厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。</li> </ol> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅w	-25				
						延長L	-100				
						平坦性	—	3 mプロフィルメーター ( $\sigma$ ) 2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ ) 1.75mm以下			

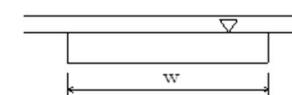
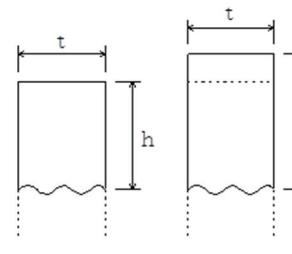
## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	適用
							個々の測定値(X)	平均の測定値(×10) ※面管理の場合は測定値の平均			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差  平坦性	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
							3mプロフィルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下				

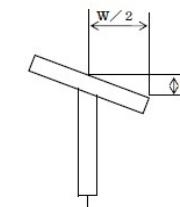
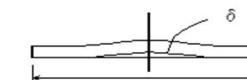
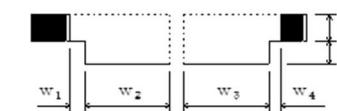
## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	13 道路修繕	4 舗裝修繕工	6		路上再生路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅w	-50			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗裝修繕工	7		路上表層再生工	延長L	-100	幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、1000m毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差を、車線中心線、車線端及びその中心とする。		
						厚さ t	-9			
						幅w	-25			
						延長L	-100			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗裝修繕工	8		歩道舗裝修繕工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		

## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	9		プレキャストRC舗装版工	基準高▽	±20	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、40m（または50m）以下は1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。			
						幅w	±30				
						延長L	-200				
5 道路編	13 道路修繕	5 道路構造物修繕工	2		排水構造物修繕工	嵩上	厚さ t	-20	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 取壊し寸法または嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h	-30			
							延長L	-200			

## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	適用
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道路編	13 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。		I型鋼桁 トラス弦材	
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。			
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 $\ell$ : 部材長 (mm)		
5 道路編	13 道路修繕	6 橋梁修繕工	8		伸縮継手修繕工 (ゴムジョイント)	厚さ $t_1 t_2$	-20	伸縮継手の両端部及び中央部の3箇所 を測定。			
						幅 $w_1 \sim w_4$	-20				
						延長 $L$	設計値以上				

## 道路編・道路修繕

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	13 道路修繕	6 橋梁修繕工	9	1	支承修繕工 (金属支承)			5-4-7-2-1支承工(金属支承) 及び 5-5-7-2-1支承工(金属支承)に準ずる。		
5 道路編	13 道路修繕	6 橋梁修繕工	9	2	支承修繕工 (ゴム支承)			5-4-7-2-2支承工(ゴム支承) 及び 5-5-7-2-2支承工(ゴム支承)に準ずる。		